

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その10）

招集年月日時刻及び場所

平成17年9月1日（木） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県経営戦略局政策促進チームリーダー	宮津	雅則氏
元県経営戦略局職員	野崎	真氏
元県経営戦略局職員	羽生	昭広氏
元県土木部下水道課長	田附	保行氏
県下水道公社理事長	田中	邦治氏

{ 元県下水道公社主任専門技術員兼管理係長  
現生活環境部生活排水対策室長 松 沢 克 典氏  
元県経営戦略局参事 岡 部 英 則氏

#### 付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

#### 会議に付した事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

開会時刻 午前10時

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について証人から証言を求めます。本日、午前中に出頭を求めました証人は、元県経営戦略局政策促進チームリーダー宮津雅則さん、県経営戦略局職員野崎真さん、元県経営戦略局職員羽生昭広さん、以上3名であります。

お諮りいたします。証人宮津雅則さん、野崎真さん、羽生昭広さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影については後方のみとしていただきたいとの申し出がありましたので、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[ 各証人入室・着席 ]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださるようお願いする次第であります。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

まず宮津雅則証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 宮津雅則証人、宣誓書を朗読 ]

次に野崎真証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 野崎真証人、宣誓書を朗読 ]

次に羽生昭広証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 羽生昭広証人、宣誓書を朗読 ]

御着席をお願いいたします。

お諮りいたします。本日、証人として宮津雅則さん、野崎真さん、羽生昭広さんの出頭を求めておりますが、3人の方を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分に留意されるよう要望しておきます。

これより宮津雅則証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず宮津雅則証人にお尋ねいたします。あなたは宮津雅則さんですか。

○宮津証人 はい。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○宮津証人 長野県企画局政策評価課の課長を務めております。

小林委員長 次に野崎真証人にお尋ねをいたします。あなたは野崎真さんですか。

○野崎証人 はい、そうです。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○野崎証人 経営戦略局政策促進チーム企画員でございます。なお、治水・利水対策推進チームも兼務してございます。

小林委員長 次に羽生昭広証人にお尋ねをいたします。あなたは羽生昭広さんですか。

○羽生証人 はい。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○羽生証人 総務部情報公開課企画員でございます。

小林委員長 それでは発言の申し出がありますので、順次これを許します。

鈴木委員 きょうは忙しい中、貴重なお時間ありがとうございます。個別具体的な事案に関しては、各委員の方から尋問があると思います。私は基本的な部分だけ、それぞれお尋ねしたいと思います。まず宮津証人、あなたは政策秘書室勤務、何年から何年の期間でしたか。

宮津証人 副知事が就任したときですから、阿部副知事が就任したのが2001年だったと思いますけれども、2001年ですね。2001年10月に私は政策秘書室にまいりまして、当時は政策秘書室でございますけれども、主査を務めました。それから半年を経まして、政策秘書室の中で政策調整担当ということにかわりまして、これを1年務めて、その後、同じ仕事を約1年半務めて、これは2年前ですか、平成15年10月に、当時政策チームでしたけれども、政策チ

ームのリーダーを命ぜられました。その後、私、昨年10月いっぱいまでそのリーダー、途中で政策チームというのは政策促進チームというふうに名前が変わりましたが、リーダーを務めまして、昨年11月から現職を務めております。

鈴木委員 政策調整、あるいは政策促進チーム、政策チーム等と、その主要な任務はどんな役割を果たしていたんでしょうか。

宮津証人 申し上げます。私の任務は、主としてやはり知事が何を考えているかということ、きちんとして政策的にどういう意味合いがあるのか、またどんな考えなのかということ、これをきちっと各部局に伝えること。それからもちろんもう一つは、各部局が知事にまで判断を求めること、この事項について、きちっと部局の考えを伝えること。そのことを調整するのが主な任務と思っておりました。

またあとからもあると思いますけれども、それぞれその部局担当ということ以外に、私はリーダーも務めておりましたので、リーダーとしてはその中で特に重要な事項ですとか、それから各部局と知事とがなかなか考えが合わない事項、そういう主要な事項については、私が調整を務めるということをやっておりました。

鈴木委員 今日までのこの委員会の、いろいろ証人に対する尋問の中で、各部局の役割に対し政策秘書室あるいは経営戦略局というものが、非常に知事の意を体して、さらに具体的個別的な案件まで関与、もしくは指導、助言の枠を超えた働きがあるというものがつまびらかになってきました。そうしますと宮津さんの役割というものは、ある意味では365日24時間と言わないまでも、田中康夫長野県知事のいろいろな思いとか、具体的な政策はもちろん当然のことながら、意を体し自分なりにしんしゃくしながら、各部局に対し政策が具体化されるような、いわゆるそのアプローチをしたり、さらに各部局からの知事に対する提言あるいは進言事項というものを自分なりにしんしゃくし、知事の方に伝えていくと。江戸時代にお庭番というのがあったんだけど、それに近いような役割ですね。どうですか。

宮津証人 私どもやはり、田中知事が県民に選ばれた知事ですので、その知事がどのようなことをしたいのかということ、きちっと、私の言葉で言えば、ある意味通訳と言うんですかね、その思いを伝えるということは非常に大事なことと思っています。やはり、田中知事も忙しいですし、それからいわゆる行政マンではないですから、その言葉とかなかなか伝わらないときがあれば、それをきちっと伝えることが私どもの大きな役割かと思っていました。

鈴木委員 引き続き宮津証人にお尋ねしますが、今回のいわゆるこの下水道問題の中で、宮津さん自身が、知事後援会幹部と直接お行き会った機会は何回ありますか。その何回あるかということ、これは庁内外を問わず、あなたの勤務している政策秘書室ではなくて、庁外も含めて何回お行き会いましたか。それがまず1点。

それとさらに加えて、田中康夫長野県知事が庁外で知事後援会幹部とお二人、もしくは複数の方々といられるときに、あなたが顔を出されたり、そこに同席をしたことがありますか。その2つの場面。

宮津証人 今の話、下水道の関係ということだと、私はあまり記憶がないんです、実は、もちろん知事後援会幹部は、私は存じておりますし・・・

(鈴木委員から「一般的に」という声あり)

一般的に。一般論で申し上げますと、政策秘書室に来てからあまりしないうちに、この方が知事の後援会の幹部というんですか、という方で、名刺交換をさせていただいた覚えがあります。何回かと言われてもちょっと記憶は、数えられないですね。それはすごく多いというよりは、時々いらしたときにこんにちはこのごあいさつをする、そういったことはあったと思います。

それから庁外では、会ったことはありますけれども、それから知事と一緒にのときもありましたけれども、何回かと言われると、2、3回といった程度だと思いますけれども。

鈴木委員 率直に証言いただきたいと思いますが。庁外で2、3回という場面があなたは記憶にあった。その2、3回という場面、具体的にはどんな場所ですか。

宮津証人 はっきり覚えていますのは、知事が一時入院されました。入院されたときに病院でお会いしたことがあったと思います。それからあとは、具体的に今思い出せないんですけども、会ったとは思いますが。

鈴木委員 あなたは政策促進チームとか、政策調整という中で、直接的・間接的を含めて県行政全般にかかわること。私は下水道問題とか特化しておりませんよ。庁内人事も含めて、知事後援会幹部から何らかのサジェスションとか、あるいは県行政に関する提言とか、アドバイス等を宮津さんに知事後援会幹部から、そのような進言があった機会はございますか。

宮津証人 私に具体的にその提言ですとか、アドバイスといったことはなかったと思います。知事後援会幹部の考えはいろいろお聞きしたことはありますけれども、それが私自身にとって政策的なアドバイスですとか、そういったことと思ったことはありません。

鈴木委員 そうしますと逆に知事から、知事後援会幹部はこのようなお考えを持っている、こういう一つの行政に対する思いがあるんだとか、要するに知事と一番近い立場にあったのはあなたなんですよ、いろいろな意味で。それはあなた自身も承知していらっしゃる。外のいろいろな会合等の窓口もあなたがなっている。そういう事例がいくつもある。その中で、下水道問題に関しては知事後援会幹部という方が一番造詣が深いし、なかなか関心を持っていると同時に勉強もしていらっしゃる。知事後援会幹部のいろいろな思い、意向をぜひ下水道課や公社に対し、宮津さん、速やかに政策に反映できるように取り組んでくだ

さいというような、知事からの個別具体的なあなたに対する指示はなかったですか。

宮津証人 下水道問題に関しては、知事から私にそういうようなことは、私は記憶にございません。

鈴木委員 そういたしますと、過日証言をいただいた近藤、当時政策秘書室の職員ということでもよろしいですか。

宮津証人 多分、近藤さんですか、近藤さんが経営戦略局にいらしたのは、もちろん一緒にいたんですけども、当時私の立場としては、その下水道問題にかかわっている立場ではなかったんです。ですので、近藤さんがそのようなことをしているかどうかについても、私はよく存じ上げません。というのは、当時、近藤さんが、その下水道のあり方検討委員会というのがあるんですけども、その委員会の事務をやっていたのは知っていますけれども、その内容等に関して、私は承知していません。

鈴木委員 では同じことを確認させていただきます。それではまず野崎さん、野崎さんのお名前は何回もお聞きしたことがありますね。野崎さんは政策秘書室で何を今まで担当していたらっしゃいましたか。

野崎証人 私は平成15年4月にまいりましてから、主に公共事業関係の政策秘書をやっております。基本的には土木部、住宅部ですけども。あと農政部、林務部にも公共事業というものがございます。公共事業に関することは私が担当しております。

鈴木委員 土木部、住宅部、要するに公共事業関係ということですね。県民の皆さんから、例えばメールが知事あてに来た、あるいは他の部局へ来た。それで経営戦略局のあなたが担当ということで、メールをいただいた県民の皆さんに返信をしていることはないですか。

野崎証人 平成15年度は、いわゆるそのガバナーメールというものを、我々政策秘書も見ることはできまして。それに対して、私の名前で知事にかわりましてということで、いろいろ私なりに部局通じて調べたことをお返事しておりました。

鈴木委員 だから今あなたは、公共事業、土木部、住宅部と言ったけれども、あなたの名前でメールをもらったのを2、3通、私の手元にあるけれども。全く関係のない教育問題のメールの返信をあなたは出していますよ。それはいいです。ではさっきの宮津さんと同じようにお聞きしますが、あなたは知事後援会幹部と直接お行き会いした機会、回数、庁内でね。あるいは庁外で、この2つの場面で何回ぐらいありますか。

野崎証人 回数は覚えておりませんが、複数回ございます。

鈴木委員 では複数回というのは、二けた以上、10回以上ですか。それとも5回、6回ぐらいですか。その辺はどうですか。それと時期的に。

野崎証人 そうですね、10回を超えているかもしれませんが。ただし正確には覚えてございませ

ん。時期でございますか、時期はそうですね、平成15年の、最初にお行き会いしたのが多分7月か8月ごろだったと思いますけれども、それから去年の夏ごろまではお行き会いしたことがございます。

鈴木委員 最初の出会いはどんな経緯、きっかけですか。例えば知事の方から、この人が知事後援会幹部だと紹介されたのですか。それとも宮津さんの方から、知事の一番頼りにしている人だから、野崎さん頼むよというような紹介をされたわけですか。どういう場面で一番最初は紹介されたのですか。

野崎証人 確か経営戦略局の一室で知事後援会幹部が、私その場にだれがいたかちょっと記憶しておりませんが、多分うちの大月さんですとか、そういうメンバーだと思いますけれども、そこに私も呼ばれて、そのときだったというふうに覚えています。

鈴木委員 私は経営戦略局なるものに行ったことがないんですけども、一室というのがあるわけですね。それは、県民の皆さんはどなたも自由にフリーパスで入れるわけですか。その辺はどうですか。

野崎証人 一室と申しておりますのは、我々の執務室の奥にあるんですけども。だれでも気軽にということではないですけども、ただ私自身、本当に一般の県民の方が見えたときにも、お話しする場所がないときにはそこへお連れして、いろいろなことをお話、実際にしているそういう部屋でございます。

鈴木委員 なかなかの奥の院で、皆さんが執務中の奥へ入っていくということにはできないと思うんですね。何らかの要望とか、相当皆さん方と面識があったり、日常的に触れ合いがなければ、そういう行動はとれないと思います。今お聞きしましたけど、最初複数とおっしゃったけど、10回以上多分お行き会いしたことがあると。特に具体的な、すり合わせた内容とか、要望とか、あるいは行政全般に関する提言とか、記憶に残っていることはございますか。

野崎証人 知事後援会幹部とはいろいろなお話をしております。むしろ私自身は、一般の県民の方からいろいろな御意見をいただくというものと同列に、知事後援会幹部のお話を聞いていた記憶がございます。具体的に申しますと、例えばこれは私の専門に全然関係ないので、そのとき私はお聞きしているだけだったんですけども。いわゆるその合併か自律かというようなお話で、御自身の意見等で、むしろそれは私もいろいろ教えていただいたなというような感覚で聞いていたことがございます。あとは、そうですね、多分本当に知事後援会幹部のところ、一県民の方がこれではお役所、らちがあかないとか、いったようなことを持ってこられたのを、ちょっとこれ調べてもらえないみたいな話をいただいたことはございます。



鈴木委員 そういたしますと、行政のルール、手続上からいって、県があり、市町村との間に地方事務所等が介在しているわけですよ。だから民間の一個人が、県民からの悩みや相談や要望を直接経営戦略局へ持ち込んで、それをあなたが県の正式な職員という立場で、県民からの何とかならないとか、こういう問題があるんだけどということを知事後援会幹部に訴えられた。それをあなたがお聞きするという事は、単なる聞きおくということなんですか、職務上お聞きしたということなんですか。どうなんでしょうか、それは。

野崎証人 職務上かどうかと、正確なところは私も言えないですけども。基本的に、私は15年にこの政策促進チーム、当時は政策チームですけども、来ましてからは、やはり基本的に県政、どんな県民の方の声でも、当時は例えば県民の声ホットライン、今はフレッシュ目安箱になっておりますけれども。それとかいろいろな、例えば知事へ直接来るメールですとか、いろいろな形での声をやはり聞くと。そして迅速に対応していく。ただできるものはできるし、当然できないものはできないということですね。お返事をしていくということは、やはり我々の仕事の基本じゃないかというふうに考えておりました。

そんな中で、知事後援会幹部からということもございましたし、もっと率直に申し上げれば、例えば県会議員の方でも、そんな形で私になり、うちのチームに電話をされたときに、特段それ、働き掛けということではなくて、ちょっと調べればわかるようなことであれば、調べさせていただいたりすることは日々ございます。

鈴木委員 あなたのおっしゃることはもっともなことで、幅広く県民の老若男女、地域を問わず、どんな皆さんからの声も知事に届けるということは大事なことだと思います。ただ、今気になったのは、知事後援会幹部が、例えば県民の皆さんから、これは何とかならないのかなという相談を受けたのをあなたに持ち込んだという形でしょう。そうでしょう。それをあなたがきちんと受けとめたと。ではそれは、具体的にその問題はあなたを通じて他の部局や、あるいは知事に対して具申するとか、そこで一つの役割を担ったということですか。

野崎証人 基本的には部局に対してこれはどうなったんだろうと調べてもらったことはございます。知事に具申したということは、確か知事後援会幹部から私が直接聞いたものに関しては特段なかったというふうに記憶しています。

鈴木委員 では率直にお聞きします。知事後援会幹部の存在というのは、野崎証人から見て、どのようなお立場の方だというふうにあなたは受けとめていらっしゃいましたか。

野崎証人 一県民の方というふうに受けとめておりました。当然後援会の幹部だということは聞いてはありましたけれども、私自身、知事後援会幹部とそういうお話をする中では、一県民の方というふうに、自然にそれは受けとめておりました。

鈴木委員 それはだれでも一県民ですよ。天皇陛下ではないんだから。ただそうはいっても

あなたの気持ちの中には後援会の幹部という前提があったから、奥の院の一室まで知事後援会幹部を迎えたり、忙しい職務の合間、10回以上もお行き会いしたり、一県民のどなたかという立場ではなくて、過度の願いや、あるいは行政に対する要望を、知事後援会幹部経由であなたが受けとめたという機会もつくったわけでしょう。これは間違いないじゃないですか。

では次に、時間がありませんから羽生さん。あなたは経営戦略局でしたか、政策秘書室の時代でしたか、おられた時期を証言してください。

羽生証人 私、15年4月1日に経営戦略局ができたときに転勤でまいりまして、それから平成17年3月31日まで2年間勤務しておりました。

鈴木委員 そうすると今年の3月までということによろしいですね。主な役割、職務分担は何を担っておりましたか。特別な知事からの特命事項とか、あるいはあなた自身が、先ほど野崎さんは公共事業を担当、土木部、住宅部とおっしゃっていました。あなたは何か特別な部局を担っていらっしゃったのですか。

羽生証人 私、15年4月1日に、当時、長野モデルグループというのがございまして、そちらにまいりまして。そのときには下水道のあり方検討委員会の事務局の庶務関係ですけれども、それを引き継いでやっておりましたが、6月4日付で政策調整グループというところに動きまして、そのときには部局、公共事業以外の農政部、林務部を担当しておりました。それから10月に入りましてまた担当が変わりまして、総務部とか、会計とか、ちょっと違うところの部局の担当になっております。それから16年5月1日からですが、知事の方から知事室の方へつくようにということで、知事室の方へ時間のある限りついておりまして。知事へいただいたファックスを整理して知事にお見せして指示を受けるとか、それから知事にいただいたメールで御返事の必要なものについては御返事をするとか、そういったこと。それから下水道の事務局を引き継いでやっておりましたし、それからコスト削減の検討チームというところの事務局をやっておりました。それからチームの予算関係、それから部長会議の構成、事務。それからあと、その他知事に特命でいろいろなお話があれば特命の事項もやっておりましたし、あとその他いろいろちょっと事務、変わりますけれども主だったものはそういったことでございます。

鈴木委員 長野モデルというのは、今年で1年、今は信州モデルと言いましたか、あまり私は関心ないんですけども。長野モデル事業の、知事からいろいろな施策を示されるときに各部局からの提案とか、あるいは県民からの要望の取りまとめの作業、あるいは交通整理をやるような役を羽生さんはやっていらっしゃったんですか。

羽生証人 私、長野モデルにまいりまして、ほとんど2カ月ほどしかおりませんでしたので、そこまで仕事がいっておりませんが。長野モデルというものの事業は引き続き、長野モデル

グループがなくなってから、政策調整・長野モデルグループというところでその事業の整理とか、そういったことはやって、私はやってはおりませんが、そのグループでやっておりました。

鈴木委員 次にそれで下水道のあり方検討委員会の事務局長というお立場になられたんですね。今そういう証言ではなかったですか。事務局ですか。それで下水道のあり方検討委員会の事務局ということだけど、実質的には事務局が主導的に運営していく場面が一般的に多いんだけれども。この下水道のあり方検討委員会は、事務局としてどのような認識でとらえておりましたか。そもそも最初の立上げ、発足のときは、どなたからのアドバイス、いわゆるだれからの肝いりでこれがスタートしたと認識していますか。

羽生証人 発足時には、これ15年1月に下水道のあり方検討委員会というのができておまして、そのとき当時は私はおりませんでしたので、発足当時のその経緯等は承知しておりませんが。事務局としましては、事務局長というのを上田千秋さんというのが事務局長でありまして、それから経営戦略局は庶務関係を主に担当しておりまして、あと下水道課、農村整備課、それから廃棄物対策課の方でそれぞれ事務局ということで入っておりまして。私の認識としましては、やはりその3課のどこで事務局を持ってもなかなかそのうまくいかないだろうというようなことで、全然利害関係のない経営戦略局の方で庶務的な部分を担当して、あと技術的な部分については、その3課で担当するというような形。それから技術面では上田千秋さんという方が、技術面の方を中心にまとめていただいたとそういった体制でございます。

鈴木委員 その事務局長で、取りまとめていただいた上田千秋さんという方、この方は県のプロパーの職員ですか。そうじゃないとすれば、あなたが事務局におられて、どなたの紹介でこの方が事務局長に入られたんですか。上田千秋さんの前の、今までのこの下水道行政に関し非常に見識をお持ちになっているというような経歴のお立場の人だったのかどうだったんですか。その点は御存知ですか。

羽生証人 私、当然上田千秋さんとはそういったこととお話する機会がございましたけれども。上田千秋さん自身が言われたことは、自分は本当の下水道のその専門ではないと。ただ、環境関係とか、関連する部門の知識はございますので、そういったことで事務局長をやっていると。ですから下水道の本当の専門家ではないというようなことを言っておられました。

鈴木委員 下水道の専門家ではなくても、下水道問題をきちんととらえて、正面から取り組むことはできると思うんですよ。農家ではなくても農業問題を論じることはできると思う。ただことはこれ行政に絡んでくることだし、少なくともいろいろな制度やあり方を見直すという検討委員会の事務局長であるならば、自分なりの一家言を持ってしかるべきだと思うん

ですね。例えば山に木を植えましょうとか、スキー場に散らかっているごみを片づけましょうと称して環境問題の専門家だというようなことは言えないと同じようなもので。あと上田さん自身から具体的な何か下水道事業に関するサジェスション、あるいはどなたかの意向を受けたような会議の中の発言等ございましたか、記憶にありますか。

羽生証人 上田さん、もちろん私、事務局で庶務ということで、会議室の設営とか、あるいは日程調整等行っておりましたので、そういう中での話。それから例えば下水道のあり方検討委員会で3回ほど取りまとめ報告というものを出しているんですけども、中間取りまとめ、あるいは15年の取りまとめ報告とか、そういったときにまとめ方についてのいろいろな相談を受けたりとか。あるいは議事録、毎回、その下水道のあり方検討委員会のときに作成しておりますけれども、そのときに、これは私の方から技術的な面について上田さんの方で、細かいことを言えばその言葉、どういうふうなことなのでしょうとか、そういったことをお聞きすることはございました。

鈴木委員 さっきお聞きしたことで一つあなたにお答えをいただいているだけども。上田千秋さんはどなたが人選されたんですかと、私は冒頭お聞きしているわけです。どなたが。それと加えて、あり方検討委員のメンバーの人選はどなたがおやりになったんですか、この2点。

羽生証人 上田千秋さんの人選については、私はその上田千秋さんがおそらくあり方検討委員会第1回が行われたあと選任されていると、資料から見てそうなっておりますけれども。そのときの選任のときに私はおりませんでしたので、どういう経過で上田さんが選任されたかということは、細かいことは承知しておりません。それから委員の選任という御質問でございますけれども、最初の委員の選任のときには私はおりませんでしたので承知しておりませんが。途中で委員が入れかわっております。このときには、それまで委員でおられました下條村の村長さん、この方は非常にお忙しくてなかなか長野まで何度もおいでいただくのも大変だというようなこと。それからもう1人、秋田県立大学の尾崎先生の方からは私の方へ直接、研究の方が忙しくて続けられないのでというような申し出をいただいておりますので、それを受けて上田さんの方へ委員の選任をお願いしたという経過がございます。

鈴木委員 持ち時間がなくなりましたがちょっとお許しいただいて、共通するお尋ねをいたしますけど。羽生さん、あなたに。知事後援会幹部、庁内、庁外を問わず、何回ぐらいお行き会いして、そして具体的に下水道のあり方検討委員会の事務局をお務めになっていらっしゃいましたね。下水道事業に対する提言とか、あるいは具体的なアドバイス等を受けた機会がありますか、その2点について。

羽生証人 正確な数字は覚えていないんですけども、廊下で会ってごあいさつをするとい

うのを除いて、7回かそのくらいはあるのではないかと思います。それから具体的なお話があったかという御質問でございますけれども、具体的な話は中間取りまとめのときに、こういった方向で出したらいいんじゃないかというような、取りまとめをですね。そういった話を1回受けたことがございます。それから、知事が諏訪湖の流域下水道を視察したときが確かあったんですけども。そのあとに、もう少し、せっかく視察をされたのであれば委員会の方からもう少しアピールを、アピールと言いますか、そのことについてはっきり指摘した方がいいんじゃないかというような話をいただいたことはございます。

林委員 野崎証人に尋問したいと思います。昨日の尋問で、小市元土木部長、あるいは松野下水道課長補佐の方から証言がございました。その中で、16年2月24日、経営戦略局の野崎主査より、下水道入札の中止について、下水道課へ来られて話があったが、田附課長が不在であったために松野課長補佐が話を承ったと。そしてその中では、県内業者より期間が短く準備が困難の声があって、中止を検討されたいというふうに言われたのか、中止を指示したのか、そこら辺どんな指示をされたのか、まずお伺いします。

野崎証人 日付とか私は覚えておりませんし、その件に関しては、何回か下水道課とやはり相談をしながらどうしようかという話をした記憶がございます。そのいつの時点のものなのかわかりませんし、私が下水道課へ伺ってお話をしたこともあったと思いますし、逆に下水道課長なり課の方が3階へおりてこられて相談したこともありまして。どこの時点かはわからないんですけども、基本的に私の方から平成16年度に向けての入札について、1度これはストップした方がいいんじゃないでしょうかというお話をしております。

林委員 今、私がお聞きしたのは、中止した方がよいのではないかという検討を依頼されたのか、つまり下水道課の意思で中止するか、しないかということが検討できる余地があったのか。あるいはもう中止だよという指示をされたのか、そこら辺は記憶にございますか。

野崎証人 一応基本的に、入札をどうするかという、最終のその判断というのは当然土木部がなすことですから、私の方からは自分なりに考える中で1回中止した方がいいんじゃないですかということは申し上げた記憶はございます。

林委員 そうすると、経営戦略局からそうした指示を出したということは、知事の意向であったというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

野崎証人 お答えします。この件に関しては、知事から私は具体的にこうしろという指示は一切受けてございません。

林委員 そうすると、野崎主査は下水道課のそうした動きを見ながら中止した方がいいという判断をされて、そういう指示をされたというふうに受けとめてよろしいですか。

野崎証人 私がそもそもこの問題、最初どこからこういうふうにしたのかというところから

御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

小林委員長 簡潔に、尋問に対して答えられる範囲にとどめてください。

野崎証人 一番最初にこれは多分、私のパソコンに、これはガバナ―あてであったのか、あるいはうちのチーム、つまり政策あてであったのか、ちょっと記憶はそこ定かではないんですけれども。メールですね、つまりこの入札に関して、あまりにこう入札から作業開始までの期間が短すぎて応札できないというような匿名のメールが確か入りまして、それを見てちょっと私も、これは何なんだろうということで調べ始めたことがございます。それで、その過程の中で、下水道課にその話を持ち込んでこれどうなんだろうというふうに聞いたのがいつだったかというのは、ちょっと私も記憶がございませんけれども。その経緯等を自分なりに考える中で、ちょっとこれはもしいったんとめて少し遅らせることができるのなら、その方がいいんじゃないのかなという考えで、下水道課にお話をしております。

林委員 きのうの田附証人の証言の中で、一つこういう問題もありました。入札要件を示した後に、その要件というのは、その企業の本社が県内にあることということだと思っておりますけれども、本社を県内に移して、そして応札をしてきたという点で、田附課長、下水道課の中ではこれは県内企業とは認めがたいと。よってこのことも一つの中止、あとに問題になるのではないかとということで中止した条件であったということがあったのですが。この件については全く野崎主査の方からは下水道課に対して全く話をしてありませんか。

野崎証人 今言われた点については、むしろ下水道課の方からこういう問題もあるんだというふうにお聞きをしております。

林委員 とすると、そういう指示はしたが、正式に中止を決めたのは下水道課の、あるいは土木部の意思が強く働いたというふうに理解してよろしいですね。

野崎証人 私はそういうふうに理解しております。ただ、私自身も基本的にはやっぱりこの入札は、やっぱりいったん待ったをかけた方がいいんじゃないのかという気持ちで、土木部とも何度もお話をしておりましたので。例えば私のその立場というものです。私はやはり基本的に土木部担当の中で、今土木部の中でそういう問題が生じたときに、やはり自分の考えもお伝えしながら土木部どうなんだろうというふうに、一緒になって考えていくという立場でございます。ただそれが、私という立場、つまり政策秘書と呼ばれている者が、例えば新聞とか見ますとやはり知事の意向を体しているというふうに思われがちな部分があることも事実でございますので。その辺を土木部の方でどう受け取られたのかということは、ちょっと私もわかりかねるところもでございます。

林委員 14年12月25日の下水道改革の田中知事の指示文書が出て以来、県内企業を優先して、あるいは今まで大手の県外企業が下水道の終末処理場の管理をやっていたものを、議会の意

向もあり、あるいは県内企業にシフトをしていくという点での全体の流れは来たと思いますし、その方向は、議会の側からも要望したことでありますからいいと思うんですけども。そういう意味では、この今度の入札の中止ということは、その県内企業が今後受注していくということについて、有利に働くというふうにお考えだったでしょうか。

野崎証人 県内企業が有利ということよりも、むしろ私が一番心配したのは、3月25日に初めてどの企業がどこをとれるかというのが決まるわけですね。それから確かに5日間、あるいは1週間という中で、私、実は技術の職員ですから、建設事務所をずっと回ってきておりましたけれども、下水道というのはあまり経験がなかったんですけども。通常の建設工事ですと、例えば補正予算で3月の末の入札というのはいくらでもございます。なんですけれども、下水道の話というのは、ちょっと聞きますと、やはりそこでもう1年間、その技術者はまさに、例えば会社によってはそこへ引っ越しをして、家族ごとお住まいされて、1年間そこで働くというようなお話を聞いた中で、もしたったの5日間しかないという中で入札をやると、事実上やはり前年度までそこを受けている会社しか入札に参加できなくなるというような、そういう実質上前年度の業者がそのままとるとというような、そういう入札だと言われてもしょうがないんじゃないのかなというようなことを、私は当時一番心配した記憶がございます。

林委員 それでもう1点伺いますが、2月25日に応札状況を一応締め切ったわけですが。そのときに知事後援会幹部の関係する法人が応札をしているということは承知しておりましたか。

野崎証人 その応札の状況は確か下水道課からすぐに教えていただきましたので、そこに知事後援会幹部の関係する法人が入っていることは承知しておりました。

林委員 そうすると、応札した業者が、先ほどほかの委員の皆さん方からは、知事後援会幹部の働き掛けをしてきた業者が入っているということですけども、もし入札を中止するとその業者も当然中止になるわけですけども。そのことに関してはどんな見解を持っておられましたか。

野崎証人 特段、中止するとまずいんじゃないかとかそういう、後援会幹部の方が入っておられるからそれを中止するとまずいんじゃないかとか、そういう考えは全然私にはございませんでした。

林委員 今の証言を総じてみますと、この中止にいたった経過という点について見れば、その意図的であったとか、あるいはそういうふうには私は感じられないわけでありますけれども。最終的な判断は下水道課、あるいは土木部がかなりのウエイトを持って最終判断をしたというふうに言ってよろしいでしょうか。

野崎証人 基本的にはそうだと思いますけれども。ただ私がそこに入って話をしたことで、もし土木部が知事の意向だというふうに受けとめたとしたら、それは私にも至らないところがあったのかなという気はしております。

小林委員長 私から一つ確認をしておきますが、中止した方がいいですよというのは、野崎証人、全く1人で御判断になったことでいいですね、今の証言は、念を押してお聞きいたします。

野崎証人 そのとおりでございます。

柳田委員 大変御苦労様でございます。よろしくお願いをしたいと思います。野崎証人にお聞きをしたいと思いますが、下水道課の方では、知事からの、野崎証人のサジェスションというものが、知事のものであろうという推測のレベルではなくて、野崎証人が知事からの指示であるということを出されたということなんでございますけれども、そんなことはございませんか。

野崎証人 そこは少しちょっと記憶にはございません。申しわけございません。

小林委員長 野崎証人に申し上げますが、記憶にありませんということは、必ずしも野崎証人の利に沿わないという場合もございますので、慎重な御発言をいただきたいと思います。

柳田委員 ちょっとよくわからないんですけれども。知事の意向ではなかったという事実があるにもかかわらず、知事の指示であるからという言葉に出したか否かという質問に関しては記憶がないということによろしいのでしょうか。

野崎証人 私の考えを伝える中で、知事にも相談しておりますけどというような言い方はしたのではないかという気はしますけれども。現実には、この件は、私は知事から指示は受けてございません。

柳田委員 知事とは、相談はしたんですか。

野崎証人 1度相談はしております。多分その下水道課に私の考えを伝える前に、ちょうどやっぱりこういう問題が起きていて、ちょっと私としては、土木部にもちょっとこんな方向で話をしたいがという相談はしております。

柳田委員 よくわからないんですけれども。メールが、課のメールなのか、ガバナーメールかよくわからないけれども入った。それで調査をして、下水道課にもいろいろ話を聞いて、そして知事に相談をしたということなんですか。

野崎証人 下水道課に相談をしたのは、その前だったか、あとだったか、ちょっと定かではないんですけれども。まず私はそのメールをもらって、実は自分で、今、下水道公社の入札の要項というものをホームページから引っ張り出してよく見てみました。それで当時、まず私、確か公共事業改革チームに相談をした記憶がございます。入札制度は、基本的に変える



とき必ず公共事業改革チームの方に相談をしながらやっていますので、ちょっとこの件に関して、ちょっとこれでは入札に実質上ほとんどの会社が参加できないというような話があるんだけれどもどうって言ったところ、確か公共事業改革チームも初めて見るということで、どうも下水道課も公共事業改革チームと相談せずにその入札の要件をつくっていたのだなということがわかりまして。それでちょっとしばらく私も悩んだ中で、先ほどのような考えで1度とめた方がいいのではないか思うに至って、1度ちょっとこんな案件もありますので土木部とこんな話をしたいと思えますということは、確か知事にっております。そのとき知事からは、この件は、ではあなたと土木部がよく話し合っ決めてくれというふうに言われております。

柳田委員 メールが来て、そして公共事業改革チームと話をし、そして知事と相談をした。下水道課と話をしたのは、その前後であるか否かに関してははっきりしないということであるんですけども。このメール、どういったことが書いてあったんですか。ほかにもあったのか、その人自身が応札者であるのか否かということも含めてなんですが、そのメールからわかる情報というのはほかにありましたか。

野崎証人 はっきりちょっと文面も私は覚えていないんですけども、多分、応札しようとしている会社の方なんだろうなということは文面から推測できました。それで複数あったと思うんですけども、ただこの手の入札の情報、あるいは特に今、談合の関係の情報というのは非常に多くメールに入るんですけども。やはりちょっと取り扱いは非常に注意しなければいけないので、複数あったからといって同じ会社の人か2回打っているとか、そんなこともあったりする。逆に匿名ということで来ていましたから、それ以上どこの会社なのという追求は、その来たメールに関して私はしておりません。

柳田委員 そのメールの匿名というのは、ただ単に名前が書いてないのか、あるいは簡易的なアドレスで、返信ができないようなメールであったか否かに関しては記憶がありますか。

野崎証人 そちら辺まではちょっと記憶はございません。ただ、必ずアドレスはありますから、例えばそれを追求していけば、もしかしたら会社がわかったのかもしれないんですけども。その中身だけちょっと私は覚えているというようなそういう状況です。

柳田委員 そのとき、電話はございましたか。この件に関する。

野崎証人 電話を私は直接受けたという記憶はございません。

柳田委員 この下水道課との窓口が野崎さんだけなんですけれども。その際、メールや電話等がありということ野崎証人はお話になられているというのが公文書として残っているんですが、電話はなかったんですね。

野崎証人 その件に関して直接、例えば業者さんからそういう電話を受けたということはない

かったと思います。

柳田委員 電話もあったんだと、メールもあるし電話もあるんだという表現を、下水道課との話し合いの中ではしたんですか。

野崎証人 すみません、そこはちょっと本当に記憶ございません。言葉のあやでそういうことを言っていたかもしれません。

柳田委員 記憶にないという表現と、本当に記憶にないという表現があって、非常に戸惑うんですけども。この入札実施日から業務開始日までの期間が5日間で、従事する技術者の確保が困難であるという指摘があったんでしょう。この内容を、こういった事実はだれに確認をされたんですか。

野崎証人 事実というのはどういうことでしょうか。

柳田委員 実際に5日間しかないんだという指摘があるわけですね。言ってみればメールというものも指摘がある。それはメールを出されている方の勘違いがあったり、あるいは誤解であったりとか、いうふうに事実と違うことが長野県政では起きているんだけど、その指摘があるということもあると思うんですよ。言ってみれば指摘された事実というものはすべて正しいとは限らないんですよ。という意味では、野崎証人はこのメールの指摘事項に関して確認をしているはずなんです。野崎証人はだれに確認をされましたか。

野崎証人 5日間しかないという事実は、もうそれは事実ですので、特段そういうことの確認はしてございません。

柳田委員 確認をせずに行ったんですか。それでそういう行動を行ったんですか。ではそれ公共事業改革チームにはどういう説明をしましたか。どうやって聞いたんですか。

野崎証人 現実には要項を見ますと、確かに開札日から5日間しかないわけですね。だからその時点で、このメールに打たれていることは確かにそのとおりだというふうに私は解釈しましたけれども。

柳田委員 要項というのはだれが持っていたんですか。なぜ野崎氏が見ることができたんですか。

野崎証人 ちょうどその期間が公告期間中でしたから、下水道公社のホームページからダウンロードすれば、その今回の、そのときの入札のいわゆるその公告の要件ですね、それを見ることができました。

柳田委員 それは一般的に出されている入札公告を見てそう感じたんですか。

野崎証人 おっしゃるとおりです。

柳田委員 記憶で結構ですけども、その入札公告にはどんな書き方があったんですか。

野崎証人 というか、私は一番気になったのは、ではいつ開札日かという、そこですので、

その開札日は確かにその3月の末だなどということを確認しました。あとは一般的な公告要件については、そんなに詳しくは覚えていないんですけども。

柳田委員 それは開札をしてから業務までの期間が5日間であるということ野崎証人は問題があると思ったんですか。

野崎証人 おっしゃるとおりです。

柳田委員 この入札公告には、そういった記述はないんですよ。この内容自身は、入札参加資格なんですよ。技術者を11人以上ですよ、これは公告の2、一般競争に参加する者に必要な要件なんです。資格なんです。そしてその中に、配置技術者に関する要件が書かれているんです。この中に主任以上の方が11人以上というような表現があります。これは、この文面を読む限りにおいては、5日間の中で技術者を用意しなければいけないということは読めないんです。どうしてそれを野崎証人は読み取ったんですか。

野崎証人 私はそこに開札日を書いてあったという記憶でしたので、ちょっとその記憶がもし違っているとすれば、ちょっとまた考えなければならぬかなと思っています。

柳田委員 ということは、開札日と業務開始日の期間が短いというクレームだったんですか。

野崎証人 開札日という正確な言葉わかりませんが、非常に入札から1週間もない中で技術者が確保できないというような内容だったように記憶をしております。

柳田委員 このところを明らかに読み取れないんですよ、入札公告の中から、5日間でやらなければいけないなんていうことは読み取れないです。それを野崎証人は読み取ったんですか。

野崎証人 すみません、もし柳田委員さんお持ちのその公告に、もし書いてないとすれば、その公告から読み取ったということはないということですよ。そうだとすると、その公告の要件に私は書いてあったというふうな今記憶でございますので、もし書いてなければ私の記憶違い・・・

柳田委員 基本的に、例えばこれ平成16年度のことですけども、例えば15年度の入札公告というものに関しても同じ表記なんですよ。例えばそこから、例えば開札日、これは何て言うんですか、下水道特有の、言ってみれば時期の、3月議会との関係というので、開札日というのと業務開始日というものが接近してしまうということは、16年度に限った話ではないんですよ。なぜクレームをつけていたのかもよくわかりませんし、野崎証人がそれを読み取ったのかも、私は理解ができないんです。その入札公告の中には、その旨が、例えばこの年だけがそういう表記であれば、そういうふうに疑問を持つ人もいられるかもしれませんが、16年度だけではないんですよ。野崎証人はそのことを下水道課に確認をしないまま行動をされていたんですか。

野崎証人 15年度の公告というものを、当時そこで突き合わせて見たということはございませんでした。

柳田委員 ちょっとよくわからないんですね。すみません、入札公告でないとするならば、ちょっと証言が今ずれているんですよ。ホームページに出されている入札公告をごらんになったんですね、野崎証人は。それで見たと最初証言されたんです。お話をされていくうちに、実はそれではなくて違うところかもしれないという表現にもなりました。ちょっとその辺、落ちついて、どこをごらんになったのか、お願いします。

野崎証人 私、基本的にはその公告で見たという記憶でございます。

柳田委員 その事実というのは、きのうの田附証人のところでもあれなんですけれども、実際に明らかに知っている方というのは、下水道課の関係のある方々と、一部なんですよ、一部の方なんです。そういう方々と相談されたから野崎証人はこの事実を知ったのではないですか。

野崎証人 すみません、先ほどちょっと下水道課とこの件について相談したのは、私が中止にするべきではないかと伝えたことの前だったのか、あとだったのかというのはちょっと記憶がないというお話をしましたけれども、そこは事前にそこを確認したかということは、ちょっとそこも申しわけありませんが、時間的なことは覚えておりません。

柳田委員 野崎証人がお会いになったのは松野課長補佐なんですけれども、課長補佐に会っていますけれども、これは課長に会いに行っているんですよ。そのときに課長がいなかったから会ったというふうに聞いています。それはわかりますね、野崎証人がどういうつもりで行ったかはわからない。ただ受け手はそうなんです。その際に、下水道課と話し合いをした際に、だれと話をされましたか。

野崎証人 すみません、そこもちょっと私は松野さんだという記憶はちょっとないんですけれども、課長がおられなくて課長でない方とお話をしたこともあるというふうには記憶しております。

柳田委員 恐れ入ります、そうではなくて技術者要件ですよ。これが、期間が5日間しかなかったということですね。このことというのは、かなりイレギュラーな状況なんです。ということをごなたからお聞きしたかということをお聞きしたいんですけれども、そういうのがあとか前かわからないという表現もあった。だから前だとするならば、下水道課で聞いていても全然不思議ではないんですよ。だとするならば、そのとき、前後かわかりませんが、その方はどなたですかとお聞きしているのでお願いをいたします。

野崎証人 その公告の要件が5日ではおかしいんじゃないのかというお話は、下水道課にはそれは、おそらく田附課長がおられなかったときにどなたかにお話をしたことと、またその

あとも何度もお話し合いをしていますので、当然田附課長にもそういうお話はしております。  
柳田委員 この5日間ということが、非常に何ていうんでしょうか、不可思議というか、内容が。事実、そのこと自身が、野崎証人自身は問題ありとお考えになったんでしょうかね。これは参加資格の要件には入っているんですよ。そのことに関してはまずどういうふうな指摘を受けて事実関係を調べた。それに関してどういう印象をお持ちになったか。

野崎証人 一番最初にその5日ということで、それから技術者が配置できないみたいなそういったようなメールなんかを受けて、一番私が直感的に感じたことは、やはり今我々の進めている入札制度改革というのは、基本的にはやはり談合防止するということにあるわけです。ただやはり5日しかない中で、どうしても、もう残り5日間で確実にもうそこはとれるよと、例えばわかっているような入札であれば、もう前々から技術者を配置するということではできたのかもしれませんが。少なくとも一般競争入札という、完全に透明な競争の中で入札をやっていこうよということで制度をつくっていく中で、一方でその、どうしても技術者を配置できないからというようなことの中でいきますと、結局、今までずっとそこに技術者を配置してやってきた企業は、そのままという形に落ちついてしまうのではないのかなと。これはやはり談合をなくして、少しでも多くの企業に参加していただいて入札をやっていこうということが結果的にできなくなるんじゃないかということ、私は一番感じました。

柳田委員 わかりました。ちょっと場面を変えて、この前ですね、この入札の技術者要件というのものに関してのことは、初めてそこで知ったんでしょうか。この入札に関して、この入札全体に関して御存知であったのが1点。それとこの技術者要件に関して御存知だったが2点目、どうでしょうか。

野崎証人 私が今回の入札のことを初めて知ったのは、そのメールを自分が見てから、調べて初めてわかったことでございます。

柳田委員 知事後援会幹部が、知事就任直後からたび重なる働き掛けというものを、公社あるいは下水道課、ときには経営戦略局に対してもその働き掛けというものをしてきたわけなんですけれども。そういったものを引き継ぎなり、そういったことに関して耳にされることはなかったですか。

野崎証人 当時、特に下水道のあり方検討委員会は、先ほど羽生が申しましたように、長野モデルグループの方でやっておりました。私が入った当時は係が違いましたので。私、特に下水道に関しては、実は私も前任者から引き継いだのは、下水道に関しては、当時あった長野モデルグループの方でやっているからねということで、前任者もあまりタッチしておりませんでしたし、私自身も引き継ぎは受けておりません。

柳田委員 この下水道に関する話ということに関してメールが入った。それはガバナーメールか、もしくは課のメールかわからないけれども、私はこれ、下水道担当の野崎さんであるからこれは行動を起こしたんだと、私は理解していたんですね。下水道の担当、あり方はそうですね。御担当の方を先ほどお聞きしたんですね。このメールを見て、だれかに指示を受けたのか、自分自身で見て、あっこれは私がやらなければいけないというふうに思ったのか、どちらですか。

野崎証人 基本的には私自身の判断でいろいろ調べることにいたしております。

柳田委員 それは、理由は何ですか。

野崎証人 当時その下水道というよりも、入札の問題というふうに私はとらえたからです。結構、下水道に限らずいろいろな入札で、先ほども申しましたけれども、いろいろな談合の話とか、それに近いような話というのが入りまして、そういう場合に、私と、それから公共事業改革チームでいろいろ手分けしながらどうなだろうとやっていくということは、既に私の職務でございました。

柳田委員 わかりました。知事後援会幹部が一県民であるというふうな理解だったようですね。彼が知事の後援会の幹部であるということは、繰り返しになるかもしれませんが、最初に会った時点でどうやってそれを知ったんですか。

野崎証人 実は、私も15年4月に就任してから、知事について書かれたいろいろな本を読んでいます。その中で知事後援会幹部という方がずっと選挙にくっついて歩かれた方だなという名前だけは承知しておりましたので、紹介されたときに名前でそうなのかというふうに、この方なのかというふうにピンとはきました。

柳田委員 そういう方がお会いするという形で、実際には下請に入っているということがいづれあとになってわかるわけですね。そういった方々と、前から経営戦略局には出入りされていたようなんですね。政策秘書室かもしれませんけれども、そういった事実は御存知だったんですか。

野崎証人 私が来る前のことは、全然私は承知しておりませんでした。

柳田委員 ということになると、下水道という業務に関して、これ入札も含めてですね。野崎証人がこのメール以前にかかわりを持ったことというのはあるんでしょうか。

野崎証人 一応土木部担当ということで、例えば来年の概算要求、特に公共事業に関しては、知事は1カ所1カ所自分で国庫補助事業の来年の査定箇所を見ますので、そんな中で、当然下水道事業に関して次年度の概算要求、あるいはその予算要求に関しては、知事のレクチャーを行います。そのときには入っておりました。ただ下水道あり方検討委員会にかかわるような、いわゆるそういう改革というんですか、その部分は、私は全然タッチはしており

ませんでした。

柳田委員 野崎証人、最初に2回の接触があるんですけども。1回目24日ですか、2回ありますけれども。最初、これ見て、御自身で調べて、公共事業改革チームにも相談をしたということですね。知事にも相談されたということでよろしいわけですね。知事はそのとき、どういうお話をされたでしょうか。

野崎証人 先ほども申し上げたんですけども。基本的に知事は、というよりもそんな入札制度のやはり細かいことまで知事も掌握するわけではないもんですから、この件はよく、ではあなたと土木部で相談をしてくれということだけだったように私は記憶しておりますので。その後は、全部結論が出るまで特段知事には相談してございません。

柳田委員 知事室に入るときは、資料は何をお持ちになってお入りになりましたか。

野崎証人 そのときには、その案件だけで入っておりません。我々政策秘書の仕事というのは、本当に限られた時間の中で、いろいろな部局から預かっているものをすきを見て入って一気に次々にやっていくという形でございます。そのときにその下水道の今の話に関して、確かその入札公告は持っていったと思うんですけども。多分知事もその公告を一々全部読むという形ではなく、あなたは土木部と相談してくれというお話だったように覚えています。

柳田委員 メールは持っていかなかったんですか。

野崎証人 メールは持っていきません。確かそのメールは私が自分でプリントアウトした記憶はございません。画面の中で見ただけだったように記憶しています。

柳田委員 なるほど。その知事のよく相談をしてくれと言ったその打ち合わせは、その日だったのですか、その前日ぐらいの話だったのですか。

野崎証人 その日というのは、24日かどうか、全然日付は私は覚えておりません。

柳田委員 ちょっとそれは妙だと思いますね。これ入札に関してかかわりを持っていくわけなんですけれども。知事にこう、どうやって説明をして、そのときに持っていったもの、持っていかないものというのは記憶されているわけですよ。それを時系列でやった場合、さまざまな決裁があったと思うんですよ。その中で、決裁が、知事自身の指示があった場合においては、順次こなしていくんだと思うんですね。そういう中で、もうタイムリミットというのは近づいているわけですよ、そのものに関しては、となると、プライオリティーとしては上にくるんだらうと推察するんですけども、その対応というのは全く記憶にないものですかね。

野崎証人 ほかにどういう案件を持ち込んだかということも、ちょっと覚えていないんですけども。その中でどの順番でプライオリティーで話したかということも、申しわけございません、ちょっと記憶にございません。

柳田委員　そうですか。記憶にあってほしかったんですけども、難しいところだなというふうに思います。野崎証人が、知事後援会幹部と複数回、お会いになっていらっしゃる中で、サジェスション等に関しては特段なかったと。意見は聞くことはあってもということだったんですけども。端的にお聞きをさせていただくんですけども、この入札に関して、知事後援会幹部と電話、メール等々含めて、意思の疎通を図るようなことはございませんでしたか。

野崎証人　意思の疎通という言葉になるかわかりませんが、この問題を考えていく中で、私の方から1度知事後援会幹部に電話をしたことはございます。私もその業界の状況とあって、全然自分も下水道をやったことがないので知り合いがございませんでしたから、今回の入札の件について、知事後援会幹部に伺ったことがございます。

柳田委員　わかりました。よくわからないことを人に聞くということはあるかと思うんですね。そのときに下水道課に聞くより知事後援会幹部に聞いた方がいいというふうにお考えになったんですか。

野崎証人　そういうことではないんですけども。確かそのときに私が聞いたのは、この入札、ちょっと期間が短すぎるという話があるんだけれども、率直に言って、その業者さんから見てどうなのというようなことを伺った記憶がございます。

柳田委員　率直に言ってその業者は何て言ったんですか。

野崎証人　確か知事後援会幹部自身も、同業者から2、3同じような声は聞いているんだというふうに伺ったことは覚えております。

柳田委員　わかりました。知事後援会幹部自身はその事実を知っていたんですね。5日間であるということは、知事後援会幹部は知っていたんですね、既に。

野崎証人　知っておられたと思いますし、あとから見れば御自分も確か参画希望に手を挙げておられますので、御承知だったんじゃないかという前提で私は、

柳田委員　これも知事後援会幹部にいずれ確認をしなければいけないんだろうというふうに思いますけれども。ほかの業者もそういう声が上がっているというふうにお話になったんでしょうか、知事後援会幹部は。

野崎証人　はい、そうおっしゃいました。

柳田委員　ほかの案件で、県民の方に意見を求めるということは、日常的にされることなんですか、わからないことに関して。

野崎証人　ございます。それから逆に、ちょっと先ほどいわゆる奥の院というお話がございましたけれども、あそこに例えば自然保護を訴えられる方とか、いろいろな方が我々のところへ直接来られたときには、我々は平気でそういうところへお連れをしております。

小林委員長　つけ加えないで結構です。



柳田委員 そうすれば、2つぐらい、どういう案件に関してどういう方にサジェスションを求めたか、一般の方です。ちょっと例を挙げてください、2つぐらい。

野崎証人 そうですね、特に建設、今その入札制度の改革とか、そっちの件に関しては、私、具体的に名前を申し上げていかはわからないので控えますけれども、自分が以前建設事務所で実際に一緒に仕事をした、例えば建設会社の社長さんですとか、そういう方にもいろいろお話を聞くことはございます。

柳田委員 そうですか。そうやって、知事後援会幹部に電話をされたというのは何回ぐらいございますか。

野崎証人 どうでしょう、具体的にそうやって今どうなのって聞いたことは、ちょっと覚えていないですけども4、5回はあったかというふうに思います。

柳田委員 普通の一県民であるかどうかというのはわかりませんが、例えば今携帯電話に、野崎さんの携帯電話に記憶されていますか、知事後援会幹部の電話番号、携帯電話の。

野崎証人 多分記憶されていると思います。また消した記憶はございませんのであると思います。

柳田委員 それは名刺には、知事後援会幹部の名刺に僕は携帯電話が入っているかわかりませんが、携帯番号を交換するという関係だったんですか、野崎さんは。

野崎証人 確かそうだったと思います。

柳田委員 そういった業者の方、野崎証人がいろいろなアンテナを張る中で、そうやって業者の方に携帯番号を聞いて、いろいろなサジェスションを求めるということは日常的にあることですか。

野崎証人 そうやっていろいろ個人的に携帯番号をいただいている方はほかにもございます。

倉田委員 引き続き尋問をいたします。今の続きでございますけれども、この問題では何回知事後援会幹部に電話されたんですか、相談は。

野崎証人 先ほど申し上げた1回だというふうに記憶しております。

倉田委員 それから知事後援会幹部の方から野崎証人に電話がかかってきたことはございますか。

野崎証人 ございます。

倉田委員 この下水道の問題で1回電話をされたと言いましたね、相談をされたと。サジェスションを受けたと。知事後援会幹部から電話がかかってきたのは、この下水道の問題でかかってきたんですか。

野崎証人 この入札の問題に関しては、私が電話をした1回だったというふうに記憶しております。知事後援会幹部から来たことはございません。

倉田委員 いずれにしても知事後援会幹部からお電話があったというのは、土木一般、つまり公共、あなたが担当している分野に対する言ってみればお電話ですか。

野崎証人 私の土木の分野というよりも、先ほども申し上げたんですけれども、例えば一県民の方から知事後援会幹部に、ちょっとこんな困っていることがあるよといったときに、そういうことで私にお電話があったことだったのではないかなというふうに記憶をしております。

倉田委員 そういう点では、普通は、さっきあなたは一県民として対応されたというお話をされたけれども。そして携帯電話も交換してあると。そして一般県民からの意向を知事後援会幹部を通して聞くというような間柄であるし、逆に言えば下水道問題では相談をするという点からいうと、あなた自身は一般県民であるというけれども、知事後援会幹部をある意味では特別な存在として見ていたのではないですか。そういう意識ではなかったんですか。

野崎証人 そういう意識は全くございません。

倉田委員 そうすると、先ほど柳田委員が質問したけれども、そういう事例はあるというけれども。基本的に言うと、さっき知事後援会幹部のことについては、経営戦略局に来る前に本を読んだりして頭の中に入っていたという存在と、現実に知事後援会幹部が、あなたが来てからもしょっちゅう経営戦略局に出入りをされていたんですよね、確か。そういう中で、例えば下水道改革の問題について言えば、一言居士であったり、あるいはさまざまな機会に下水道改革の方向について、知事に提言をされているということは、あなた自身は知っていましたね。

野崎証人 下水道改革に関しては、そんなに細かくは承知しておりませんでした。ただおぼろげながら、同じチームに羽生もおりましたので、その中で聞く中ではそんなことがあったかどうかですけれども。そんなにその下水道改革のことで、例えば知事に提言をしているんだというような認識は、当時私にはございませんでした。

倉田委員 それから、そういう点でいうと、下水道問題のときに、どんな状況ですかということを知事後援会幹部にお聞きになったという中で言えば、ほかの業者さんも困っているよという、こういうサジェスションを受けたとそういうことですよ、さっきの発言で言いますと。そういう点が、例えばあなたが、例えば下水道のこの入札を中止しようという大きな、ある意味ではインパクトを、業者の方もそういうふうに考えているんだからという点でインパクトをあなた自身に与えたというふうに判断されますか。

野崎証人 直接的には、先ほど申し上げましたように、そのメールを自分で見て、公共事業改革チームとも話をしたということですから、自分がやっぱりこれ中止した方がいいなといったときに、知事後援会幹部に聞いて、そういうほかの同業者の方も確かにおられると

ということも、自分が当時判断する上では一つの材料には当然なっているかと思います。

倉田委員 それから、先ほどガバナーメールを見たというお話があったけれども、普通は、そういう問題が出た場合は、プリントアウトはされないんですか。いつもそのまま見放しで、そのまま放置してしまうというようなやり方をするんですか、県民からのそういう訴えについて言えば、言ってみればそれをプリントアウトするということは、当然私はしておくべきものだと思うんだけど、どうですか。

野崎証人 それはものによります。特にその談合とか、そういったような入札の情報はちょっと非常に慎重に扱わなければならない部分がございますし、基本的にお返事を返すようなものは、いったん自分でプリントアウトしたりすることもありましたけれども。特に匿名のものに対しては、基本的にお返事を返すということはしていませんでしたので、その当時のやつは確かプリントアウトはしなかったというふうに覚えています。

倉田委員 そういう点では匿名のメールで、いわゆる時間が短いと、困るとこういうメールと、それから知事後援会幹部に電話したときも、知事後援会幹部も大体そのメールと同じようなことをおっしゃったわけですね、中身としては。

野崎証人 というより、そういう声が自分のところにも、同業者から来ているよという言い方だったというふうに覚えています。

倉田委員 それから、2月24日は野崎主査が松野課長補佐に中止を検討した方がいいよというふうに言ったと、向こうの受けとめ方は。そして下水道課が25日、26日と下水道課の案について検討したらしいんですよ。その案をもう一回、野崎さんに提示をしたという経過が向こうの方からあったんだけど、そういう経過は御存知ですか。

野崎証人 何回か当時、やっぱり下水道課の方で、私が例えば中止した方がいいと言ったあと、下水道課の考え方をまとめたものを私のところへ来てお話を聞いたり、そういうやりとりは何回かあったようには記憶しております。

倉田委員 そのやりとりはあったけれども、そういう、下水道課の側に言わせると、そういうものを、案をつくって、野崎主査にお見せしたと。きのうそういうふうに言っているんですよ。それをあなたは見たあと、どうされましたか。例えばその案に対して言えば、不満があったのか、あるいはだれかに相談されたか、その辺は26日の段階でどういう動きをされたか教えてください。

野崎証人 その案というものをペーパーでいただいたかどうかというのは覚えていないんですけども、それをペーパーで私を受け取って、また自分で考えるということはなく、一緒にその場で議論をしたような記憶があるんですね。確かあのとき下水道課としては、そうはいってもいったん公告して、しかも参加希望出して締め切った段階で中止するというのは

いかにも難しいんじゃないかというような話が、一番下水道課としては引っかかっていたんじゃないかというふうに記憶しています。それに対して私の方は、そうはいつでも、それを例えばもう、これで完全に入札をやめてしまうのではなくて、確か私は3カ月というような御提案をしていると思うんですけども、ちょっと3カ月待って、ただ3カ月と言ってももう逆に言えば、今度やるとすれば開札から業務開始までにやはり1カ月なり2カ月はとった方がいいから、3カ月と言っても実質上はもうこれで、4月に年度が変わってすぐ5月ぐらいに改めてちょっと要件を変えて、入札ができるように手続すればそれで済むことなんじゃないのかというようなお話をしている記憶がございます。

倉田委員　そして、そういうふうにせつかく下水道課の方としては、もう応札を受けてしまったというか、その公告もしてしまった中で言うと非常に難しいと。そういう点では26日ごろ、そういう状況があるのでなかなか難しいですよという話をしたわけだけれども、2月27日に、野崎主査から改めて田附下水道課長に、今回は入札を中止するよという、改めて指示が出されたところというふうに下水道課では言っているわけです。そのことが、言ってみれば下水道課を中心にした、いわゆる入札を中止した大きな要因になったときのうそ言っているわけですけども、この27日に野崎主査が改めて今回は入札を中止にすべきだと言ったわけだけれども、これはあなたが勝手に判断してお言いになったんですか、そういう決断を言ってみれば下水道課に迫ったところというとなんですか。

野崎証人　27日というその日付はちょっと覚えていないんですけども、基本的に、私、最初にこれは中止した方がいいんじゃないですかと言ってから、多分それから何日か下水道課と打ち合わせしていく中でも、私自身はやっぱりこれは中止した方がいいと思いますよということをお願いしておりましたので、それが27日になって突然というようなふうには自分では考えておりません。

倉田委員　きのう、元土木部長の小市証人も来てこう証言されたんですよ。小市証人は、長い間土木部の人間として40年もやってきたけれども、言ってみればこういう形で入札が、経営戦略局とは彼は言いません、知事の意向によって中止されたというのは初めてだと。私は、もう一回お聞きしますが、これは、その当時は宮津さんが野崎さんの上司ですか。経営戦略局で入札まで中止する権限をいつの間にか与えられたのか、その辺について、あなたは上司としてどういうふうに判断するか、聞いてみたいと思います。

宮津証人　細かいところは省略しまして一般論で申し上げますと、やはり私どもの仕事というのは知事の意向というのを伝えるということなので、知事がどのように考えているのか、それをきちっと伝えた上で、もちろんその判断というのはだれかという部分はありますけれども。

倉田委員 判断はだれがするんですか。

宮津証人 判断というのは、これは決裁権がそれぞれございますので、案件によって違ってくると思っていますけれども。

倉田委員 この場合については、だれが判断をするんですか。あなた、上司として述べてください。

野崎証人 この場合の決裁権というものは、私ちょっと承知していないので、この場でだれがということをお願いできませんが。

倉田委員 そんな答弁はないでしょう。だって、言ってみればこの下水道の入札についてはだれが決裁権があるかということ承知していないなんてばかなことはないと思うんですよ。それは客観的な意味で言うべきではないですか。わかりませんか、わからないならわからないと言ってください。

宮津証人 もう一度一般論で申します。知事が判断したならば知事のその判断に従うべきだと思っています。

倉田委員 そうすると、野崎証人、あなたはさっき知事には相談したと言ったけれども、結局は野崎証人がそういうふうにおっしゃるということは、知事の意向によって、その意向が言ってみれば入札中止に至ったとこういうふうにも客観的に見るけれども、そういう判断でよろしいですか。

野崎証人 すみません、私の判断は全然違います。私は、これは土木部長が最終的に判断するものだと思っておりまして、それについて、私も一緒にその中に入って私の意見を言わせていただいたというふうに、私はとらえておりました。

倉田委員 私はこれで尋問を終わりますけれども、どうも野崎証人の記憶があいまいなものですから、できたらこの下水道の入札中止にかかわった記録をメモにして提出をいただきたい。日時も思い出していただいて、お願いいたします。

小林委員長 それは野崎証人にですか。

倉田委員 はい。

小林委員長 お諮りいたしますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

そうですか。それでは野崎証人には、昼休みをとりますので、そのときに今の24日、あるいは25日、26日、27日の話も出ていますね。時系列的に追って、メモというか走り書きで結構です。そういうことでお願いしたいと思います。

宮澤副委員長 今の問題は、知事後援会幹部に電話をした時期とか、そういうことも含めてお出しいただきたいということでございますので、野崎証人、そのところはお願いいたし

ます。

小林委員長 補足して、今、副委員長の方から申し上げましたが、できるだけ記憶をよみがえらせていただきまして、詳しくお願いしたいと思っております。

服部委員 御苦労様でございます。それでは続けて尋問させていただきます。もう大分尋問が続いておりますから、できるだけ重複は避けますが、まず下水道改革は知事から言われたのが14年12月25日、これは文書を出されております。特に宮津証人はずっと長いですからよくわかっていると思うんですね。そんなことで、そこから下水道改革が知事の指示で始まっているとこういうことになるわけですね。そんな中で、一連の流れの中で、15年度の流域下水道等の随意契約になるわけですが。その流れの中で、土木部長に知事は直接、下水道改革については知事後援会幹部に相談した方がいいですよと、意見を聞きなさいという場面があるんですよ。ですからいかにその、知事後援会幹部の意見を知事は大切にしながら下水道改革をしようということがあらわれているわけですね。これはもう今までの矢澤証人、前の下水道課長とかの証言ですずっとわかっているわけです。ですから我々は、ただ真実をきちんと解明しなければということをお願いをしているわけですが。そんなことで、きのうからの今尋問がございしますが。

下水道改革の中で一番は、さっき野崎証人も言うように、県内業者に何としても入札の機会を与えたらどうだということでは始まったんだけど、市町村のレベルでは、どうしても市町村の抵抗もあって受け入れられないと。では流域しかない、県が直接発注する流域しかないということでは始まったわけですね。それで入札を何とかしようということではやってきたと。その中で、一つ聞きますが、技術者を、普通に入札をするときにはもう技術者は全部間に合っていないければいけないわけです。その名簿までみんな出さなければいけないわけです。ところが今回はいいですよと。入札が終わって、仕事が始まるまでに間に合わせればいよということですね。それが5日間だということですね。そういうことを、野崎証人はいつ知ったんですか。それをどこから知ったというか、指示をしたんですか。指示をしたことがあるんですか、下水道課の方へ、担当の方へ、経営戦略局として。

野崎証人 その技術者要件をいつ知ったかという、要件の中身ですね。今も服部委員直接言われた、その技術者自体を開札日までに集めればいよというようなことも含めて、やはり先ほど申し上げましたけれども、自分自身で確かホームページを見たりする中で、だから2月のもう公告が出されてからでございます。その以前は、その入札の制度構築には一切、私はかかわっておりませんでした。

服部委員 と言いますのは、小市前土木部長の証言によりますと、先ほどからの16年2月24日、25日、27日の流れの中で、業務開始まで5日間しかない。それでは技術者はそろえら

れないと、県内業者は、だから入札は取りやめなければだめだというふうに経営戦略局の野崎主査から言われて、そして相談して入札を取りやめたと。簡単に言いますとそういうことになっているんですよ。その5日間ということが言われているわけですよ。それが理由なんです、大きな。だから私は聞いているんですが。そういうことで今まで聞いてきたと思うんですけどもね。そういうことで、あなたは本当に知事からそういう指示があって、きちんとそれを、きのうの松野補佐とか、そういうふうに伝えた覚えはないですか。そういう理由で入札はやめた方がいいですよと、今回は、あなたは自分自身で思ったのではなくて、知事からちゃんと指示を受けてやったという覚えは、もう一回聞きますけれどもないですか。

野崎証人 先ほども申し上げておりますけれども、知事からそういう指示を受けてはございません。むしろ私の方から知事に、ちょっとこんな案件がありますということを相談する中で、それでこの件については、あなたと土木部でよく相談してやってくれということしか、私は知事から言われておりません。

服部委員 わかりました。言い回しの中でそういうことですから、知事と相談したということになりますが。それはもちろん、いよいよこの16年2月27日に入札を取りやめになりますね。それで随意契約にしよう。3カ月、とりあえずという指示もしましたですね。それも3カ月というのも知事と相談の結果ですか。あるいはまた知事後援会幹部と、彼は専門ですから、知事も信用しているわけですから、御相談した結果なのか。3カ月という案もそれは簡単にはポイっと出てこないと思うんですよ。ですから相談の結果だと思えますけど、それはどこから。それも土木部長の方は、3カ月というふうに言われたとこう言われております。それで田附課長も言っています。ただ3カ月は無理だと。そんなことの随意契約なんかできっこないと言っていましたけれども、技術屋サイドから見ればそうなんですよ。それは、あなたはどこかと相談の結果ですか。

野崎証人 3カ月というのも、これも私が提案して、だれとも特に相談していないんです。それで、ただその3カ月ではやっぱり無理だという話は、確かにそのあと下水道課からございまして、私自身、その処理場の業務って実はやったことがなかったもので、浅はかだったなと思いましたが、例えば3カ月で随意契約すると、その随意契約で延ばした業者さんが7月で契約をやめなければいけなくなると。それから8月にもしその仕事をとれなくて違う処理場へ行こうといっても、そのとき下水道課から聞いたのは、処理場の業務というのは基本的に地方公共団体がほとんどだから、どこもやっぱり4月から3月で契約していると。もし7月でお払い箱になったら次の4月まで仕事がなくなってしまうんだよというふうな、そういう実情は、実は下水道課の方から聞きまして。私もそれはそうだなと思いましたがけれども、一番最初に3カ月と言ったのは、なるべく早く新しい形での入札を実現するには、そう

いう形で3カ月延ばせばどうなんだろうというようなつもりで、私は言った記憶がございません。

服部委員 つまりは6カ月というようなふうにもた少し延ばしたんですよね。3カ月ではだめ6カ月と。6カ月もだめという業者が出てきて、それで1年とこういうことに随意契約はなるわけですね。その6カ月ということも経営戦略局に相談したと。3カ月ではだめだ、6カ月にしなければ無理だとかいう話をしたというんですが、それは経営戦略局として承知をし、そしてまたさらには、それは1年になりますけど、それは知事にも報告はしたんですか。入札をやめということと、随意契約を6カ月ということ、とりあえず。それは知事にもお話をして了解を得たんですか。知事後援会幹部ともそれはお話を、知事後援会幹部も入札をやるとは思っておりますからずっと。取りやめになったことは驚くかもしれませんが、わからないんですよね。ですからそういう話もしたんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

野崎証人 3カ月を6カ月にしたいという話は、私は下水道課で直接聞きまして、それは先ほど来理由でそれはそうだというふうに私も思いましたので、そこから先いつ、何カ月とか、その辺は下水道課の方で検討してくださいというふうに言った覚えがございます。ですからその6カ月になるというような時点で、知事にとかいうことは全然一切しておりません。知事には、もう一番最終、固まって、結果的にこの入札はこういうふうになったよということ、やはりそれも何かのついでに知事に簡単に報告をしたという記憶がございます。

服部委員 それからちょっと離れて、宮津証人にお聞きしたいんですが。知事後援会幹部とのかかわりについては、さっき鈴木委員もお聞きいただいてわかりました。ただこの下水道の関係についても、前の近藤証人、近藤さんも証人に来ていただきましたが、大体週1回か何かのペースでお見えになっていたというんですよね。ですから相当、宮津証人はその上司になり、ずっといらっしゃいますのでよくわかると思うんですが。この下水道の改革について、宮津証人も知事後援会幹部とはお話をしたり、電話が来たり、電話でお話をしたり、いろいろなことがあったでしょうか。

宮津証人 実は下水道については、先ほど政策チームの中に事務局長という方がいらっしゃいまして、その方を中心にやっておられました。もちろん知事後援会幹部と私はお会いしたことがありますけれども、その下水道の内容の細かい話について、私に知事後援会幹部から話があったり、私と意見交換したという記憶はあまりないです。

服部委員 その事務局長というのは、政策チームの中でつくってやっていたらっしゃる、検討委員会ではなくて。

宮津証人 検討委員会の事務局の事務局長を置いておりまして、それが先ほど話した上田さ



んという方です。

服部委員 そうしますと、その事務局長を通じて、確か松本合庁で14年11月28日ですか、そこから知事後援会幹部も司会をやったぐらいの会議をやって、検討委員会のメンバーも大森委員長ですか、みんなお入りになってやっていた経過がございます。ですからその事務局長ももちろん知事後援会幹部とは非常に精通していると思うんですね。ですからその事務局長を通じて、ちょっと話しましたけれども、先ほど。知事はとても知事後援会幹部と、下水道改革については意見を聞けというふうな話を小市土木部長にもしているぐらいですか、やはりしても全然不思議はないと思うんですが。その辺はそういうことはあったでしょうか。事務局長を通じて知事後援会幹部と、今のような入札をやめるとか、そういう随意契約に持っていくとか、そういうことについてですが。

宮津証人 私を通じてという話ではなかったもので、内容は承知しておりません。

服部委員 それでは最後にお聞きして終わりでございますが。16年3月12日に、きのうもちょっと問題になったんでございますが。日本クリーンアセスという会社から小市、これは下水道公社理事長にあてた文書の中に、今回この入札を取りやめになったことについては、県内の一業者より、3月26日入札、4月1日業務開始では技術者の確保が困難だから、ぜひやめてくれと、入札を延期してほしいという申し出があったと、一業者よりね。こういう話が文書に出ているんですよ。これは公文書としても出ているんですね。ここで田附課長がいろいろ聞かれたときに、田附課長は経営戦略局にメールでその業者から来たと、先ほどからメールのお話出ていましたよね。メールで来た。それが一番ポイントになったというようなお話をしていたというんですが。この一業者からメールが入ったということですが、この一業者というのはどこの業者だか、野崎証人は思い出せるでしょうか。あるいはまた宮津証人でも結構ですが。

野崎証人 多分田附さんがそうおっしゃられたのが、先ほどから私がお話しております、最初に私が見たという匿名のメールのことではないかというふうに私は思います。ですから業者名はちょっとわかりません。

宮津証人 そのメールについても、文書についても、私は承知しておりません。

服部委員 5日間の、入札から業務開始までのことが非常に大きな問題になっている。これともう一つは、今度は17年が絡みますけれども、そこまでして県内業者を入れようとしたけれども入札をやめたということになります。しかし県内業者の、もう一つは県内業者の応募者数が、入札に応じる会社が少なかったと言うんですけれども、全体で9社のうち6社がきちんと入札に応じているんですよ。応札しているんですよ。応札しようとしているんですよ。ですから決して少ないわけではないんですよ。それでしかも一抜け方式をやろう

としているんですね、16年度も。入札要件を見ますと。ですからあなたが言う、入札を取りやめて随分不満だという業者がたくさんいるわけです。ですから田附課長さんたちはまた回って歩いているわけです。ずっと回って説明をしている、入札をなぜやめたか。随意契約をまたやらなければいけないとこういうことでやっていますが。それについては、経営戦略局はそういう指示をしたんですか。きちんと説明をして歩いた方がいいとか、次の随意契約の段取りをとった方がいいとかいう指示はしたんですか。

野崎証人 説明のためにそれを回りなさいというような指示は、特段私はしておりません。それはもう土木部の方で、やはり入札を中止するとなって、確かそれは当時聞いた記憶もございませんけれども、公社と1軒1軒回るよというような話は私も聞いておりました。

小林委員長 それでは12時40分まで昼食休憩としたいと思います。それでメモをその間、ひとつ御用意をいただきたいと思っております。

休憩時刻 午前11時48分

再開時刻 午後12時42分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

野崎証人 申しわけございません、午前中に柳田委員の方からございました、公告の関係ですけれども。ちょっとこの場でもしその公告を、私、確認させていただくことはできますでしょうか。

小林委員長 何をですか。

野崎証人 その開札日が入札公告に書いていなかったということでございまして、私もその自分の記憶に自信がない部分もございまして、もしこの場で公告を見せていただくことができればと思っております。

小林委員長 わかりました。ちょっとお待ちください。午前中、野崎証人に対して時系列的にメモをというお話がございまして、野崎証人には休憩時にもかかわらずまとめていただきましてありがとうございました。提出がありましたので、それを配付させます。

(書記メモ 配付)

お諮りをいたします。ただいま野崎証人から記録の開示をお願いしたいというものでございますが、お見せすることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではお見せしてください。

(証人 資料閲覧)

それでは尋問を続けます。

木下委員 それでは私の方から野崎証人に対して、尋問をお願いしたいと思います。知事後援会幹部との関係についてまず尋問したいと思うんですけれども、先ほどは一県民としておつき合いと言いますか、やってきたとこういうお話でございました。それでこの知事後援会幹部は、先ほどの話ですと10回を超えてお会いしているということでもございましたけれども、この場合には、何かアポイントをとってお見えになるわけですか。

野崎証人 県庁の中の場合は、大体アポイントなく見えて、その場に私がいれば対応するという形でございました。

木下委員 それでアポイントなしで突然来て、そしてそのお話をするときはどういう用件で来たとか、そういうことの話はまずあるわけですか。

野崎証人 もちろんそれでお話を聞く段になれば用件を聞きますので、どういうことかあれなんですけれども、最初に来られたときにこれこれこういう用件でというふうに一々お断りになるわけでもございません。

木下委員 この知事後援会幹部は、下水道事業の、公社から直接ということですが、県ないし公社とは、その事業を受託して仕事をしているということでは、県あるいは公社とは利害関係者ということになるわけですが、その利害関係者という認識はお持ちでしたか。

野崎証人 その処理場の下請等で業務をやられているということを伺ってからは、そういう認識はございました。

木下委員 それはいつごろですか、時期的には。

野崎証人 最初にお会いしたときにそのお話を特に聞いたわけではなかったのですが、どの時点で御自分のやられている仕事のことを伺ったかはちょっと覚えておりませんが、平成15年度というか15年中だったようには覚えております。

木下委員 これは大変不用意な状況だと思うんですね。利害関係者と会う場合には、それなりの用意をして、それなりの対応をしていかなければいけないというふうに思うんですけれども、そのことをいつからそういうふうだったかということも記憶にない。そしてそれなりの対応もしていない。それで一県民として対応してきたと。こういうことでは、私は非常に不用意だというふうに思うんですが、いかがですか。

野崎証人 御指摘されれば、確かにそうかもしれません。私、ずっと建設事務所を回っておりましたので、逆にその建設業者の方とお話をするということに、むしろそんなに抵抗がなかったということがかえってそうだったのかなというのも思うんですけれども、今でも、例えば建設業協会の方がやはり陳情に見えとか、そういった中でお話しする機会もございます

ので、確かにそうなのかもしれませんが、自分の中でそういう抵抗というのはなかったことも事実でございます。

木下委員 15年と言いますと、15年1月8日には名刺営業禁止するということを、知事も記者発表までして、そうした通知も出して、そういうことになるには、その前に不祥事があったと。そういうものを踏まえて、そういう利害関係者、特に建設業者、そういう人たちは県庁の中へ入ってきて名刺営業をすることもできないと。そういう状況下にあったわけですね。同じようにこの知事後援会幹部は、そういう意味では同じ同業者ですね、名刺営業もできない、そういう仕事をやっておられる方。こういう方であるにもかかわらず、そういう認識もなく、そういう用意もないということについては、もう一度ちょっと、建設事務所にいたからそういうことになってしまっていると。建設事務所にいたからこそ余計に、そういう名刺営業もいけないんだと。そしてそういう、いろいろ問題があった。それが15年なんですよ、その措置をしたのが。にもかかわらず15年中に、そういう状況の中でそういうことについて、利害関係者であるという認識も記憶にもないような状況の中で、そういう対応をしてきたということについては、これも一回、そのことについてどのように考えているかということをお聞かせください。

野崎証人 おっしゃられるとおりかもしれないというふうに思います。ただ、知事後援会幹部が見えて、御自分の会社の営業とか、極端な話をすれば御自分のところに仕事をくれというようなお話を私にされたことは1度もございませんでしたので、そのところでは、やはり私の認識が甘いと言われればそのとおりかと思えますけれども、私はそういう認識でございました。

木下委員 それはあくまで弁解でありまして、今お話をしたようにアポイントもなく突然来て、何の用件で来るかもわからない。そういう状況ですから、何のために会うかわからないわけですよ。そういうことに対して何の用意もなく、名刺営業もいけないと言っていながら特別待遇をして、そして奥の院へ通すと。こんなことはもう一県民ではないではないですか。もう一度そのところはどうですか。

野崎証人 確かにその知事後援会幹部がその下水道の関係の一業者であるということにおいて、一般の方々から見ればそれはまずいよねと言われることに対しては、確かに私の不注意と言いますか、そこは至らなかった点だというふうには思います。

木下委員 それで、一県民をそういう形で、いつでもふいに経営戦略局へお伺いすれば、奥の院まで通して、そしていろいろと話を聞いていただくとかいうことは、今までずっとやってきたし、これからもそうやられるわけですか。県民に対して、どなたが来ても奥まで通して、そして用件はわからないけど通して、そこで用件をお伺いすると。そして県政につい

ていろいろとお伺いするという事は、長野県民だれにも同じようにやられるわけですか。  
野崎証人 基本的には、私のところへ来られて、じっくりお話を聞きたいという方が来られれば、いわゆる今奥の院と呼ばれている部屋がもしあいていれば、私はそこへお招きをする用意はございます。

木下委員 わかりました。それではこれからはだれが行ってもそういうことはやられると、こういう扱い、長野県としてはそういう扱いをするんだとこういうことでいいわけですか。

野崎証人 私はやはりそうあるべきではないかというふうに考えております。

木下委員 そういうことで対応しきれるとすれば、それはいいことだと思うんですよ、長野県民に平等に、いつだれが来てもずっと奥までお通しして、そして丁寧に対応して下さると。これは非常に県民の意見を聞くということではいいことですから、そのこと自身はそういうふうによれる、そしてやっていくんだとこういうことならば、それは非常に結構なことだと思うんですけども。その言葉に間違いのないようにやっていただきたいとこういうふうに思うわけですけども。

ただ、知事後援会幹部については、繰り返して言いますけれども、そういう利害関係者であると。そういう人に対しては、名刺営業もいけないとこういうことをやっている中で、これは特別な扱いをしていたとこういうふうに思うんですけども。先ほどの反省とかそういうことではなくて、特別な扱いをしていたのではないかとこのように思うんですけど、その点についてはどう思いますか。

野崎証人 特別な扱いをしていたという意識はございませんでした。

木下委員 名刺営業もいけないんですよ。それを名刺営業ではなくて、その職員もみんな集めたり、それから特別な場所へ案内して、名刺を配ってもいけないんですよ。そういう状況の中でそういう扱いをするというのは、まさに特別な扱いではないですか。

野崎証人 先ほども申し上げたんですけども。例えばその建設業協会の役員の方とかが見えたこともございますし、そういう中では知事後援会幹部だけを特別扱いしたというつもりはございません。ただ、確かに今、一般の業者の方は、特に建設事務所へ行けばカウンターがあって、なかなか入れないという状況から見れば、そういう方々から見れば特別だよなというふうに言われても仕方がないのかなという気はしております。

木下委員 仕方がないとか、そういうことではなくて、名刺も配れないんです。中へ入れないわけですよ。そういう利害関係にある方は、そういうことでしょうか、名刺営業の停止というのは、違いますか。

野崎証人 そうですね、建設事務所等、あるいは県庁等でも、そういうふうになってはおります。ただ個々に御相談があるときに、例えば今、直接の請負の方というよりも、例えば製

品メーカーの方とかで、個々の製品を売り込むということではなくて、いろいろな御提言があるという方を招き入れて聞いているということは、我々もございますし、土木部でもあるように私は聞いておりますし、土木部でそういうことがあったときに同席したことも確かでございますから、個々の自分のところの会社へとか、自分の利になること以外で一般的な提言をしたいという方に関しては、そういう方も招き入れているケースはございます。

木下委員 そういうケースと違うのでしょうか。この方は、用件も言ってこない、アポイントもとってこない、それでいきなり来て、奥へ通すと。違う利害関係者は、名刺営業はいけないと中へ入れない。こういう状況の中で、用件もわからない、何もわからないのに、この方の場合にだけは奥まで通すと。これは特別ではないですか。

野崎証人 すみません、おっしゃる意味がよくわかりました。確かにそうですね、最初に御用件をお聞きしないのは、多分私がお会いしているうちになれてしまったから、そういうふうにさせていただいたのではないかなと思いますので、その点は確かにおっしゃるとおりだと思います。

小林委員長 ちょっと私からも。それを称して特別扱いではないかと、木下委員はおっしゃっているんですが、そういうことですね、ではお答えは、

野崎証人 特別扱いと言いますか、例えばほかの本当に初めて見えた方だったらそういう対応はしないかもしれないという意味においては、そうかもしれません。

小林委員長 特別扱いであると。それを踏まえて、先ほどから証言をされている一県民であったということを訂正はされますか。

野崎証人 一県民であったという認識は全く変わりませんので、その点を訂正するつもりはございません。

小林委員長 はい、わかりました。

木下委員 私の言っているのは、それは県民には違いはないですね。しかし県民の中でも、そういう県と利害関係のある人、そして特に入札にかかわるような、名刺営業を停止したということは、トラブルがあったわけですね。伊那建設事務所でパソコン問題であった。それで入札やいろいろそういう問題で、癒着があってはいけないということで、1月8日の文書も手元にありますが、その趣旨は私が申し上げるまでもなく、承知していると思うんですよね。ですからそういう関係の人は、部屋へ入ることさえ許されないわけです。そういう中で、それは県民には違いないけど、県民でもそういう人たちはもうそういうところへ入ってくれるなど、そういう扱いをしている。そういうことを県みずからが示しているわけですね。

そういう中で、その人だけはフリーパスで奥まで入ってくると。こういうことは、だから

一県民としてというだけではなく、県民として扱ったのではなくて、それは県民としては扱っているんだけど、その上そういう利害関係者については特別な配慮をしなければいけないと。こういうことであつたはずなのに、それをしないでそういうふうにやったということは、これを称して特別扱いということだということは、今お認めになったと。ですから一県民としてつき合っていたというだけではなくて、特別な扱いの人だということをやっていたと。こういうことが実態であるし真実であるということだと思つるので、そういう意味からは、一県民として扱っていたということとは違うんじゃないかとこういうことを私は言っているところなんですけれども、そのことについてもう一度お答えいただきたいと思つます。

野崎証人 例えば私が、私の部屋に訪ねてこられる、それも1度ではなく何回も来られる方というのはほかにもおられます。例えば自然保護を訴えられる方で、何度も見えて、いろいろな御相談をされる方についても、私は同じようにその奥の部屋へお連れしていることもございますので、そういう意味から申しますと、知事後援会幹部お一人が特別というふうには、私は考えておりませんし、あくまでもやはり一県民の方というふうには、今でもそれは認識しております。

木下委員 よく私が言っていることを酌みとっていただきたいと思つんですけれども、環境問題で来る人と、そういうこととは違うわけですよ、私の言っているのは、利害関係者、そして名刺営業を禁止している中、名刺営業をやってはいけない部類の人だと思つんですよね、その方は、知事後援会幹部は、そういう状況の中で、今言うような特別な扱いをしたということは、これはまさに特別扱いであつて、先ほど言っているような一県民としての扱いという部類のあれとは違う扱いをしていたという意味において、これは特別扱いではなかったかということをおっしゃっているわけですよ。もう一度お願いします。

野崎証人 名刺営業というふうには、私は理解しておりません。名刺を置かれて営業されたことは1度もございませんので。

木下委員 名刺営業というのは、名刺を配ることもそうですけれども、そういう利害関係者がその部屋の中へ入つてそういうことをやっては困るということでしょう、趣旨は、名刺営業というのは、名刺を配らなければ、行って私はこういう者ですと、指名をお願いしますとか、いろいろそういうことを、配らなければやってもいいわけですか。そういう趣旨ではないでしょう。趣旨は、名刺営業というふうには言っているんですけれども、そういう営業活動をしては困ると、癒着関係が発生してはいけないから、そういうことでしょう。そのことは、私が解説するのではなくて皆さんの方でわかっていることだと思つんですけれども、どういふことですか、そのところは、

野崎証人 名刺を渡す、渡さないではなくて、まさに今木下委員おっしゃられた指名をよろしくということ自体がやってはいけない営業だというふうに理解をしております。知事後援会幹部は1度もそういう話を私にされたことはございませんし、むしろその自分の業種とは直接関係のないようないろいろな一般的なお話でございましたので、その点に関しては知事後援会幹部は一県民として来られているというふうに私が理解していたということです。

木下委員 もうくどくなるからあれですけども、知事後援会幹部がそういうことを、営業活動をするか、しないかというのは、会って見ないとわからないじゃないですか。先ほど、ちゃんと用件を言って、そしてアポイントをとって、そして話をするのならば、きょうはその営業に関係ないことでやるとこういうことはわかるかもしれませんが。そういうことがわからない、何の話が出てくるかわからない、しかし職業はそういう下水道にかかわる仕事をやっている方だと。そういう仕事をやっている方は、そういうことをやってはいけないわけですね。それが名刺営業の停止でしょう。だからそれは違う建設業者も、きょうは違うことで行きたいんだけどということはあるかもしれませんが。けれどもそういう人たちも中へ入ってはいけないわけでしょう。先にアポイントをとって、こういう用件できょうは行くんだということで、いわゆる営業活動とは違うんだと。そういう内容ならば、きっとそれなりの道はあるんだろうけれども、それはわからないわけですからね。これは特別扱いではないですか。

野崎証人 結果的に1度もそういうお話がなかったということなのかもしれないんですけども。ただもし、これ仮定の話ですけども、私がお話を聞いている中で、知事後援会幹部から、実はうちの会社をという話がありましたら、もうそこで話を打ち切ってきょうはお帰りくださいというぐらいの気持ちは、私はございました。幸いにしてそういうケースは1度もございませんでした。

木下委員 このことは、もうこれで終わりますけど、このことはね。だけど、先ほどおっしゃったのには、いつから知事後援会幹部がそういう利害関係者であるかということさえわからない人について、そういうことはわからない、記憶にないのに、会ったらそんなことをやるんだなんていうことは、これはとってつけたような話だということで、私はそのこと自身はちょっと信頼をおけないんですけども、このことはもう時間もありませんからあれですが。しかし、そういうことで一応野崎証人も特別扱いだったということはお認めになったわけですから、認めていないのなら言ってください、もう一回。

野崎証人 一般の県民の方から誤解されるかもしれないなということは申し上げました。

木下委員 はっきりと言ってください。特別扱いであったか、なかったかということをはっきり言ってください。どちらですか。



小林委員長 先ほど答えていると思うんですが。特に野崎証人、さっきはもう特別扱いであったとおっしゃったんですから。それでよろしゅうございますね。さっきそういう証言がございました。いいですね。

高見澤委員 それでは先に野崎証人からお尋ねをいたしますけれども。入札行為ですね、一般的な。県はどのようなルールで行われていたか、御存知ですか。

野崎証人 いろいろなルールがございますので、特にはどの点を聞かれないのか教えていただければと思います。

高見澤委員 今、問題になっている維持管理業務の入札行為の件でございますけれども、それらの一般競争入札についての、これは土木部から出ている入札についての指針等があるわけですが、それについては御存知ですか。

野崎証人 一般競争入札にかかる一般的な指針というものでございますか。

高見澤委員 そうしているかどうかを答えてくれればいいです。

野崎証人 見たことはあると思います。ただ中身まで詳しく覚えているわけではございません。

高見澤委員 これはなぜこんなことを聞いたかと言いますと、あなたが匿名だけで入札を、匿名の人だけのメールが入ったのを、それを見て入札を中止したといったことについて、今お尋ねしたわけでありましてけれども。なぜメールが野崎証人に入ったのでしょうか。その辺のところは私は不思議に思うんですが。その辺のところはいかがですか。

野崎証人 先ほども申し上げましたが、ガバナーというアドレスであったか、あるいは政策チームの政策というアドレスであったか、ちょっと私はおぼえていないんですけれども。それらのメールは、私のパソコンに自動的に入るようになっております。

高見澤委員 本来であれば、こういったたぐいのメールは、入札を執行している公社か、あるいはそれらを指示している下水道課の方にそういったメールが行くのが普通かと思われませんが、なぜ野崎証人の方にこのメールが行ったのでしょうか、その辺のところは不思議に思いませんでしたか。

野崎証人 それは打たれた方でないとわからないと思うんですけれども。例えば下水道課あてにメールを打たれば下水道課へ行きますし、公社あてなら公社だと思うんですけれども。その方は、私どもの課はおそらく下水道のあり方検討委員会の事務局が政策チームにあったから政策に来たのか、あるいは知事に直接打たれてそれがガバナーという形で来たのか、ちょっとそこは私には判断はしかねます。

高見澤委員 今、知事に打ったかもしれないと、それはどう意味ですか。

野崎証人 私の記憶は、ガバナーあてのメールであったか、政策といううちのチームあての

メールであったか覚えていないので。ガバナーというあてにあったのは、当時は私のパソコンにも同時に来るようになっていましたので、そうだとすればということでございます。

高見澤委員 通常そういったメールが、例えば突然であったかかもしれません、来た場合、当然今、野崎証人は下水道課の担当の政策秘書、チームだとした場合は、すぐ下水道課の方へこういったメールが来ていますよと、転送するか、あるいは知らせることが本来かと思いますが、その辺のところはどうなさいましたか。

野崎証人 多分すぐ下水道課へは行っていなかったように記憶をしております。

高見澤委員 なぜ行かなかったのでしょうか。

野崎証人 少し自分なりに調べてから下水道課とお話をした方がいいのではないかというふうに考えたと思います。特に入札の関係は、結構やはりその発注機関に直接問い合わせるということは我々もしてはおりません。まず公共事業改革チームですか、そこを相談をしたというふうに記憶しております。

高見澤委員 調査をしてということですが、調査は幾日ぐらいかけたんですか。それで我々はと言えば複数ですが、どなたと相談されたんでしょうか。

野崎証人 すみません、今、我々と言いましたのは一般的に、そういう例えば談合等の情報が入った場合の、私であるとか、あるいは公共事業改革チームであるとかという、そういういわゆる入札関係の職員のことでございます。この件に関しては、私がまず相談したのは確か公共事業改革チームだったというふうに記憶しております。

高見澤委員 調査をして、本来ならば下水道課にこういったメールがあるんだけど、いかがいしましょうかと。私ども調査をしたんだけど、こういった方法がいいでしょうかという相談をかけていくのが普通じゃないんでしょうか、野崎証人。

野崎証人 特に今も申し上げましたけれども、入札に関して、この例えば公告要件がおかしいとか、期間が短すぎるとかあった場合に、私はまず公共事業改革チームに相談するようにしております。それは当時もそうでしたし、今もそうでございます。

高見澤委員 それでは公共事業改革チームの方が入札を中止した方がいいという、そういう話をそこでされたんでしょうか。先ほどは自分が独断でというお話がありましたけれども。

野崎証人 ちょっとこのペーパーにも書かせていただきましたけれども、括弧書きで。そもそも公共事業改革チームは、私が最初行きましたときには、当然今度新しい制度で流域下水道の業務委託を変えてやろうということでしたから、制度構築の段階で公共事業改革チームと下水道課は相談しているものだというふうに思っていたんですけども。これを初めて見るという形で、公共事業改革チームも今回こういう形で出すというようなことを全然知らなかったということがわかりまして。少し議論をさせていただきましたけれども、特段そのと

めた方がいいんじゃないかという内容は、公共事業改革チームからは聞いてはいないように思います。ただしやっぱり、これはちょっとどうなのかなという話は公共事業改革チームとは1回させていただいております。

高見澤委員 野崎証人は、すべてこのような県民から匿名で来た、来ない、いずれの場合においても、メールが来た場合は担当部署、担当課に知らせないで、常にこういった判断をなされているのでしょうか。

野崎証人 入札とか談合の件は少し慎重にやりますけれども、あといろいろなメールですね。一般的な要望については、むしろすぐその部署から、例えば現地の事務所へ聞いてもらって状況を知った方がいいというような場合は、すぐお知らせしております。ただ、こちらが忙しいときには、それが例えば1週間も放ったらかしにしてしまうこともあるんですけども。基本的には担当部署にも知らせるようにしております。

高見澤委員 先ほどの証言の中で、応札者の名簿をいただいたということを証言されておりますけれども、いつこれを何のために、その名簿をもらったのでしょうか。

野崎証人 応札者の名簿をいただいたというお話はしていないかと思っておりますけれども。

高見澤委員 どなたでしたか、委員からの尋問の中で証言されているんですけども。知事後援会幹部が入っていたということをそれで知ったということなんですが。

野崎証人 すみません、応札というよりもその前段の入札参加希望者ということですよ。それは、下水道課の方から締め切ってみたら、おそらくその締め切りの前に私が下水道課の方に、これちょっと1度やめた方がいいんじゃないのかなというお話をしているかと思うんですけども。そのあと締め切ってみたら、その後打ち合わせをする中でも、確かに実際今回の入札に参加したいと手を挙げている会社はこれだけの数しかないんだということがわかったという話は、下水道課から聞きました。

高見澤委員 3月2日に野崎主査より土木部長へ中止の確認、随意契約の期間等については今後検討する旨の連絡があったということを、先日、小市証人が証言されております。その日の土木部長へ中止の確認をさせたということ、これも自分で判断をしたのでしょうか、あるいは知事の意向か、知事と相談してのそういった確認をされたのか、いかがでしょうか。

野崎証人 中止の確認ですか。私、すみません、先ほど出したペーパーの中では、土木部で最終的に中止を決定するというような報告は、私は受けておりますが。そのことですか。ちょっとすみません、日付とか全然このペーパーもそうなんですけれども、私も定かではないもので。

高見澤委員 ほかのことはよくわかっていながら、そういうことになるとなかなか記憶が定かではないというふうに切り返されるんですけども。いずれにいたしましても、野崎証人は、判

断は御自分で、匿名の方から来たのを入札中止にしたと。それを今度は下水道課の方に、最終的には下水道課が判断して中止を決断したと証言されています。それは事実でありましょう。しかしその間に執拗に下水道課の方に中止を求めていた。それによってそういった決断を下水道課がせざるを得なかったということになるわけですが、それでよろしいですかね。野崎証人 執拗に求めていたというのは、下水道課の方でどう受け取られたか、私もわかりませんが、私としてはやはりいろいろお話を聞く中で、特に先ほどのようにあとからと言いますか、締め切ったふたをあけてみたら人が少なかったとか、あともう一つ下水道課から聞いたのは、どうも県内の企業というので、入札の公告になってから急に引っ越してきた会社があったこともあったというような話も下水道課から聞く中で、これはやっぱりいよいよとめた方がいいですよというようにお話を何回かさせていただいたことは事実でございます。

高見澤委員 この行為につきましては、後ほどまた清水委員の方から詳しくまたお尋ねすることになります。

羽生証人にお尋ねいたします。羽生証人は、知事後援会幹部と下水道の関係で打ち合わせをしたことが、何回か打ち合わせをしたことがございますか。

羽生証人 下水道のあり方検討委員会の関係で、私は事務局の庶務担当をしております、打ち合わせと言いますか、上田千秋さんを通じてお話をしたことはございます。

高見澤委員 私の手元に一つのメールがあるんですが、これは羽生さんが田中知事に送られたメールです。土曜日指示事項の報告ですという内容のメールですが、これは御記憶ありますか。平成15年8月22日。

羽生証人 ちょっと文面を見ないとはいっきり覚えてないんですけども。

高見澤委員 「田中康夫様。政策チームの羽生昭広でございます。久しぶりに個人のパソコンで御報告です」ということで、個人のパソコンで報告されているわけではありますが。中を全部読むと長いですから、これはタクシーの中でもお話をしたのですがということで、土曜日に知事と同じタクシーで移動されてその際指示された事項を報告しているんです。これは細々と経営戦略局のチームのメンバー一人一人のあなたの批評が書いてあります。これはこれでいいとして、その最後に「あすは知事後援会幹部と連絡をとりまして、下水道答申の関係で打ち合わせをいたします」となされておりますが、これはどのようなこととお話なされたのでしょうか。

羽生証人 先ほど最初のときにもお話ししたんですけども、おそらく15年の中間取りまとめ報告というのが下水道のあり方検討委員会でございまして。その関係で、上田千秋さんを通じて、中間答申のことについて話をしたいというようなことが、確かその次の日という

のは、土曜日であればそうではないかと、そのことではないかと思えますけれども。

高見澤委員 それは流域における県内企業の育成というような話でありますけれども、後の入札が、JVが平成15年度のように下請条項をつくるか、つくらないかとか、そういった内容が話されていたかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

羽生証人 土曜日であれば、おそらくその先ほどお話をしたんですけれども、その下水道のあり方検討委員会の間取りまとめ報告というのがございまして、確か9月だったと思いますが、あったんですけれども、そのことについての話が主だったというように記憶しております。

高見澤委員 お互いに記憶をたどるだけですので、これ以上これは触れませんが、いずれにいたしましても、こういったメールを知事に報告しながら、知事の指示を得て知事後援会幹部とこのような打ち合わせを何回か行ってこられたと。確かに下水道公社の関係の話もあったでしょうが、一番大事なことは平成16年の入札をどのように行うのかというような形の中で、随意契約の問題、下流への下請の問題だとか、いろいろそういったような話が後々これが表に出てくるわけですね。公文書として出てくるわけでございます。その辺のところ、羽生証人が知事後援会幹部とのつながりがかなり、そういった面で知事の意向を酌みとって話し合いをされてきたということにつながっているわけでありまして。それをちょっと指摘だけをしておきます。

続いてもう一つ、今度は宮津証人にお尋ねいたします。先に委員長にお計らいをいただきたいんですが、私の手元に今メールのコピーがあるんですが、宮津証人にも見ていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

小林委員長 お諮りしますが、今の申し出、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは見せてください。

(証人 資料閲覧)

高見澤委員 まず最初に10月15日に送られたものですね。岡部さんから田中康夫知事に送られたものでありますが、これは信濃毎日新聞と読売新聞から公開請求がありましたのできょう公開したいと考えておりますという内容のものが送られているわけでありまして。そこでそのメールを知事がいただいて、今度は宮津さんを含めて複数の皆さん方に、公文書の公開に関してという形で、メールが皆さんのところへ送られております。ちょっとこれは短いから読んでみますが、「病院に立ち寄って登庁する途中で、一方的に御報告されてもねえ。具体的中身も見えていない訳ですから。今、北原氏に電話して、僕の登庁時に1階に降りているように伝えました。仮にサーバーが不調で受信出来ていなかった場合、そのまま渡してしまう、

という事ですね。仮に、その公開の中身に問題は無かったにせよ、事務的に進めましたと言うのでは、文書学事の久保田氏と同じ話です。アドレスも、古い方に送ってくる辺りがねえ。いやはや。では、昼休みは3階で松林、宮津、田中で食事をしましょう。北原氏も加えますか？」と。このときにどのようなお話をなされたのでしょうか。

宮津証人 今、メールを見させていただいているんですけど、これ、今の流れなんですけれども、ちょっとこのときにどのような話があったかと、私は今すぐ定かではないです。すみません。

高見澤委員 少し時間をおけば思い出しますか。

宮津証人 これ、当時、私の立場としましては、知事の政策秘書ということをやっていたので、個別に毎日どのぐらい、どのような話があったかということについて、その個別の議論まで覚えていないです、申しわけないです。

高見澤委員 これはちょうどあの当時、公文書公開請求という大事な話がなされている最中でございまして、わざわざ知事も病院へ立ち寄って帰る途中なんですよ。そういった中でもこういう心配をなされている。これは、宮津証人は、この中で話し合いの内容がわからないというはずはないと思うんです。もう一度記憶をたどっていただきたいと思いますが、いかがですか。

宮津証人 これ、話の内容としましては、多分、当時岡部さんがこの文書公開の話をやっていたので、その話が知事の方に、病院へ行く途中にレポートがあったという話だと思えます。ですのもう一度岡部さんから話をお聞きしたいですねということがあったんだというふうに思います。もう一度岡部さんから、知事室で知事がお話を伺いたいなということだと思えます。知事が岡部さんから話を聞きたいということであったと思えます。

そのあと、私と、これを見ると、松林当時参事ですか、と話をしようというんですけども、この何か関係があったかどうかについて、私は知事と直接この関係で話し合った記憶はないので、その話とは違うんじゃないかと思えますけれども。

高見澤委員 今、知事が岡部さんに詳しく聞きたいと、もう一度聞きたいということであったのではないかということ、それはその中で話をされたのではないのでしょうか、宮津証人。

宮津証人 このメールを見まして、私がそこに立ち会ったのではなくて、北原当時秘書ですね。北原氏に依頼をして、岡部さんが知事室におりてきて、岡部さんと知事でお話しようという内容であると理解していますけれども。

高見澤委員 そこで食事はなされたんですね。いかがですか。

宮津証人 3階とありますけど、これ多分3階の知事室で、その日多分お弁当か何かを知事と一緒に食べたのかと思います。

高見澤委員 普通そういった形でわざわざ呼ばれて食事をとるということは、お互い黙って何も言わないで食事食べて、はい、さよならということはある得ないと思うんですが。それは何らかの、公文書の問題で一番心配していたときですので、そういう話をされながら食事をされたのではないですか。

宮津証人 だんだん思い出してきました。このとき実は、10月15日というのは、このもちろん文書の問題はありましたけれども、当時住基ネットの問題でいろいろございました。この松林さんと私が知事に会うという話であれば、当然これ住基ネットの話の方が主ではないかなと思いますけれども。

高見澤委員 そうすると、これは次にこういうメールがまたあるんですよね。岡部さんが田中康夫知事にやっぱり送っているんです。「知事後援会幹部等の公開請求に対しては、下水道課は課長が両職員と話し合い、該当なしでの対応となっています」とこういう云々の文書がすぐ同じ日の、時間的にもそんなにないんですよ。最初が9時36分でしょう、その次が午後送られているんです。皆さん方が食事をなされて、そこで話し合った結果、何らかの形で宮津証人が岡部さんの方に御連絡したのかわかりませんが、岡部さんはまたさらに知事にその結果を報告しているんですよ。これは説明不足でしたという内容なんです。もっと知事後援会幹部の話の公開文書の話ではなかったんですか。

宮津証人 当時私は岡部さんと机を並べていましたから、岡部さんが細かくどうこうという話はさることながら、さっき言ったようにどういうことをやっていたかというのは承知しています。ですので、その文書公開の話をしていたのも知っていますし、もちろんその関係で下水道課と調整しているというのも知っています。ただ、ここに出ている松林さんと知事と私でその相談をしたということは、私はなかったかと思えますけれども。

高見澤委員 ではここには書いてあるけれども、3人で食事はしなかったということですか。

宮津証人 食事はしたと思います。これは3階でという意味は知事室でという意味で、食事はしたと思います。ただ、そのこととこの岡部さん、その中でその岡部さんの、当時岡部さんが扱っていたその文書公開の話をしたとは思えません。

高見澤委員 それではもう1部ありますからごらんいただきたいんですが。これもやはり岡部さんが田中知事に対して、下水道の関係の結果を御報告しています。これは10月16日ですね。この日は岡部さんが、先ほど来いろいろの証人が来てここで尋問して答えているとおり、下水道課へ一生懸命足を運んで、何とか公文書を破棄しようという内容のものであります。これは、まず中身もそうでございますけれども、このメールそのものは知っていますね。当然宮津さんのところへも転送されているわけですから。まずそれをお聞きしますが。

宮津証人 この多分メールは、当時いろいろ知事からメールがたくさん送られてきたんです

けれども、その中の一部だと思うんですけれども。多分岡部さんが経過、このメールの日付の中で見ますと、知事と相談された。そのあとですので、そのあと岡部さんがこう判断されて知事に送ったというメールだと思います。ですので、これについては当時たくさん来たメールの中にあつたことは否定しません。

高見澤委員 これは委員の皆さん方が共有しなければいけませんので、ちょっと長い文章ですが私が朗読いたします。「田中康夫様。経戦局岡部英則。下水道課の関係は該当なしで文書学事へ報告となっており、公開される文書はなしとされます。今、田附課長が心配していることは、読売からしつこく聞かれたらどうするのかということです。聞かれても「お会いして話したことはある。それだけである。」と答えるように話しましたが、「自信がない、ここには迷惑をかける、転職したい」などと言い出す状況です。そのため、やむを得ず、文書は回収したのか、回収してどうしたのか、即消却するように、フロッピー、パソコンからも即時削除をするようにとの指示をいたしました。指示後、実行したことを確認してあります。こんな優柔不断な状況では、手元があれば必ず出してしまうのではと考え、強く指示した次第です。田附課長の状況から見ると、読売にしつこく追求されれば、「岡部氏から指示を受けた」と言い出すことも十分に考えられましたが、文書が出るよりはの方がよいと判断しました。田附課長はみずからが責任を持って処理するというタイプではなく、最終的には信用できませんので、強く破棄を指示し、指示は私の責任ということとさせていただきたいと思っております。田附課長は何回も私に相談に来ており、その中で経過を文書にはしてないと思っておりますが、あり得ることかなとも思っております。信用はしていません。しかしやらせるしかないという状況での判断であることを御理解いただければと思っております。言いわけになってしまいましたが近況報告とさせていただきます。」という内容であります。要は、岡部氏がこの公開文書の問題について、いろいろと下水道課へ行って、田附課長に何とかこれを破棄しようというような形で言っているのであります。しかしこれは岡部氏自身の判断と言いながらも、知事との今までの話し合いの中でこれをやらざるを得ない、そういった内容の文書であります。

それで「うーん、それぞれダイジョウビかのお。宮津さん、知事後援会幹部と相談してください。」とあるんですね。しかもそこに知事後援会幹部の携帯番号まである。この何が「ダイジョウビかのお」、その辺のところは、宮津証人はどうお考えですか。

宮津証人 この件で私は岡部さんから話があったことは覚えています。そのときに私がお話ししたのは、これは公文書かどうかの判断というのはだれがするかという問題があるので、多分この場合ですと当時下水道課長が判断したんでしょうかね。下水道課長の判断によるのではないですかということで、私が岡部さんと話したのはその程度かなと思っておりますけれど



も。

高見澤委員 そうですね、これは、知事は本当にこれ大丈夫かなという心配をしているんですよね。それで「宮津さん、知事後援会幹部と相談してください」と。電話番号も書いてあるんですよ、すぐ電話して連絡したのではないですか。

宮津証人 これメールを見ますと、このメール自体は、これはどうなっているんですか、多分岡部さんにメールが行っているんですか、と思いますので、私自身がその関係で知事後援会幹部と話したことは全くないです。

高見澤委員 ちょっとよく見てください。あなたもこの辺についてはプロのはずなんですからね。最初は岡部さんが田中康夫さんに送った。それを田中康夫さんは転送しているんですよ。「From “田中康夫”」ですよ。それで知事後援会幹部まで送っているんです、これ。知事後援会幹部、松林憲治さん、それから小林公喜さん、宮津雅則さん、送られているんですよ。これは知らないというわけではないでしょう。

宮津証人 知らないではなくて、私がこの件で知事後援会幹部と相談したことはありません。

高見澤委員 電話番号まで書いて、このときの宮津証人は、田中知事に対して一生懸命細かいことまで御報告している時代ですよ、これ。しかも一番大事な公開文書を破棄するのか、しないのか、そういったときの内容、その中身の問題が知事後援会幹部に関係のある文書だから知事後援会幹部と相談してくださいということなんですよ。いかがですか。

宮津証人 私が、先ほども申し上げたとおり、この関係で岡部さんから相談というか、話があったとき申し上げたのは、その公文書かどうか判断した上で、その上での問題ですよと。だれが判断するかの問題ですねという上でのものでして、それを捨てるとか、捨てないとかそういう話は全くしていません。

高見澤委員 ではこのときの公文書の問題、あなたはどういうふうに、宮津証人はその当時感じておられましたか。

宮津証人 細かい話は、私は知りません。申しわけないですが知らないです。岡部さんから話があったのは、当時、知事後援会幹部が下水道課と話したことがあると。それが個人的なメモなのか、その公文書なのかという話がありますよという話がありました。それはその、当然下水道課の中でどういう、知事後援会幹部と下水道課の課長さんの話をどう判断するかという問題であるというお話をしたことはありますので、私として知っている範囲としましては、それは公文書としてだれが判断するかという問題に尽きるでしょうというお話をしたことはあります。

○高見澤委員 いずれにしてもその当時、大事な話題というよりも、知事にとっても、皆さん知事の周りにはいる経営戦略局にとっても大事な問題だったんですよ。とすると、知事が「宮

津さん、知事後援会幹部と相談してください」と言って何もしないということはありませんか、いかがですか。

○宮津証人 私の記憶を、申しわけないです、もう一度申し上げます。わかりました、ちょっと先ほどの話を訂正しますね。知事後援会幹部、それに番号が書いてあるわけですね。それ私にあてて名前を言ったということなんですね。であればすみません、私、先ほど、こういうふうに言った方がいいと思います。知事後援会幹部にこのことで電話したかもしれません、もしかしたら。そのときに、ただあった話としては、要は、私の承知している範囲は、田附課長と知事後援会幹部がお話したことがあると。それが、要は個人的なレベルというんですか、要するに先ほどのような働き掛け云々ではなくて、個人として意見を聞いたことがあるのかなのかという話であったと思います。それを、だから文書にしてという話は、その知事後援会幹部からも聞いたかもしれません。もしかしたらそういう、知事後援会幹部と田附さんが会ったか会わないかですね、そのお話について。ただし、私が申し上げたのは、それについてその文書を残すのか、またはもしそれは、文書で残したときに公文書かどうかという判断は、それは下水道課がするべきではないのかなという話はした覚えがあります。

○高見澤委員 知事後援会幹部と田附さんが会ったかどうかとか、知事後援会幹部に話をするに、知事がここで知事後援会幹部までメールを送っているんですよ、これ。それで、わざわざ知事後援会幹部に相談してくださいということ、中身は、そんな田附さんと会ったかどうかとか、そういった問題ではないはずでしょう。あそこの文書、知っているでしょう。当時の、いわゆる公開文書として今問題になっていた、先ほどの読売新聞から公開請求された文書のことですよ。よく思い出してくださいよ。そのことについての話し合いなんですよ、これ。これですよ。その中身を話したのではないですか。

○宮津証人 このときの話を思い出しますと、私は、読売新聞でしたか、読売新聞なり、その信濃毎日新聞から公文書公開をしてきたというお話を私聞いておりました。それは岡部さんが知事とお話したりしていたのは知っていましたけれども、下水道課と、要は当時の田附課長がどういうお話をされたかという文書については、私、それは、中身については承知していないんです。

○高見澤委員 ちょっとおかしいですね。ではなぜ知事後援会幹部と相談してくださいと、こうわざわざ宮津さん、電話番号までこう書いて、携帯番号まで書いて知事はあなたにお願いをしているんですかね。中身を知っているからちょっと相談してよということではないんですか。

○宮津証人 これ中身の話というよりは、要はだれが判断しているんですかという話があったと思うんですよ。それ要するに下水道課がそう判断しているんですか、岡部さんが判断して

いるんですかという話だと思うんですね。田附さんがどういう話をしているんですかというところで、要は岡部さんが言っている話と、あとから来た話が食い違っているというんですか、そういうところを知事が心配されたんだと思っていますけれども。

○高見澤委員 ちょっと苦しい証言かと思うんですが。要はこの知事後援会幹部との打ち合わせ、それとあといくつか文書がありましたね。その中で、知事後援会幹部がいろいろ、この中身を言い始めると長くなりますからだめですけれども、そういった大事な、知事後援会幹部にとっても大事な内容が書かれている文書なんです。これは、もう一つは知事にとっても不都合な文書なんです。それについて心配だから知事後援会幹部と相談してくださいと言っているんですよ。そんなだれが判断したかなんて、そんなことをわざわざ知事後援会幹部に聞く必要はないと思うんですが、いかがですか。

○宮津証人 私が申し上げているのは、知事後援会幹部とこのときに話をしたか、しないかについて、中身については今は記憶にない、はっきりとここで申し上げることはないんですけども。特にこの件に関して私が覚えているのは、要は知事後援会幹部と、もし仮に話をしたとすると、それは多分どういう田附さんと話をしたことがあるんですかとか、そういう話だと思うんですよ。その上で、その文書が残っているとして、それを公文書とするかどうかという判断については、それは下水道課なりの判断ではないですかという話を岡部さんにしたことは覚えております。

○高見澤委員 この当時のこの公文書公開請求を求められた、公文書として。それで何もなければそんな不都合とするとか、破棄するとか、そんな問題は起こらなかったんですよ。それではあなたはわざわざこれ、それはだれが判断するというのを知事後援会幹部と相談しなくても、こんなことはもっとオープンにすればよかったんですよ。それができない不都合があったのではないですか、だから心配だから、「うーん、それぞれダイジョウビかのぉ」と知事は心配して、宮津証人に知事後援会幹部と相談してくださいと言っているんですよ。そんなだれが判断したかというような問題ではないはずですよ、いかがですか。

○宮津証人 私、この文書を多分見たときに思ったのは、要はこれ、この文書を見ると、岡部さんが指示をして、その下水道課に破棄を命ずるなり、その指示を私がしたということだと思うんですよ。そういうレポートを岡部さんはしているわけですよ。それについて知事が大丈夫ですかと言っているのは、要はそのその、だれの責任でやったのか、だれの判断でやったのかという部分について、要は岡部さんなりの言っていることと、それから田附さんの言っていることが一致しているのかどうかということをお心配していると思うんですよ。というのは、この前の文書にもあるんですけども、岡部さんが、要は当時やっていた話にこれあまり、いろいろ微妙な問題があって、知事は一々確認をしたかったみたいなんですよ。

それについて、私に対して確認してほしいし、要は知事後援会幹部なりが田附課長とどうい  
う話があったのかということについて確認してほしいということを求められたんだと思っ  
ていますけれども。

○高見澤委員 これ一番大事なことは、通常こういったたぐいの、職員にメールを知事が転送  
する場合、アドレスが普通であれば「pref.nagano」でやっているんですよね。しかしこれ  
よく見てください、個人のアドレスなんです、すべて。ということは公的の「pref.nagano」  
のアドレスを使ったメールでは都合が悪い。だから個人のアドレスを使っているというこ  
となんです。これについて宮津証人は返信しなかったんですか。

○宮津証人 私は、その個人のメールアドレスですね。その辺については、要はどうしてそう  
なったかという部分を別にしまして、知事からはいつの時点かはちょっと覚えていないんで  
すけれども、「pref.nagano」のアドレスがどうも盗み見られているおそれがあるので、個人  
のパソコンを使ってくれと言われたことがありまして、それ以来私もこの今、アビス、電算  
ですか、電算のアドレスの方にいろいろな文書を送るからという話がありまして、当時そう  
いうことをしていた時代で、これに送られてきたんだと思っています。

○高見澤委員 これで終わりますが、今ちょうど宮津証人が証言されたとおりなんです。盗み  
見されては困るような重大な内容のメールのやりとりなんです。これは次にほかに準備さ  
れている委員がいますので、その方にあとゆっくりと宮津証人にお尋ねするようになろうか  
と思います。これで私の尋問は終わります。

○石坂委員 それでは証人の皆さん、御苦勞様です。野崎証人にお伺いしたいと思いますが、  
先ほどからの尋問の中で、元知事後援会幹部との接触に対する野崎証人の受けとめの問題が、  
それぞれお尋ねがありましたので、私からもお尋ねをさせていただきたいと思いますが。

県の方針として名刺営業が禁止をされており、利害関係者である、特に土木部関係の業者  
との接触というのは厳に戒めるという方針のもとで、やはり先ほどの御証言にもありました  
けれども、知らず知らずなれてしまったかもしれないというお話でしたが。私たちから見て、  
県民から見て、下水道業者で現にある知事後援会幹部との接触というのは、私は不適切では  
なかったかと思っております。そのことにつきましては、先ほど木下委員とのやりとりの中  
で、見解の違いもありますので、改めてそれについてお聞きすることはしないというふうに  
考えておりますが。

そういう流れの中で、この間この委員会に何人か大勢の証人の方においでいただきまして  
この問題についてお伺いしましたところ、今までおいでいただいた証人の方は、全員、やは  
り利害関係者である、当事者である知事後援会幹部とこういう形での接触を持ったことは、  
やはり県の方針から照らしてみても不適切であったとおっしゃっております。

そういう中で、具体的には当時政策秘書室の職員でありました近藤眞さんが証人でお見えになりましたときに、知事後援会幹部が、自分が下水道業者である立場からは全く離れて、県政の改革に無償でボランティア的に改革の提言をする方だと、みずから自分をそういう形で紹介された、近藤証人にですね。ということなのでそれを信じて、接触をしたり、相談をしたり、アドバイスを受けたりしてきたが、結果としてこの間の下水道事業の改革の中で、結局その言葉とは裏腹に下請に参入したり、改革の途上であります、これからお聞きしますが、入札中止に至った年にも参入するというようなことがあって、自分の仕事を離れて提言するんだということは、そうではなかったということに気がついて大変失望したとそういうお話がありました。それは近藤証人の受けとめですので、それについての見解をお伺いするために今これをお話しているわけではないんです。

私がお伺いしたいのは、この間おいでいただきました証人の中で、例えば当時の土木部長でありました小市証人、それから下水道課のそれぞれの年の課長を務めておられた証人の皆さん、それから下水道公社の皆様などは、政策秘書室や経営戦略局の職員の方からのいろいろなお話は、知事の方針に基づく指示であるというふうに現実には受けとめておられたわけなんですよ。そういう、野崎証人自身がどういう意識で、例えばこの入札中止にかかわる一業者からのメールに基づいた御自分の調査に基づいて相談されたり、御自分の意見を言われたり、その意識は別としまして、いずれにしてもこの間の証人の皆さんは、政策秘書室からの指示と、具体的には野崎証人からの指示でこの年の入札は中止にするようにと。それは知事の方針でもあるというふうに受けとめて、その指示を受けとめ検討をし、中止に至ったというふうに受けとめていらっしゃるんですけど。

先ほどからお聞きしておりますと、この点に少し食い違いが、認識の違いがあるかのように私には思われますが。政策秘書室、その後の経営戦略局が、現実には県庁及び県の各部局の職員たちにこういうふうに受けとめられているということは、これはやっぱり事実ではないかと思えますし、実際に先ほど宮津証人が知事の政策を通訳してという言い方をされましたが、理解していたといただくように各部局に指示していく役割を政策秘書室及び現在の経営戦略局や政策チームなどが持っているという御証言をされて、そのとおりと思うんですね。そういう部局の中におられる野崎証人の立場としては、そういうつもりではなかったとおっしゃっても、現実にはいろいろなお話をされる相手の、当時下水道課などはそう受けとめるのが当然だと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○野崎証人 今の点は、先ほども申し上げましたけれども、石坂委員おっしゃるように、そういうふうに受けとめられてもおかしくない面はあるかというふうには存じます。

○石坂委員 そうしますと、現実にはそういう環境、状況にあったという中で、知事後援会幹

部との接触の具体的な中身について、何月何日ということは私はお伺いしませんけど、平成16年のこの下水道管理運営業務委託にかかわる、現実には、後ほどもう少しお伺いしたいと思いますけど、一業者の方からのメールをきっかけに野崎証人も認識を改められたり調査されたりして、結局下水道課と相談をされたと、指示をされたりして中止に至る過程の中で、お昼休みに書いていただきました当時の状況の時系列的な野崎証人自身が出していただきましたメモの中で、公共事業改革チームにまず相談し、その後知事後援会幹部に電話で業者の受けとめを確認というふうになっておりますよね。この入札中止のことにかかわるこの年の成り行きの中、それから公共事業改革のお仕事を担当されている野崎証人のお仕事の上で、いずれにしましても正式な県の決定に至る前の検討中の方針について、知事後援会幹部に相談をされたり、アドバイスを受れたり、そういう事実があったのでしょうか。

○野崎証人 この問題に関して知事後援会幹部と接触したのは、先ほど申し上げてここに書いてございますけれども、業界の方々の受けとめはどのようなよということを電話で確認させていただいただけです。あと今後ここに関してどうしていく方針とか、そういうことを知事後援会幹部と相談したことはございません。

○石坂委員 例えばこれは、先ほどもお話がありましたけれども、平成14年12月25日に知事の正式な方針として、「下水道公社の改革について」と、これは文書で方針が出されておりました。趣旨としては、それまで100%県外大手が参入していた下水道の管理運営業務委託の事業を、できる限り県内業者が参入できる制度に改革をしていこうと。それから下水道業者が請け負っております市町村の公共下水道の委託業務の手数料、委託料が高いのではないかと、実際の苦情、不満が県内から挙がっていたこともあり、その料金をもう少し引き下げることができないとか、そのためには、当時の知事の方針では下水道公社の職員の人数を減らして経費節減を図ったらどうかとか、いろいろな提案がされていることから、いろいろ始まっているわけですが、そういう趣旨のもとに始まった改革の中で、いずれにしても最初の年はとても無理ということできず、いろいろな過程の中に元後援会幹部がかなり経営戦略局、政策秘書室のお部屋に、多いときには週に2、3度もいらっしやると。そういう状況の中で、頻繁な接触を持っているという状況が一方ではあったと。

そういう中で、平成15年9月県議会、つまりこの入札中止に至る少し前ですよ。この少し前の9月県議会の中で、県内の業者の皆さんから、多分個人のお名前で3名の方かと思いますが、できる限り県内業者が参入できるようにしてほしいとそういう陳情も出まして、議会も採択をしまして、議会としても県内業者ができる限り参入できる制度に改革をしてもられないかということ要望した経過がございます。そういうことになりましたと、考えられる可能性というか、できればそうしていただいた方がよかったのではないかなということと

しては、知事後援会幹部に聞くことだけでなく、その陳情を出された3業者の方にやはり聞いていただくということも一緒にやっていただいていたのであれば、先ほどからずっとおっしゃっている一県民として御要望を聞いたということに位置づけられるかもしれませんがけれども。この書いていただいたメモの中では、知事後援会幹部には聞いたけれども、陳情を出された業者の方には聞いていないということになってしまうと、知事後援会幹部も業者の1人であるかもしれませんが、代表ではないわけですしね。やっぱり特別扱いと、先ほどから各委員からも御指摘がありますように、そう思わざるを得ないような状況にも判断せざるを得ないわけなんですけど。

その辺について、例えば知らず知らずなれ親しみすぎて、知事後援会幹部の意見を聞けば、それが下水道業者の意見を代表して聞くみたいな意識はなかったのでしょうか。それと、知事後援会幹部以外の実際の下水道管理運営業務に携わっている、それは県内、それから県外でも結構ですけど、そういう業者の方の御意見を聞いて検討するということがあったのか、なかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○野崎証人 今の点、全く御指摘のとおり、私は知事後援会幹部以外に知り合いでそういう業界の方は存じ上げませんでした。その15年9月の陳情があったということも知っておりましたけれども、直接私もその陳情の場に行き合わせていなくて、御面識もなかったものですから、私が、そのほかの業者さんにも聞いてみようというところまでの気は当時持ちませんでしたので、その点は御指摘のとおりかと思います。

○石坂委員 では事実の問題として、現実には知事後援会幹部の意見のみを聞いてだけで当時はあったということは確認させていただきたいと思います。

それでは問題の、その16年の入札中止に至る過程の中なんですけど。公告は2月6日に出されております。この入札の、先ほどからお話がありますが。この公告の中で、ずっと何十項目もいくつかの条件が提示されておまして、この中では2月6日に公告を出され、それから本店が県内にある県内業者に限るということと、それから3月26日に入札をするので参加希望を2月25日までに出すようにということと、それから技術者については、さっきの5日間というお話がありましたが、31日までに規定の要件をそろえた技術者の書類を出しなさいと。ここで5日間ということが公告されているという中身にはなるんですけども、そういう中身になっております。

それで野崎証人が、これはやっぱりメールをいただいたことにより、匿名のメールということなんですけど、県内業者がこれに参入するには、応札するには5日間しか入札決定から技術者をそろえるまでに時間がなく、技術力がなかったり、技術者が不十分な県内業者でとてもそれはできないので、何とかしてほしいという趣旨のそのメールを受けて、研究した

結果、今年の入札はそういう点で中止した方がいいのではないかと思うがどうかと下水道課に持ちかけられたのが、実は参加希望を締め切る1日前なんですよね。日付は覚えていらっしゃるというお話でしたが、25日に締め切るというふうに公告されておりまして、その公告の1日前に御相談をかけているということになります、現実には、

そうしますと、趣旨は賛同できる部分は、私はかなりやっぱりこの年に無理な入札はやらなくて結果としてはよかったのではないかなと、実は思ってはおりますが。しかしその公告そのものがいつもの年より非常に遅いですよね、2月6日に公告して4月1日からの管理運転業務の委託をするわけですから。それで2月議会で予算を承認されなければ正式契約できないということで3月26日のわけでしょう、入札が。そういう時期の参加希望を25日に締め切る1日前に中止したらどうだろうかと思っかけることは、かなりもう走り始めているものを期日ぎりぎりのところでとめるということで、かなりのことなんですよ、現実には、

私は土木の世界の専門家ではありませんけど、野崎証人は、先ほどからもお話がありますように、かなり専門の職員の方であるわけですから、下水道管理運転の業務委託には明るくなかったかもしれませんが、そういう形での入札中止の持ちかけというのは、やっぱりかなりのことであるということから言いますと、私は先ほど野崎証人が、御自分の判断で持ちかけられたと、問題意識としてはそうおっしゃいますのでそうだったかもしれませんが。これだけのことにストップをかけるには、やはりトップである知事の御了解とか、OKですね、そういうものがない限り、下水道課からもきつとかなりの反発は当然あったのではないかと思われるんですけど、その辺はいかがですか。

○野崎証人 ちょっとここにも先ほどのことをまとめてありますけれども、一応土木部に伝える前に、自分の考えということで知事に報告をしております。

○石坂委員 そのときに、先ほどの御証言では、知事は、土木部と野崎証人に任せるからというような意味のことでしたか、土木部と相談しながら野崎さん担当でやってくださいと、そうおっしゃったみたいな御証言だったかと思えますけど。ちょっと言葉の端々は違うかもしれませんが。趣旨としてそんな御証言があったと思うんですけど。その意味は、それでは土木部と野崎証人に任せるからやってくれと。つまり中止できるなら中止してくださいと、そういうことでしょうか。

○野崎証人 もとより下水道公社の発注を、実際的に続行するか、とめるかという判断は、あくまで土木部にございますので、そういう前提での話だというふうに私は理解しています。

○石坂委員 主体は土木部、決めるのは下水道課、制度的にはそういうことだと思いますが。先ほど最初に御指摘させていただきましたように、県の各部局は、やはり野崎証人のような立場の方、つまり経営戦略局や政策秘書室の方の意見というのは知事の方針、指示と受けと



めている中で、その辺は今までの証言の中でも、野崎さんから指示をされて、つまり知事の方針で中止しなさいと受けとめられて動いていますので、その辺の受けとめのちょっと食い違いはもちろんあるんですけど。それぞれ御証言としてお聞きしておきたいと思いますが。

いずれにしてもそういうことで始まりまして、私は公告等、現実起こった事態を見ますと、やはりこの公告、つまり下水道課、土木部でもいろいろな御苦労のあとで、14年12月25日の知事の方針に基づいて、何とか県内業者の参入できる制度に変えようと頑張られたんだけれども、かなりの無理があったと、現実には、そういう業者は育っていなくて、技術力もまだなくて。そういう無理がこの公告の中身にも実はあらわれていると思うんですよね。

一つちょっと確認させていただきたいと思うんですけど、先ほど御証言の中にもありましたけど、これは数十項目のうちの2番目の項目の(4)に、本社が県内とあります。ただこれは、県内で下水道の管理運転業務の実績を積んでいる本店が県内の業者とこのようにすれば完璧だったと思いますけど、ただ本店が県内という条件でしたので、先ほどお話があったように、この公告後に県外の業者が本店の住所だけを長野県内に移して参加希望に申請するということが起こってしまって、この公告の不備がやっぱりそういう形で利用されてしまった結果になったと思うんですよね。

中止に至った通知、県が出しました、下水道課が出した中止理由のところに、正式に出された文書には3点の理由が挙げられておりますが、その一番最後に、その本店が県内という要件に疑義があるというふうに書かれております。この間、先ほど何人かの方からの質問や証人の御証言の中では、5日間しかないというところだけが強調されているんですけど、そのことももちろん理由に挙げられております。それからもう一つの理由としては、やっぱり参加業者が少なくて競争性が保たれない、この3つ挙げられているんですけども。その3つの理由での中止決定ということが、公正な競争ができない入札になる可能性があるので中止すると、こういう中止の理由の書類になっているんですよね。

そういう点で、この公告の中身にやっぱり不備があったと。それは現実に県内業者を参入させようというその趣旨は大事なことなんだけれども、現実が伴っていなかったと。そういう中で起こっている事態ではないかと。私はこの公告を改めて、そのとき起こった事態と照らし合わせてみますとそんなふうには受けとめるんですけど、野崎証人いかがでしょうか。

○野崎証人 ちょうど今のような議論が、一番最初の私の問題意識は、期間が短すぎるのではないかとということで下水道課にお話に行ったんですけども。それで、そのあと実際に締め切って、出てきた業者さんの数ですとか、あるいは実はこういう会社が、今言われたその県外から引っ越してこられた会社の話ですとか、その辺があるんだよということも下水道課からお聞きする中では、確かに今、この公告自体、これでよかったんだらうかという議論を下

水道課ともする中で、なおやはりこれはそういうことであればなおさら1度立ちどまった方がいいのではないかなというお話を下水道課と何回かする中で、最終的にやめるという方向に土木部が判断したというふうに私は、その流れですね、今覚えている限りではそういうことだというふうに思います。

○石坂委員 では、その中止になった以後、先ほどもお話がありましたけど、参加希望をした業者の中で、それを不服として質問書が2通、2つの会社からという意味ですけど、下水道課に出されています。その出した業者を見ますと、参加希望でももちろん参加を出されたところなんですけど、今の県外から公告後住所を長野県内に移した業者、環境テクノサービス。環境テクノサービスは4つのところのうち3つに参加希望を出しているんですけども、そういうことは御存知でしたか。

○野崎証人 今の不服の文書が来ているということは知りませんでした。

○石坂委員 結果として、県内業者の参入はできる限り望ましいことだけれども、現実が伴っていない中でかなりの無理があったもう一つの点として、さっきの5日間のお話ですけど、この不服の質問書の中に、この不服の質問書を出した業者は既に十分に技術者もそろっており、もう準備ができていますので十分仕事はできるんだと、そういう不服の部分があります。つまり、県内業者を参入させるために、仕事を正式に契約してから事業開始までに技術者をそろえればよいですよというような、ほかの公共事業では考えられない条件をつけたために、実際に県内業者がもしここに応札して落札した場合は、5日間でそろえなければならないという無理が生じることになるわけなんですよね。そういう無理が生じる部分になるために、この公告にいくつかやっぱり現実に伴わない無理があるために、このときの入札中止に至るいろいろな問題が起こったとそういう認識は、野崎証人はあったでしょうか。

○野崎証人 いわゆる公告の作り方がまずかったのではないかというようなことは、確かに当時下水道課とも議論をしましたので、そういう部分はございます。

○毛利委員 それでは引き続きまして、お願いをいたします。一つは、県が公告をしてそれに参画したいということで申請書が出されてきていて、その締め切り、あと1日を残すだけということの中で、中止をした方がいいのではないかとということで今回の件は中止になったわけでありましたが。野崎証人におかれましては、過去に建設事務所にお勤めになっていたという経験があるという御証言もいただいておりますのでお聞きするわけですが。こういうケースというのは、御自身がかかわってきた中で、いわゆる公告を出して申請書も大分上がってきて、もう締め切りまでに日がないということですね。その中で中止したというケースはございますか。

○野崎証人 いわゆる積算ミス等による入札の中止というのは非常に、去年、おととしあたり、

非常に数がございます。私は実際に建設事務所におりました平成14年までの間は、そんなにたくさんはございませんでしたけれども、ここ特に2年間、非常に入札中止が多いということとは聞いております。

○毛利委員 あともう1点ですが、いわゆるメールが届いたときに、複数のメールが来たということで、それを受けて、その内容について知事と相談する中で、先ほどの話などを総合いたしますと、野崎さんと土木部とで相談してやってくれというふうに言われたということですね。この中身ですけれども、実際に対応されている中身を見ますと、知事から、はっきり言って全権委任というほどでもありませんが、大方の部分のこの件については委任されているというふうに受けとめられたのかどうかということなんですけれども。

○野崎証人 決定を委任ということでは全然なくて、よくその中身について土木部とやはり議論したりすることについて、おそらく多分、知事は最終的には土木部が判断することだというふうに思っていたと思うんですけれども。その過程において、問題点をきちんとやっぱり土木部にも提示しながら話をしてくれよとそういう部分については、知事が直接土木部長と話すのではなくて、私がという、そういう意味での委任かなという気はしています。

○毛利委員 全体的には細々した調整をつけて進めたということだと受けとめさせていただきます。あと、先ほど経過についてのメモをいただいておりますけれども、最終的には入札中止を土木部と下水道課と相談する中で決めたということの中で知事に報告しておりますが。それは知事がお認めになったと、もちろんいうことですよ。御報告して、どんなことだったんですか、御返事というか、そのときの状況は。わかったというか、中止を了解したというか。その辺についてはどうでしょうか。

○野崎証人 一言一句覚えていないですけれども、わかったという程度の内容だったというふうに思います。

○宮澤(宗)委員 大変御苦勞様でございます。いずれにしても、政策秘書室、経営戦略局の言われることは知事の命だという受けとめ方を、一般の県の職員の皆さんはされておりますが。このことに対しては、そういう認識でよろしいですか、それぞれお三人の証人にお聞きします。

○野崎証人 そういう部分もあるのではないかというのは、特に今回のこともそうですけれども、先ほど宮津が申し上げたように、一方では知事からはっきりした指示が出た場合にはそれを我々部局に伝えますから、そういうこともある中では、部局の方でそういうふうを受け取ることもあってしかるべきかなという感じは持っております。

○宮津証人 初めに鈴木委員の質問に答えましたけれども。私自身はやはりその場所にいる以上、私どもの話が知事の指示と思ってもらうのは、これは仕方ないことだと思っています。

ですので、余計に慎重に私たちは他部局に対しての言動ですとか、言い方を気をつけないといけないと思っております。

○羽生証人 確かにそういうふうにとられがちな部分もございますので、それも途中でそういうふうに言われたことも、職員の方から言われたこともございますので、知事の指示があった場合は、これは知事の指示だとかこういうふうにはっきり言って伝えるように努めてきたつもりでございます。

○宮澤（宗）委員 先ほど来、野崎証人、宮津証人の方から、知事が何を考えているか、政策的に知事の思いを実現させる、知事に判断を求めること、それから重要な事項は各部局の調整を図ること、あるいは知事の意向を伝えて、知事の判断ならそれに従うというようなことが言われました。こういうことで県政が遂行されていると思うわけでございます。

それに基づきまして、知事後援会幹部が出入りをしていたと。このことは近藤証人の方では、少ないときで週に1回、多ければ週に2、3回お見えになっていたと。場合によっては知事よりも多くいたこともあると。こんな状況の中で、ただ一県民であるという受けとめ方そのものは、私は、県民ではあるけれども、どういった立場の方であるというように認識をされておりましたか、それぞれ3人の証人にお聞きします。

○宮津証人 これも初めに話しましたとおり、私は副知事と一緒に会ったときに知事後援会幹部を紹介されまして、そのときに知事の後援会の幹部の方ですというふうに御自分から紹介されました。ですので、私としては知事後援会幹部が来たときには、やはり知事の後援会の幹部の方とお話をしているという認識でお話をしておりました。

○羽生証人 私は15年4月の、確か17日のときに初めてお行き会いしまして、そのときにしなやか会の役員をしているというようなことを言っておられました。何かのときに御自分で、よくボランティアで私はいろいろやっているんだと、アドバイスをしているんだと、こういうようなことを言っておられました。専門的な知識をお持ちで、そういう県政に対してボランティアで活動されているのかと。ただ、やはり後援会の幹部というのは、どうしてもそういう部分がつきまとうので、どうしても職員はそういう目で見えてしまうのかなということは思っておりました。

○野崎証人 私は、先ほどから申し上げているとおりの言葉しか思いつかなくていけないんですけれど。確かに後援会幹部ということは存じ上げておりましたけれども、そういうもののプレッシャーというのは全然感じず、やはり一県民という言葉でしかちょっと表現できないんですけれども、そういう方として私はお会いをしておりました。

○宮澤（宗）委員 いずれにしても、後援会の大幹部であるという認識は、県庁の中では常識化をしておりましたし、特に下水道課あるいは土木部は、下水道の入札制度等について、知

事後援会幹部は悪い人ではない、いい人だというようなことで相談を受けろということ言われていたので、知事後援会幹部の言葉というものは、知事のイコール命であるというような受けとめ方もされても仕方のない、こんな実態があったというように思います。

そこで、この16年2月24日の野崎さんが松野さんにお話をされた、流域下水道運転管理委託業務についてという内容は御存知ですね。

○野崎証人 その文書に一致するかどうかはという話をさっき申し上げたと思うんですけども、いったん中止して、要は期間をとってもう一回やった方がいいのではないのかなというふうに私が松野さんにお伝えしたという、そのことですよね。

○宮澤(宗)委員 この内容について、精査をしていただきたいと思いますが、資料をお手元にお届けしたいと思いますが、委員長の方でお諮りください。

○小林委員長 今の御提案はいかがですか、よろしゅうございますね。ではお届けしてください。

(証人 資料閲覧)

○宮澤(宗)委員 これちょっと見ていただきたいと思いますが、16年2月24日午後2時30分、松野課長補佐が野崎主査から受けた内容でございます。この内容の中に間違いはございますか。

○野崎証人 初めて見ますので。

○宮澤(宗)委員 わかりました。それではしっかり見ていただきたいと思います。いずれにしてもこの内容に基づいて、知事からの指示ということで土木部では相談をされているわけです。先ほどの話ですと、応募者数が少ないということですが、何社くらいなら応募者数が少ないと言えないんですか。全部が応募するということは無理ですし、服部委員の方からも話がございましたけれども、そんなに県内業者といっても限られた皆さんだけで多くないわけですよね。何社くらいなら応募者数が適正だと言えるんですか。それから技術者の確保準備日数が短いということですが、この時点ではまだ入札まで1カ月あるんですよね。1カ月あって、この資格審査もみんなクリアをしているんですね。そこで中止ということは極めて不自然だと言わざるを得ません。どのようにお考えですか。それぞれの皆さんにお聞きします。

○野崎証人 一番最初にまずこの文書に間違いがないかというお話がございましたね。知事から次の指示があったのでということは、私は多分申し上げていないと思いますので、これ松野さんの方でこれ口頭電話記録としてつくられたと思うんですけども、ここはちょっと私がそういう言い方をしてはいないはずなんですけれども、先ほどから申し上げておりますので。それが逆に下水道課の方で受け取られてこういう表現になったのかもしれないというこ

とは指摘させていただきます。あと申し上げたことは、確かに、これが24日だという記憶はないんですが、24日と今記録されておりますから多分このときだったんだろうと思いますけれども。きちんと私はこう思うよというふうに言ったことは、確かにここに書いてあるとおりでございます。

それからもう一つは、2月であればまだ1カ月あるではないかというお話ですよ。ただ、現実はこの2月というのは入札に参加する意思を表明する締め切りでございます、その仕事をとれるという締め切りではないわけですよ。やはり実際3月25日が開札、26日ですか。その日にならないと業者がその仕事をとれるかわからないわけですから、実質的にとれないうちに、そのあと1年間、極端な話をすればそこに住み込んで処理場の運転をしていただく業者さんを契約してしまうわけにはいかないのではないかという意味においては、やはり開札が3月25日か26日だとすれば、それは短いなというふうに私は判断をしました。

○宮津証人 この入札の中身に関して、私は細かく承知していないので、それについてはコメントできません。

○羽生証人 私も入札の中身については承知しておりませんので、コメントを差し控えさせていただきます。

○宮澤（宗）委員 そうするとこの入札の問題については、野崎さんだけが当たっていたということですか。

○野崎証人 うちのチームの中で、私も宮津チームリーダーにもこの件は特段相談をしておりませんし、羽生さんにも話はしていなかったように覚えております。

○宮澤（宗）委員 そうするとこの中身は大体お認めになられましたし、このとおりだということですが。知事から指示という部分はどのように、間違っていることなら、どのようなことを松野さんには伝えられたんですか。

○野崎証人 私の考えとして伝えているはずですが、ただ、こういうふうに受け取られたというか、この記録を私も今初めて見ているものですからちょっとわからないんですけども。私の方から知事からこういう指示があったよというお話はしておりません。

○宮澤（宗）委員 そうすると、この文書は公の文書として出されているんですが、松野補佐が間違えているということですか。当然、あるいは知事から直接ではなくても、経営戦略局から来れば、当然知事の指示だという受けとめ方はされても間違いではないというように思いますが、いかがですか。

それからこの重要な問題を、野崎さん一人で、これ入札制度変更ですよ、考えられる、それだけの権限は経営戦略局の皆さん、どの程度までみずからの仕事に対して権限を持たされているんですか。

○野崎証人 まずその前段の文書の話ですけれども、これは宮澤委員、今、後半に言われたようなこともあるのかなと。つまり、私が行って考えを伝えたことは、もしかしたら知事がというふうに受け取られてこの文書になったのかなというのは、私は今、憶測するだけでございます。

それから後半の権限ということですが、私の一存で、例えば入札をいきなり中止しなさいという権限は全くございません。

○小林委員長 私の方からあれしますが。そうすると、知事から言われたと書いて書かれたことも、あながち間違いではないという意味の証言ですか、今。そういうふうに受けとめたということも。野崎証人。

○野崎証人 ここに知事から次の指示があったのでというふうに私が言ったということは、これは全く事実ではないんですけれども。ただそれがどうしてこういう文書になったかという中で、先ほど宮澤委員が、私が言うことがそのまま知事の言うことなんだなというふうに下水道課の方で受け取ってしまって、こういうふうに書いたということはあるかもしれないということを申し上げております。

○宮澤(宗)委員 職務上の権限、皆さん方が知事に相談しなくても職務が遂行できるという、一体、個人の考え方だけでこの制度変更なんていうことはできないと思うんですけれども。どの程度の権限を与えられているんですか。一々知事に相談しなくても、あなたの権限でできるよという範囲、それぞれ3人の皆さん、御証言願います。

○宮津証人 私は基本的に、私ども、もちろん政策チームの中で独自にやっている問題とかありますけれども。それ以外の問題、各部局の問題に関して、それぞれの個人が判断できるというものはなくて、当然私どもがやっているのは知事の意向、知事の考えということ伝えて、その知事の判断に基づいて各部局がやる。これはもちろん組織ですから、知事が判断すればそのとおり、各部局もそのとおりですので。私どもはその役目を負っていると。ただし、先ほど言ったとおり、知事がはっきり指示しない事項等ございます。それについては、過去に知事がこう言っているのだからこうではないかですとか、そういうことをつけ加えるにしても、あくまでも私どもがそれを判断するのではなくて、知事の代理者としてやっているというふうに思っております。

○羽生証人 私ですと、チームリーダーでもございませぬので、権限の範囲、知事の指示を受けずにできる範囲と言いますと、それは庶務的な部分、会議室の予約とか、それは当然一々指示を受ける必要はありませんし、通常の会議の開催の段取りだとか、そういったものは必要ございませぬし。ただ、重要な県としての何か方針を決めるとか、部局の調整が必要なものとか、そういったものについては、やはりそれは県としての方針を出していくわけですか

ら、当然そういう部分については、チームリーダーも含めて、それは相談をしていくということでございます。

○野崎証人 基本的には、今、宮津、羽生が申し上げたと同じことございまして。私に自分と関係ない部局の物事を決めてしまうとか、あるいは強制してやらせるというような権限は全くないというふうに考えております。

○宮澤（宗）委員 今回の問題は、知事が野崎氏に対して、あなたと土木部でよく相談してくれとこういうことですから、これは知事の命を受けて野崎さんは松野さんに話されたとこういうように解釈できますが、それでよろしいですね。

○野崎証人 相談するということに関してはそうですけれども、この文書の内容自体はそういうことではないというふうに思っております。

○宮澤（宗）委員 それで、野崎さんのところへは、くどいようで申しわけございませんが、匿名でメールが来たわけですね。

○野崎証人 匿名だったというふうに記憶をしております。

○宮澤（宗）委員 これは中を見ますと、県内企業の数社から知事へ、入札実施日から業務開始までの期間が5日間では、従事する技術者の確保が困難である旨の内容のメールや電話があったということですから、野崎さんのところへ来たり、知事のところへも数社からメールや電話があったということですよ。それで知事が判断し、野崎主査が指示を受けたと。あなたはお認めになったのですから、そうすると、あなたの方へも知事の方へも電話もメールも来たと、こういうふうに受けとめてよろしいわけですね。

○野崎証人 すみません、この部分を見ますと、だからこれ多分私が松野補佐に話したときに、当時私がガバナーメールで見たというような意識があったとすれば、知事へもそういうメールが来ていますよというお話をした可能性がございますので、そういうことなんではないかというふうに考えます。

○宮澤（宗）委員 それで、その匿名のメールで相手も確認せずに、返事はそうすると原則的には、知事なり県庁へ来た県民からの声というのは、1週間以内には返事をしますという約束を知事は県民にされているわけですよ。でも大分今滞っているようにお聞きしておりますけれども、そうすると匿名のメールの返事をどのように相手に伝えるんですか。しかも大きな制度の変更ですよ。

○野崎証人 これは確か、フレッシュ目安箱もそうだったというふうに記憶しているんですけども、匿名のメールには基本的には返事は返さないということだったのではないかというふうに思います。

○宮澤（宗）委員 返事を返せないような無責任な、ある面では無責任ですよ。相手がわから



ない、名乗れない、名乗れないのには何か事情があって名乗れないのではないかというように推測できるんですよ。そうすると、そういったメールに対してこたえて、県の大きな方針が変わるなんていうことが今まであるんですか。

○野崎証人 確かに宮澤委員おっしゃるように、それなので私も自分で公告を見たりして調べたわけでございます。そうしたら、やはりそれは言われているとおり、5日間しかないなということ。それを公共事業改革チームにも相談すると、逆に下水道課から事前に何も相談もなくこの公告ができていたとか、いろいろな要件をかんがみの中で、これはちょっと考えた方がいいのではないかなというふうに私自身がそういうふうに考えたということでございます。

○宮澤(宗)委員 5日間しかないというけど、それは入札後5日間しかないということで、公告をしてその時点で、この日数の問題は応募する企業はわかりきっていることなんですよ。当然わかりきっている。そして仕事をとれば、それだけの仕事ができるという自信のある業者が応募しているんですよ。それで落札した業者は、その自信があるよということだから応募するんですよ。何でこれ1カ月もあるのに、そんな匿名のメールを信じて5日間しかないから人が集まらないとか、それは正当な理由とは言えないですよ、こじつけの理由ではないですか。

○野崎証人 その点につきましては、やはり今までずっとそこで仕事をされている会社と、これから新しく参入しようとする会社とでは、多分に条件が違うのではないかというふうに私は考えました。

○宮澤(宗)委員 私は、なぜこの中止の指示があったということが、今までの流れの中から私なりに推測しますと、3カ所の入札案件に対して4社の応募があって、特に予想外の環境テクノサービスの参加によって、知事後援会幹部の関係する法人が落札できない可能性が出てきたということではないんですか。

○野崎証人 すみません、そのおっしゃっている意味が私はよくわからないんですけども。

○宮澤(宗)委員 いずれにしても、この大分前ですが、平成14年2月5日の下水道公社と知事後援会幹部の対談に対しての資料が手元にあるんですが。これによると、この下水道公社の最後の感想に、県外業者も県内業者も知事後援会幹部を避けている。これは本人自身が言っている談、本人談。そのために今回のJV結成について困っているようだ。よって広域の分割など下水道公社がJV結成に関与する等、話に来たと考えられるとこういう一連の流れの中で、今回の入札制度が変更になっていったのではないですか。

○野崎証人 そちら辺は、全然私は存じ上げませんけれども。

○宮澤(宗)委員 いずれにしても、この公募締め切り直前にこの入札制度を、2月25日に締

め切るわけです。24日に中止というような検討をしるということは、私は下水道課がこの入札可能と判断しているものを、経営戦略局が中止だと。下水道課は技術も必要だし、何とかこの入札要件まで下げて県内企業にとらせようと。ただ一般の公共事業と違って、非常に技術も経験年数も豊富でないと、365日24時間稼働だから、簡単に管理はできないという心配をしながらも、きちんとした予算の関係等もあって応募した。そして適正な形で、この入札業者が参加をしているこういうものを入札不可能と判断するというのは、この適切な根拠がない、根拠がなくて中止をしたと言わざるを得ません。私の方は以上で終わって、残り時間竹内さんに回します。

○竹内委員 続けて、尋問させていただきます。まず野崎証人に伺いますが、自分の判断あるいは土木部が最終的には判断することということではなっていますが。ただ、こういう重大な中止ということについて、先ほど公共事業改革チームには相談したけれどもという話がありましたけれども。法的にこういう中止ということをした場合に、もう既に公告されているという現況もありますよね、24日のあとですから。24日にそういうことを伝えたとしてもそのあと論議しているわけですから。それについて、法的に庁内でその検証をしたという記録はございますか。

○野崎証人 法的にということですか。そこは、確か下水道課と議論する中でも、下水道課でそういう議論をしていなかったかなという記憶はありますけれども。定かな記憶はございません。申しわけないんです。

○竹内委員 それで先ほど石坂委員の尋問に対しまして、いわゆる業者から出ている苦情とかそういうことは知っていたかと。それは正式な公告をしたあと締め切るまでの間の正式な手続のものもありますし、途中で、先ほど石坂委員が言われたのは終わってから出た苦情だと思えますけれども。ただ、要するに公告をしたあとに、正式に公社の方へは何か意見があれば出してくれということも付随して公告しているわけですね。それに対する意見は確認してありますか。

○野崎証人 私は特に確認はしていなかったかと思えます。

○竹内委員 既に公告するという事は、それは入札の手続、法律のもとにルール化されたことでやっているわけですね。それで意見を求めているわけですが。しかし匿名のメールというのはそうではないですね。この整合性はどうか考えておられますか。

○野崎証人 先ほどの竹内委員の意見というのは、その公告のあと、公告締め切りの間までに受け付ける意見があったかなかったかということですね。それ、私も最初にメールを見たときに、下水道課と相談で、ましてや公社の方にどんな意見が来ているのかということも照会しない段階から始めていましたので、最初の段階ではこのメールだけだと思います。そのあ

と下水道課と打ち合わせていく中で、ただほかにどんな意見が来たのというようなことを、私の方から聞いた記憶はございませんので。

○竹内委員 業者であれば、対象の、自分が入るか入らないか、応募できるかできないかという業者であれば、当然公社の方のその公募の手続の中で意見が言えるわけですよ。まさにそのところなんです。同じテーブルというのは、それをもってこの意見に対して中止をしましょうかというのがルールなんですよ。ところがそれが、ただ単に匿名のだれから来たかわからないようなメールで中止するということは、後に業者がまだ文句を言っていることになって訴えてやるというような話まで出ていますよね。それは御存知ですか。その整合性をどう考えますか。

○野崎証人 その訴えてやるというものは、私もわからないんです。そのあと、特に随意契約の期間をどうするのかという中で、下水道課長なりが各社を回られたときに、いろいろな苦情をいただいているようなお話までは、確か田附課長からは伺っているかと思うんですけども。その訴えてやるというような話が、それは今回入札が中止された業者からですかね。そこは私も記憶はしてございません。

○竹内委員 私どもの記録提出要求に対しまして、まだ出ておりませんが、公社の方からも、県の方からもそうですけれども。いわゆる当時、業者からその問題についてガバナーメールを出してあって、ホームページで公開されているというところまでもメモがあるんですよ。ですから知らないはずはないと思うんですけども、いかがですか。

○野崎証人 15年の、確か3月ごろまではガバナーメール、16年の3月ですか、ごろまでは確か私のパソコンでガバナーメールは見られましたから、そうすると届いている可能性もあるかと思います。もしかしたら見落とされたままになっているのかもしれない。

○竹内委員 ですから入札制度そのものが、法律によるルールがあって既に公告されている。意見というものはそこに反映されて、あるいは例えば談合の情報とかそういうものも含めてそうかもしれない。それは上から来るかもしれない。しかし、そういう業界に対して、入札のルール自体がおかしいではないかというそういうものは、公募したときに意見を言えるんですよ。そのことによって審査会を開いて決めるんですよ。ところが全くそれを無視して、一方で上だけで、あなたが独断で判断したというのであれば、そのことによってこういう結果になってしまっているということはどう思いますか。

○野崎証人 それは確かに竹内委員のおっしゃるとおりかもしれません。ただし、結果的にはここでやっぱり延ばして、その当時は、延ばしてやはりやめるという選択を土木部がしたこととは正しかったのではないかというふうに、当時は、私は考えておりましたけれども。

○竹内委員 土木部長、当時の、それから田附課長あるいは松野氏、それぞれおいでですけれ

ども。ただその中で、私ども聞いていても公社との関係や、あるいは経営戦略局との関係や、土木部長とあなたの関係とか、どうもはっきり見えてこないんですよ、そのいきさつが。ですからその公社の仕組みがあって、経営戦略局があって、それから土木部があってという関係でいきますと、どうもどこが果たして責任の所在かというのは、今回のいきさつでは全く私は見えてこない。だからそのことを不可解に思っただけでこういう話をしているんですけども。

ただ、入札を中止したことの、いわゆる匿名のメールで行われたということが、これが事実であるとすれば、これはやはり結果としてよかったか悪かろうが、これは検証されなければならないというふうに思っております。これは私どもの委員会としてもそのことはしっかり検証をして、最終的には結果を出さなければいけないというふうに思っております。

それから知事後援会幹部に対して、いわゆる電話で業界の受けとめ方を野崎証人は確認されたということで、先ほど質問も出ておりましたけれども、もうちょっと細かく、どういう言い方で知事後援会幹部に確認をしたのか、もう一度お話をいただきたいと思っております。

○野崎証人 その一言一句というのは、申しわけないですけども、覚えていないんですけども。この件に関しては1回知事後援会幹部にお電話しまして、実際のところ今回のこの入札、短いというような意見、期間が短すぎるというような意見もあるんですけども、業界としてはどうなんだと聞いたときに、確かにそんなような声も自分も同業者から聞いているんだよというような、そういう内容だったというふうに覚えております。

○竹内委員 ですから私が聞きたいのは、入札を要するに中止、結果的になりましたよね。その判断材料として、その知事後援会幹部に聞いたわけですよ、状況把握のために。実際の業界ではどうなっているかということを知りたいわけですね。ということですね、今言われたのは、ですから結果として、そうはいってもそのことが情報として一つの、しかも自分でも応募している業者に聞いているんですよ。先ほど来話が出ていましたけれども、そのこと自体が私はおかしいと思っておりますけれども。

しかし入札の中止ということの、言ってみれば情報がその方に、直接でなくても、要するにそういうことを聞くことによって知るような結果になったのではないですか。情報を与えた結果になっているのではないかと、その辺はいかがですか。

○野崎証人 私、聞いた時点では、その知事後援会幹部のところに応募するのかわからないのか、全然わからない時点の多分話だったと思っておりますのであれなんですけれども。結果的に、私の方から情報を与えたということですか。そうは、私は感じてはおりませんけれども。

○竹内委員 ですから匿名にせよ、そういうメールが来ているという、県にそういう意見が寄せられているということは、知事後援会幹部は知る結果になったのではないですか。

○野崎証人 知事後援会幹部のところにも、もう既に同業者からも声が入っていましたので、

私が提供したということではないと思います。

○竹内委員 いや、ですから自分で電話をして聞いたわけですよ。それは情報の提供にならないですか。あらかじめ知っていたというのはまた別問題ではないですか。あらかじめ知っているということ自体が、いわゆるこの入札がもうそういう意味では、そういう情報が流れているということかもしれないですけども。結果としてそう中止になっていくということからすれば、いろいろな背景があってなったんでしょうけれども。しかし自分から電話をされていますよね。それでお聞きしていますよね。

○野崎証人 私、電話したときに知事後援会幹部の方からむしろ、同業者からもそういうことは聞いているよというのがありましたから、竹内さんが言われているのは、県の方に実はそんな形で来ているよということ、それは確かにその電話のときに私は知事後援会幹部に提供したということになるかもしれません。

○竹内委員 結果、応募しているということで、これはその当事者ですから、それは情報提供だというふうに私は思います。それはまた真相究明をしたいと思いますが。

それで時間がないものですから、先ほどの高見澤委員の続きを宮津証人にさせていただきたいと思います。先ほどのメール、いずれにしても明確に「宮津さん、知事後援会幹部と相談してください」ということで、携帯の電話番号が書いてあるんですよ。それで前後の関係は、いずれにしても、もうちょっと言いますと、9月23日に岡部氏から知事のところに朝9時23分にメールが行っています。すみません10月15日ですね、9時23分。この中には、公職にあるものからの働き掛けに関してはということ、きょういずれにしても、ほかのことも信濃毎日新聞とか読売新聞からの話も書いてありますけれども、きょう公開しますということなんですよ。それに対して、即その9時23分のあと、9時36分にいわゆる大人特捜部の皆さん方に、宮津氏を含めて、公文書公開に関する事で知事が転送しているわけですよ。そのときに、北原氏に1回出てくださいということで、即、待っていてねということですよ。これ。車でこれから行くからもう出て即決でやってくれということですよ。それで、昼休みの話はいいとしましょう。それでそのあと、お昼休みお話をしたあと、2時36分にこれは岡部氏から、おそらくこの間にだれかが指示されたと思うんですけども、その結果について、いわゆる誤解を与えたということで打って、岡部氏が打ったメールを午後3時13分にこれがまた転送されてしまうわけですね、知事から。そのあとに、今度、16日になって11時49分に先ほどの宮津さんに確認してくださいということを行っているわけですよ。だからこれ明らかに今回の文書の不存在にかかわる課題について、確認を求めているというふうに思いますけれども。再度確認いたします。

○宮津証人 先ほどのメールを見ながら、私も時系列を追ってみたんですけども。多分その

10月15日という朝に、田中知事から岡部さんに指示があって、要はその文書公開のことについてもう一度話をしたいので、それを北原秘書に指示して、岡部さんがもう一度その15日の朝、知事に会ったということだと思います。

それから、その日の昼は、さっきの話ですけれどもちょっと違った用事だと思います。私は松林さんがこの話にかかわったとは思っていないので、違う話だと思っています。そのあと多分、その15日の朝の話を受けて、こういう結果で取り計らいましたということをお部さんが知事に送っているのではないかなと思っています。それがだから、先ほど、要は下水道課に対してこういう指示をしたり、こういうことがあったよということをお部さんが知事にメールを送っているのではないかなと思っています。それを、私に転送されて、その知事後援会幹部に確認してみてねというのを、その知事後援会幹部の携帯の電話番号ですか、をつけて言っているということですね。

私がこのころのことを思い出しますと思いますのは、非常に知事があちこち疑心暗鬼になっていて、それぞれ何がどうなっているのかということを確認しろと。もちろん私のやっていることに関しても、どこかで確認しろと言っていると思うんですけども。その中で、岡部さんがそう話していることがそのとおり進んでいるかどうか、または知事後援会幹部が田附さんと話したんですか、それが当時の判断としては私的メモですとなったと思ったんですけども、私的な内容でよかったのかどうかということを確認しろということではなかったかと思っていますので。つまりそれが田附さんと知事後援会幹部から見たときに、下水道課との話というのが、それが個人的なメモということでよかったのかなということをお、知事後援会幹部の側に確認してみてくださいということだったかなと思っていますけれども。

○竹内委員 これ中身からすると、私的な内容かどうか確認しろというのではないですよ。先ほどのように、これは岡部氏から田附課長に対する、「自信がない、ここには迷惑をかける。転職したいなどと言い出す状況です」ということで、そのことを破棄しろとかそういうことを書いたものを報告しているわけですよ、知事に、岡部氏は、そのことに対して、知事後援会幹部に、知事から宮津さん、確認してくださいと電話番号が入っているわけですよ。ですから、私的なメモとかそういうもうレベルの話ではないです、ここは。破棄を指示したり、そのことについてどうですかということをお、知事後援会幹部に何で確認しなければいけないのかということも含めてお答えいただきたいということなんですよ。

○宮津証人 その破棄しろ云々というのは知事後援会幹部と関係ない話です。要は、岡部さんのそのときの話、私が総合的に考えますと、要は私的な、要するに下水道課長の田附さんと知事後援会幹部との私的なその会話のメモだったので、破棄させますよということだと思っただけですね、多分その岡部さんの指示というのは、そう思っています。そのことの内容が、つ

まり田附さんと知事後援会幹部が話した内容が、私的な会話ということでよかったのかどうかということを、私に確認してほしかったのかなと思ったんですけども。つまりそのことが前提にあったので、要するに岡部さんとしては破棄しろとか、破棄してもいいというような判断に立っていると思っっている。ですからその前段にある会話の内容というものが、知事後援会幹部から見たときにそういった私的な内容、田附さんとの個人的な内容だったのかということを確認してくれというふうに私はとりましたけれども。

○竹内委員 それで知事後援会幹部とは、ですから電話で確認されたんですよね。その中身は何なんですか、そこをちょっとはっきりお話ください。

○宮津証人 最初的时候に、私もはっきり記憶がなかったんですけども。私の当時の状況の流れを見ての、今思っていることで申しますと、今言ったように、田附さんとの間でどのような話があったのですかというようなことを聞いたかと思っいます。それが、要は公的な文書に残す、公文書とするようなものなのか、それとも要は田附さんがその私的なという判断に足るものなのかということ、知事後援会幹部がどう思っいられるかということ、聞いたんだと思っいますけれども。

○竹内委員 いや、大事なことは、結果として不存在にされているんですよ。ここが重要なんです。それは知事後援会幹部とも相談した結果、でも不存在にされているんですよ、いいですか。これだから明らかに、この不存在にするか、しないかという、情報公開するか、しないかというときに、知事後援会幹部が絡んでいるんです。そういうことなんです、これ証拠なんです。しかも知事も絡んでいるんです。命令を与えているわけですから、宮津さんに。大事なポイントなんです。だからもう一度思っ起こしてください。

○宮津証人 順を追って話しますと、下水道課とのメモというものに関して、中身に関して、私が下水道課と話したこともないですし、知事と直接的に内容ですよ、内容についてお話ししたことはありません。ただ、それぞれの方がどのように考えているかということを確認したことはあつたと思っいます。ですので、先ほどのお話のとおり、私的なメモと考えているのか、または違つと考えているのかということを確認したことがあつたかもしれないけれども、中身の話について、私がそれぞれどうとらえるかということについて相談したことはないです。

○竹内委員 ですから電話はされているんですよね、その携帯電話番号に。ですよね、知事後援会幹部の。もう一度はっきり答えてください。

○宮津証人 今の時点で、確実にしたということは記憶にないんですけども。多分その状況等を考えるとしたことがあると思っいます。つまり、番号が書いてありますし、知事からの指示ですから。当時、私に対して送つてきたことについては指示どおりやっっていると思っいますから、電話はしていると思っいます。ただ、その中身について、私が今の時点でこうですとい

うほどの記憶はないんですけれども。ただ当時のことを、流れを考えますと、今言ったみたいに、私自身は下水道課でつくった文書の中身も承知していませんので、その中身について細々と知事後援会幹部と話したということはないです。これだけです。

その上で、要は知事後援会幹部として、多分そのときの岡部さんの内容というのは、下水道課に対して破棄するように指示しましたということのレポートですので、その結果について、それぞれ確認する。つまり、例えば知事後援会幹部については、それは個人的なことだったのかもしれないですが、要するに田附さんとの間での会話だったのかどうかということについて確認してほしいですとか、岡部さんに関して言えば、そういった指示をしているということでもいいのかですとか、そういったことを確認してほしいということだと思っていますけれども。

○竹内委員 ちょっとよく、何を言っているかわからないんですが。いずれにしても知事後援会幹部にはこの時点で確認をとっていると、電話をしたということはわかりました。それで問題は、これが知事後援会幹部、松林憲治氏そして宮津氏を含めて、その皆さんに送られて、しかも転送されたりしているわけですね。ですからこの皆さん方は、岡部氏のやってきたことを、田附氏のやりとりをみんな知っているわけです。いいですか、確認できることは、と同時に、知事は岡部氏から何でこんなメールを古いサーバーに送ってくるんだというところまで書かれて、慌てて知事は、この確認しろということを言っているわけですね。これはですから知事も知っているということです。同じこの共有のものを。ですからこの流れは間違いないですね。

○宮津証人 当時、知事からさまざまなたくさんのメールが送られてきましたので、そのすべてについて私が、もちろん内容を見ているんですけれども、それについて、それぞれについて細かくその何か対応したということはないと思います。ただ、今のお話のとおりで、要するに送られてきていますので、その中を見ているということは、これはそのとおりだと思います。それで、電話を知事後援会幹部にしたあと、知事へも報告をやっていきますよね。どういう報告をやられているんでしょうか。

○宮津証人 ちょっと細かい内容を覚えていません。

○竹内委員 これはまたあとで岡部氏にも確認をしなければいけないことだと思います。ただ大変重要だと思うのは、こういう経緯の中で、知事後援会幹部、松林氏、それからこの小林公喜氏、宮津さん、絡んで、しかもこういう経緯のやりとりをした中で、結果として文書が不存在とされているということなんですよ。だから知事も知っていて、しかも知事後援会幹部に確認をとっていて、そしてなおかつ本来これがおかしければ、いわゆるここで田附氏に対して、「読売からしつこく聞かれたらどうするのか」ということで、聞かれても「お会いし



て話したことはある。それだけである。」と答えるように話をしたが、「自信がない、ここには迷惑をかける、転職したい」などと言い出す状況です。そのため、やむを得ず、文書は回収したのか、回収してどうしたのか」というところ、さっき高見澤委員は全部読みましたけれども。それが、要するにその状況、ここまで田附氏を追い込めている状況を知事も知っているわけですよ、いいですか。

もしこれが、いや、こんなことまでして、情報を公開すればいいじゃないのということは知事は言えたわけですよ。いいですか。しかし結果として不存在になっているということは、この確認しなさいという意味、知事後援会幹部に、電話で。それは明らかではないですか。さっきいろいろ言っていますけれども。だからもう一度聞きますけれども、何を確認して知事に報告したのか、お答えいただきたいと思います。

○宮津証人 私の記憶の中に細かいものはないんですけども。多分そのところの。ですので私が思っているのは、要は田附さんと知事後援会幹部がどういう話をされたのか、そこについて知事は知らないんですね。知らないと思うんですよ。ですので、そのところの知事後援会幹部側がどう思っているかということを確認してほしいと。それについて、私の記憶は申しわけございません、記憶が正しいとすれば、その当時知事後援会幹部が言ったのは、田附さんとは、要するに先ほどの話ではないけれども、後援会幹部ということではなくて、一般的な話として申し上げたというようなことは言ったかもしれません。ですからその内容は知事に伝えたかもしれません。

○竹内委員 それで、知事もこの当時のメールのやりとりについては、今まで出たものについては、今までの記者会見でも、自分のパソコンを精査した結果、確認をしたというようなことも、要するに記者会見で言っているわけですよ。だからおそらくまだとってあると思いますけれども、知事自身も。

それについて、比較的今まで出た中でいっても、この点で飛び地ではありますけれども、時系列であります。今までの中でも、要するにその事実を知事が知っていたということは確認されているわけですよ。要するに岡部氏が田附氏のところへ行って、不存在にしろというふうに、私的なものだから不存在にしろと言っていたということは、知事もそのメールがあったことは認めているんです。しかし今回出てきたのは、それに輪をかけて、知事後援会幹部に連絡しなさいと。しかもそのあとに田附氏に対して、こうやって黙らせているという、押さえているというところまで含めて知事が知っているという事実が明らかになったんですよ、くどいようですよけれども。ですから本来であれば、知事はその状況を知った段階で、これは大変なことだから、そうは言わずに情報公開すればいいではないかと言っていけば、こんな問題は起きていないんです。だから逆にとめていないということは、それを、情報を

知り得ていて、責任ある立場として、要するに認めていたという結果になるんですよ、破棄についてね。そういうことなんです。そのことについてはどう思われますか。

○宮津証人 実は当時、私、先ほど申し上げましたけれども、下水道課とそれから知事後援会幹部とのやりとりと言うんですか、公社でしたか、公社もあるんですけどかね。その中身については、私は実は調べていませんでした。それで、多分実は、少し長くなってもいいですか。当時は岡部さんは私の上司ですね。部長級ですので、私は係長級だったのかな、その当時。上司がやっていること、上司が行っていることについて、私が中身を確認しろということと言われるのは、非常にいやな思いをしたのを覚えています。その中で、私は岡部さんがやっていることに関して、岡部さんがその下水道課と行っていることに関して、私が立ち入って上司がやっていることについてあれこれ言うつもりは全くなかったんです。それは岡部さんと知事がそのほか相談してやっていることだろうということ考えていましたので。

ただ知事から当時、要はあれこれたくさんメールが送られてきて、何を知事が意図するか、私も今でもわからない部分があるんですけども。要は疑心暗鬼だっているんですけどね。疑心暗鬼で、それぞれの方が本当にやっているのか、それぞれの方がきちんとやっているのかということを確認してくれということだと思っているんですよ。ですので、それはもちろん知事の指示ですから、私としてはそのとおり確認したりしていたと思っています。

今の話でいけば、確かに結果、私は中身、その当時、見ないで判断したのが非常にまずかったかなと思っていますし、それからもちろん今思えば、当然それは、竹内委員がおっしゃるとおり、その当時公開していれば問題なかったはずですので、それは私としても内心じくじたるものがありますし、それは、今にして思えば反省するべきだと思っています。

○竹内委員 いや、ですからこのやりとりについて、たとえ同僚で上司とか、そういう関係に岡部氏があったとしても、前に座っているわけですよ。それが逐一何をやっているかということが情報で流れてくるわけですよ。だから本来、これに対しておかしいと思えば、やっぱりこれ中身はともかくとしても、こういうことまでして、非公開にしようと、不存在にしようとしているのかということがわかるわけですよ。中身はともかくとして、何なんだろうと。だから会話が双方、同僚であればあってもしかるべきだし、そのために大人特捜部の皆さんは情報を共有していたのではないですか。だから知事にも進言ができたはずですよ。いかがでしょうか。

○宮津証人 その中で、私はその中身を全部確認しなくてそんなことをしたのは、非常にまずかったかと言われるればそのとおりかもしれませんが、一つだけ岡部さんとお話したこととで覚えているのは、それは最終的には田附課長が、自分のそれは個人的なメモと判断すれば個人的なメモということではないのかというようなことは言ったことを覚え

ています。もちろん、竹内委員がおっしゃるとおり、当時、私の立場を考えて、それ以上で  
きなかつたことがまずかつたかと言われればそのとおりだと思いますし、それは反省すべき  
だと思っています。以上です。

○竹内委員 内容的には、中野係長からも、いわゆる田附さんをとめている、私的文書と称し  
たことに反対している皆さんのところに対しても、それは知事のところへ、逆のメールが来  
ているかとかそういうことや、あるいはコピーを回収して破棄して、パソコンからも削除す  
るよう指示して実施済みですとか、そういうことまでみんな共有していたということは、こ  
れ明らかな事実としてなっていますし、知事自身もそういうことを知っていて、不存在にす  
ることをやめさせなかつたと、責任ある立場として、これは事実だと思います。そのことが  
私は確認できたと思っていますので、今後のこの委員会の中で、最終的な報告のときにどう  
対処するか、またみんなで検討をしていけばなというふうに思っております。

それから最後になりますけれども、先ほど高見澤委員も尋問しておりましたが、羽生証人  
について、先ほど8月22日のメールで知事後援会幹部にあした会いますということで、それ  
はあり方検討委員会の報告書ということで、もしくは下水道の方の出した、公社が出した報  
告なのかという、ちょうど時期とは合致しているんですけども、それはそれでいいんです  
けれども。ただその中で、車の中で知事とお話をしたりした件ということで羅列して、ちょ  
うど人事、これ下水道の話で人事で結構異動させられた人いますから、そのことでお聞きす  
るんですけども。そういうことを知事に、いろいろな人の評価を、職員の周りの皆さんの  
評価をしておられる、知事に進言しておられますよね。その辺のところと、それから宮津証  
人も、個々の人事にかかわることで、その時期にいろいろな、そんなに、羽生氏よりは多く  
はないんですけども、何人か名前を挙げて知事に進言して感想を述べていることもありま  
すよね。

ですから皆さんのそういうことというのは自主的にやられたんでしょうか、それとも知事  
から命令されていて、この皆さん、今度人事があるんだけれども何か意見があったら様子を  
知らせてくれというようなことを言われて、例えば羽生氏の場合には、知事に車の中でそう  
やって言われて仕方なくやったものなのか、あるいは自主的にやったものなのか。そういう、  
このところいろいろ県庁内も、言ってみれば2階級特進だ、3階級特進だとか、メール人事  
だとかいろいろと言われてきましたけれども。その辺の真相というのは率直にどうなんでし  
ょうか、お二人に。

○羽生証人 私の場合は、どの車の中というのはよく覚えていないんですけども。知事の方  
から経営戦略局、知事自身はずっとそこで事務をとっているわけではありませんので、職員  
の個々の状況をわからないということだと思っております。職員の個々の状況がわから

ないので知らせてくれとこういうふうに言われて、私はそれを受けてメールをしたとこういうことでございます。

○宮津証人 これは私も今のに近いんですけども。知事から、もちろん知事は全員知らないです。私なり、経営戦略局の職員から見てどう考えるかという話は相談されたことがあるので、それについて、私ももちろん個人の考えではあるし、自分が知っている範囲ですけども、自分の知っている範囲ではということで、こういうことですよというお話をしたことがあります。

○竹内委員 それはお二人に限らず、ほかでも比較的そういうことが知事から言われて、そういう各課とか、経営戦略局もそうですけれども、そういう進言をメールでやりとりしたというふうに解釈してよろしいんでしょうか、事実をもし知っていればお二人、お三人でも結構ですけども、それぞれお答えいただきたいと思います。

○宮津証人 そのメールかどうかというのは別ですけども、直接というのももちろんありますけれども。私も知事に呼ばれたりしたときにそういうお話をされて、それはもちろん知事が言うのは率直に話してくれと言われるので、率直に自分として、多分知事も私というフィルターを通してどういうふうなことなのかなということを知りたいと思っているので、むしろ私のフィルターから見るとこうですということはお話するようにしています。そこはあくまでも私がということは主語をつけて、それは知事がどう思われるかは別にして、私はという意味で話しています。

○野崎証人 私の場合には、特段その人事に絡んでそういうようなことはないですけども、ただ日常的な中で、だれだれ課長一生懸命やっているようだけどうですかと言って、私に感想を聞かれるようなそういう場面は当然ございます。

○羽生証人 先ほど宮津さんが言われたとおり、いろいろな人からおそらく意見を聞いて、人事をかなり慎重にされているなという印象を持っております。

○竹内委員 羽生氏のやつを見ていまして、そのあと人事はなからそのように動いているという世界がございまして、それであえてお聞きしたわけですけども、以上で終わらせていただきます。

○小池委員 それでは尋問をさせていただきたいと思いますが。ただいまの証言を聞いておまして、県の人事が正常な組織的な制度上の人事のルールに乗ってやっていなかったということだったわけですね。私も大変に驚いたわけですが、驚く案件がいろいろ出てきてあれなんですけれども。宮津証人に伺いたいんですけども、先ほどのお話の中で、知事からメールが来て、知事後援会幹部に電話をかけて確認をしてくれという内容のところ、もう一度、どのような話をしたのか、もう一度お話をしたいと思います。

- 宮津証人 先ほどのとおり確実にこうですという記憶はありません。ただ、その前後の話を考えますと、多分、当時田附さんと知事後援会幹部が話した話について、私的な会話ということで考えているようだが、知事後援会幹部、それでいいのかなということを確認してくれということだったかなと思っておりますけれども。
- 小池委員 わかりました。そうしますと、今回の件は私的なことだということで確認をしたということですね。私的な内容だったということで確認をしたと。
- 宮津証人 知事から私に指示があったのは、多分その岡部さんからこのように処理しますよというそのメールを転送されて、その転送メールについて、私に対して知事が、知事後援会幹部に確認してみてねということだったかなと思います。ですので、要は中身云々という話ではなくて、知事後援会幹部がそう考えているけれどもいいのかなということだと思いますけれども。中身について、私がどう考えるということではなくて、知事後援会幹部がどう考えているのかなということ聞いてくれということだと思いますけれども。
- 小池委員 だから、知事後援会幹部が何をどういうふうに考えているのを確認したんですか。
- 宮津証人 何度も申し上げますけれども、私、ここで今お話していることが間違いなくこうですというふうに完全に記憶があるわけではないです。その点は、何度も申し上げますけど前置きさせてください。つまりこれ、先ほど高見澤委員から見せられたときも、私も一瞬何のことだかわからなかったんです。ただ前後のことを考えますと、要は知事後援会幹部と田附さんが話した話について、当時岡部さんが私的なメモということで破棄するように、これは下水道課に指示したわけですね。それについて、それはその前提としては、当然それは田附さんと知事後援会幹部とが私的な会話ということであったので破棄したということだと思っているんです、当時の判断ですよ。当時の判断としてそうだったので処理していると思っているんです、当時として。その当時の判断について、知事後援会幹部はそういう認識でいいのかということ私に対して確認してくれということかなと思っていますけれども。
- 小池委員 なぜ知事がわざわざそれを宮津さんに確かめさせる必要があったんですか。
- 宮津証人 当時、私もさまざま細々した話を知事から指示を受けたりしていました。多分これ、だれもが考えるのは知事が直接話せばいいのではないかというのはあるのでしょうか。知事はこういった話について、細々した話について、私なりほかの人なりをお願いしてやるようにということは結構ありました。
- 小池委員 違うんですよ、宮津さんが、だれがしたではないですよ。何で知事がそれをわざわざ知事後援会幹部に確認をする必要があったのかということなんです。
- 宮津証人 それはちょっと私では判断しかねます。
- 小池委員 いずれにしても今回の件を私的な文書、メモとして処理をするということであれ

ば、本来の私的な文書であれば何も確認をする必要はないんですよ。それを当事者の、わざわざ知事後援会幹部に知事がみずから宮津さんに指示をして、再度確認をさせているということなんですよ。これは言い方をかえれば、口裏合わせを確認させたということなんです。県庁内では私的な文書として処理をするようになった。だから知事後援会幹部の認識としても、私的な文書でよかったんだねということで確認をしたという結果となっているわけですね。そうじゃなければほかに、知事がわざわざ宮津さんを通して知事後援会幹部にこの件を確認させる必要はないわけでありませぬ。

では、それ以外に何か、宮津さん、考えられますか、なぜわざわざ知事が宮津さんに指示して知事後援会幹部に確認させた理由がほかにありますか。なぜわざわざしなければいけないんですか。

○宮津証人 私、この件について、知事になぜとか、細かく指示を受けたわけでもないのです、今の話に対して、私がなぜということを言えるだけの材料はないです。

○小池委員 いや、だけど宮津さん御本人が知事後援会幹部に確認をしたんでしょ。何も知らずにただ確認したんですか。そんな電話ってあるんですか。何も知らずにただ知事後援会幹部に電話をかけて、あの件は私的な文書として県では処理するようになったんだけど、それでいいんだねと、普通はあり得ないと思いますけれどもね。何で私的な会話であるということ宮津さんは知ったんですか。この今回の件を確認するに、知事後援会幹部に確認するに、何で私的な内容のメモであるということ、何で知って知事後援会幹部に確認したのか。

○宮津証人 それについては、なぜ私的なメモになったかという話については、岡部さんから知事へのメールの中にもそういう話になっていると思います。それで私もわかります。ただ、なぜ知事がそのような、私に対してそのような確認をする必要があったかという部分については、その部分の指示は、なぜやるのかという部分については指示を受けておりませんので、私がここで回答することはできません。

○小池委員 わかりました。いずれにしてもそういった事実があったと。それで現実的には意思統一がそこでなされたということだと思います。

それでは次に伺いたと思います。野崎さん、あなたは当時の部署へ来る前はどのようなお仕事をされていたんですか、政策秘書室というんですか、そこに来る前はどこでどんなお仕事をされていたのか伺いたと思います。

○野崎証人 直前の在籍は、平成12年から14年まで3年間、松本建設事務所の奈良井川改良事務所というところで建設の仕事をしていました。主には、松本市内の女鳥羽川の改修工事を担当させていただきました。

- 小池委員 そうすると長らく建設畑にずっとおられたということで、建設関係のお仕事には詳しいということですかね。
- 野崎証人 もとより土木の技術職ですので、その前、河川課に3年いたほかは、すべて建設事務所でございます。
- 小池委員 そうしますと、建設業の状況は詳しいということで伺っていきたいと思いますが。匿名のメールが来たということで、その内容を見て、その内容が5日では職員を配置するのが難しいという判断をされたと言いましたね。通常、業者の方が職員を雇い入れるのはどのようにされているのか、通常はどういうことなのか。工事を受注してから雇い入れを行うんですか、建設業というのは、どういうふうに御理解されていますか。
- 野崎証人 通常、いわゆるこの流域下水道の維持管理ではなくて通常の建設工事であれば、自社の社員であったり、あるいは基本的にその下請の契約書とか、今の入札制度の中ではあらかじめ落札決定までにそういったものを見積もりの中で出させますので、一応そういう契約は、今の時点では事前にやっているかと思いますが。以前、例えば指名競争入札であったという、私がちょうど建設事務所にいたころはまさにその時代でしたけれども。そのころは必ずしも一律ではなかったというふうに記憶をしております。受注してから業者を雇い入れる場合もありますし、例えば工事がずっと続いている中でまた追加発注もとったりする場合には、同じその作業員さんをそのまま使われるという、それはケースバイケースだったように記憶しています。
- 小池委員 そうじゃないのではないですか。毎年、経営事項審査があって、職員を登録して、資格を得て入札に参加するというような制度で県はやっていると思うんですけれども。そういうことでしょうか。
- 野崎証人 すみません、今は私、例えば下請契約ですとか、労務の方々のことまで含めて申し上げましたけれども。技術者については、まさに今、小池委員がおっしゃったとおりだと思います。
- 小池委員 そうしますと、今回のこの入札案件は通常の入札制度からいうと、条件が厳しいんですか、緩いんですか、どちらでしょうか。
- 野崎証人 緩いか厳しいかというのは、ちょっと私にはよくわかりませんが、どういう観点ででしょうか。
- 小池委員 通常は常用の職員を雇い入れしていなければ入札条件に入らないんですけれども、今回は受注してから職員を雇えばいいということですから、その点からすると今回の入札は条件が通常の入札よりも緩いのではないかと思いますけれどもどうですか。
- 野崎証人 今の小池委員がおっしゃるその点に関しては、そうだと思います。

○小池委員 にもかかわらず、この件にだけに関しては、野崎さんがメールを受け取った時点で、なぜ入札が無理だと判断されたんですか。普通の入札よりも非常に条件が緩いんですよ、これ。なぜ、さらにそれをとめざるを得ないなんていうのは、通常では考えられないんですよ。なぜそういう判断をされたんですか。

○野崎証人 それ、先ほどまでも申し上げておりますけれども、やはり5日間で、いわゆる通常の建設工事とは、私は多少違うというふうに感じました。ちょうどそれから、4月1日から翌3月31日まで、要は丸々1年間、そこで流域下水道の特に処理場のメンテナンスに携わるということは非常に難しいのではないかとというふうに私は判断をいたしました。

○小池委員 そこがわからないんですけれども、長年建設畑に従事されておれば、業界というのは常に職員を雇用しているんですよ。ところがこの件は、非常にそういうところからいうと条件が非常に緩いんです。さらに、まだ1カ月も余裕があるんですよ。例えばその時点で判断するにしても、非常に、通常の県がやっている入札条件よりも、非常に条件を緩和させてやっているにもかかわらず、野崎さんはさらにそれを、まだ中止をしなければいけないと判断したというのは、常識的にはそういう判断にはならないと思います。それをなぜ、中止をせざるを得ないとまで考えるというのは非常に異常だと思います。そういう考えになるのが私は異常ではないかなと思うんですけれども、なぜなんですか。なぜ、さらに5日って、その5日間だというふうに判断するんですか、まだ1カ月もあるんです。通常にそう言われても、そういう判断にはならないと思うんですけれども。現に1カ月前なんですから。

○野崎証人 1カ月というのは、要は先ほども申し上げているかと思いますがけれども、実際の札を開いてみなければ、どこの会社が本当にとれるかわからないわけですよ。その時点から5日でございます。ただしもう1カ月前の時点でわかっているという、そういう前提というのは、やはり当然これはおかしいわけですから。あくまで3月25日に札を開いてみないとわからないという前提に立てば、やはり5日では大変難しいだろうというふうに私は判断をいたします。そんなに異常な判断だというふうには私は感じておりませんので、ここは見解の相違だと思います。

○小池委員 それでは、ほかの全業者が職員を準備していないと思っていたんですか。すべての入札参加業者が。現に職員の準備をして、この応札に応じようとして準備をしている業者もあったわけでありまして。そうでしょう、現にできているではないですか。ちゃんと県の示された入札要項に合わせて準備している業者もいるわけですよ。全員ができないということならわかりますけれども。現にできているものを、1本のメールの業者さんだけができないからって判断するというのは、それ異常ではないですか。

○野崎証人 私が最初にそう思った時点では、当然まだ何社応募してくるか全然わからない状



況でございましたから、その点も踏まえて、やはり基本的には私の考えを伝えましたけれども、下水道課の方でよく検討していただくようにというお話をしてございます。その後の開札結果、開札ではございません、間違えました。応募を締め切った状況も踏まえて、総合的に下水道課あるいは土木部ともさらに話をしていたということでございます。

○小池委員 ということは、野崎さんはそのメールの5日間しかないというのを重く受けとめたということですね。現状では準備されている業者さんもいたにもかかわらず、その入札のメールの5日間というのを非常に重く受けとめたということによろしいわけですね。

○野崎証人 まさにそのとおりです。最初の段階で、何社が実際に応募しようかと準備しているというような情報は全然私もわかりませんでしたので、最初の時点で、やっぱり短すぎるというところはきちんと考えた方がいいだろうなというふうに、私は判断いたしました。

○小池委員 わかりました。それでさらにこれを中止させたわけではあります。先日の土木部長の答弁の中に、通常ではあり得ない入札の中止であったとあるわけですが。知事からの指示であったのでやむを得ず、やむを得ずですよ、やむを得ず中止をしましたという答弁なんです。野崎さんからの話、知事の指示だからというお話を受けて、やむを得ず、とめようと思っていたわけではないんですよ。言われたからやむを得ずとめましたという答弁をしているんですね。野崎さんの言ったか言わないかわからないというような話ではないんですよ。通常県がやる業務からすると、非常に異常な入札の中止だったわけですよ。やむを得ずとめましたと。言ったか言わないかわからない、知事の名前を出したか出さないかわからない程度の話では、こんな話にはならないはずなんです。これ、ものすごく大きく違うんですね。野崎さんの言っていることと、土木部長、それから下水道課が言っている話は非常に違うわけですよ。どちらかがうそを言っているということになるのではないかなと思います、この件については特に。どうでしょう野崎さん、どういう指示をされたんですか。

○野崎証人 私、当時、結局最後まで下水道課長と直接話して行って、最後中止することにしたよというようなお話をまた土木部からも聞いた中では、やむを得ずというふうに決めたというような印象は、少なくとも私には全然伝わってきておりませんでしたので。そこはまたちょっとよく私もわからない部分がございますけれども、指示という意味においては、先ほどから申し上げておりますけれども、知事からこれやめさせるようにというような指示があったことは1度もございません。

○小池委員 それでは、いずれにしても土木部がそれだけの印象を受けたということは、野崎さんが何かを言わないと受けないんですよ。野崎さんにそれだけの権限があるんですか。

○野崎証人 権限はございません。ですから、もしかしたらその私の話し方とか、どういうところにあったのかちょっとわからない。あるいは私が行って中止した方がいいと思うよと言

うこと自体が、もしかしたら知事が裏でそう言っているのかなというような、そういうような思いというのを抱かせてしまったのか、そこはわかりませんが、それは私には何がそうだったか、それが原因だったのかというのはちょっといまわからない部分がございます。

○小池委員 そうすると野崎さんが、例えばどこの部署でもいいですが、行って話すと、すべてその部署はそういうふうに今動いているんですか。指示したことは、今回の件に限らず、野崎さんがほかの部署に、ほかの部局へ行って、こういうふうにした方がいいのではないですかと言うと、その部局はすべてそういうふうに動いているんですか。

○野崎証人 決してそういうことがないだけに、私も今、どういうことなんだろうなというふうに思うところでございます。

○小池委員 そうするとどう考えても、状況的に考えまして、野崎さんがそこで言わなければ土木部は受けないんですよ。どちらかがうそを言っているということなんですね。言われたか、言わない、聞いたということなんですから。それでさらに工事が入札中止にまで至っているんですから。どうですか、24日から27日にかけて、言ったか言わないかわからない程度では、土木部では工事をとめないと思います。土木部長は、知事からの指示であったからやむを得ずとめましたということをお答えしているんですよ。どうですか。

○野崎証人 私は、知事からの指示ですからということをおっしゃらないと思っております。

○清水委員 それでは宮津さんにお聞きいたします。先ほどから出ている2003年10月16日のメールの件ですね、お聞きいたしますが。県の職員の皆さんというのは、知り得た事実というのは遺漏してはいけないという規則が、守秘義務があるかと思いますが、ちょっとそのことをお聞きします。

○宮津証人 職務上知り得た秘密については、これは他言してはいけないということは一般論としてそう認識しています。

○清水委員 では遺漏したのを知ったときは、それを黙っていたらやはり共犯になるんですか。

○宮津証人 そこは解釈の問題になってくると思うんですね。ちょっと私、一般論で申し上げるのはこれ危険な話かなと思います。

○清水委員 何で危険なんですか、一般論でいいんですよ、別に。

○宮津証人 事案によって多分、例えばなかなか、それをすべて公務員であるから通報しなければいけないですか、そういう話にはならないかなと思っておりますけれども。

○清水委員 一般論でいいんです。それはこの事例がどうに当てはまるかというのは、我々が考えることではなくて、また違う部署が考えるところですから、それはいいんです。ただ一般論としてお聞きしたいんです。遺漏しているということを知っていた、しかしそれを黙っ

て告発もせずに、黙って隠していた。それは違反になるかということをお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○宮津証人 もちろん私個人の話として申し上げれば、それは何らかの手段があるのであればとめるべきだったろうしという話がありますけれども、それ以上申し上げられないです。

○清水委員 メールの転送ですから、知った時点ではもう出ているんですね。だから逆にこういう事実がある、これはおかしいですよと進言するか、もしくはいわゆる出るところへ出て話をしなければいけない。黙っているということは、その犯罪に加担したと理解される場合だってあるのではないかというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○宮津証人 今回の件に対して申し上げるんでしょうけれども、もちろん私として、確かに先ほどの竹内委員からの話に出たとおり、すべてとは言わないけれども大まかな事実関係は知っておりまして、それについて、何ら行動を起こさなかったという点では、やはりそれは、もちろんその組織の中でいろいろあるとは言え、内心じくじたるものはあります。

○清水委員 あなたを罪人にするという意図ではございませんので、見解とお聞きしたかったということで御了解をいただきたいんですが。いずれにしても知事後援会幹部に転送しているという段階で、これは一般の方に漏らしているという解釈が成り立ちませんか。

○宮津証人 一番最初に、私、知事後援会幹部について、知事の後援会の幹部の方であるという、紹介を受けたときに聞いています。野崎さんも言ったと思うんですが、やはり知事と、要は政治活動をともにしているということは承知してましたので、やはりそれは知事と後援会その幹部との関係の中で、私どもでは伺い知れないようなことを話されているのかなと思っていましたので。それがすなわち、何か一般論でいう県民の方というものとは違うのかなとは思っておりました。

○清水委員 一般の一県民とは違う特別な人である。でも県職員ではございませんよね。

○宮津証人 もちろんそのとおりです、それはもちろん認めるわけですが、ただ、これ言いわけに聞こえるかもしれませんが、私、当時政策秘書室秘書課という部分にいて、やはりある意味知事の政治、非常に政治と公務というのは分けが難しい部分がございまして、その意味で、知事がこういう案件について、やはり後援会の幹部の方とも相談しているのかなということは認識しておりました。それがやはり、県職員でないということはもちろん私も認識していましたが、すなわちそれを私が、何か進言しなければいけないのかなというところまでは、当時思い至らなかったことは事実です。

○清水委員 ということは、県職員の守秘義務を超える存在ということですよ。それを暗に認められているということですよ。

○宮津証人 守秘義務を超えるという意味合いではなくて、これは知事とその相談していると

いう関係ですので、私はその当時守秘義務云々ということには思い至らなかったです。

○清水委員 あなたが思い至らなかったことはいいんです。ただどいずれにしても、知事後援会幹部御本人に関連する情報を、大変な情報を本人に漏らしているということは事実ですよ、これ漏らしているということは事実です。転送と言っても漏らしていると言っても、内容は内容を伝えていることですから、それはよろしいですね。

○宮津証人 事実としてそうであると思います。

○清水委員 以降のことについては、また場を変えるなり、また検討させていただきたいと思えます。

野崎さんにお伺いをいたします。以前から知事後援会幹部とは御案内だったようでありますけれども、例えば下水道改革とか、または合併の話はさっきされたと言っていましたけれども、下水道改革のことについて、これ以前の問題ですけれども、今回の入札が中止になるという16年2月24日以前の話で結構でございますが、そんな話をされた経緯はございますか。

○野崎証人 そうですね、下水道改革、特にあり方検討委員会にかかわるような話というのは、直接私に相談があったことはなかったと思っております。

○清水委員 相談がなかったというのは、話しかけられたこともないし、聞いてもないという解釈でよろしいですか。

○野崎証人 知事後援会幹部と直接そのことをお話したことはございません。

○清水委員 結構です。いくつかのメールや電話があったという話を先ほどございましたね、時間が短いということについて。電話については、先ほどそういう言い方もしたかもしれないということをおっしゃっていますが、あいまいだったのでもう一回お聞きしますけれども、匿名のメールはあった、電話もあった、どちらでしょうか。

○野崎証人 この、先ほどの松野さんの文書に書かれている電話、メールという部分ですね。電話は私にはございません。メールは先ほど申しましたように、私のパソコンの画面で見たということでございます。

○清水委員 ガバナーメールはいつ消去されますか。

○野崎証人 このとき私が見たかもしれないというガバナーメールですか。これは大分昔に消去していると思えます。

○清水委員 サーバーからの消去ですか、あなたのパソコンからの消去、どちらもお聞きしたいんですが。

○野崎証人 サーバーからいつ消去されるかというのは、私はよく存じ上げておりません。

○清水委員 あなたのパソコンはそのとき使っていたパソコンと一緒にですか。

○野崎証人 一緒です。

- 清水委員 何通来たかは覚えていますのよね、さっきはそこまで触れなかったような気がしているんですが。
- 野崎証人 1通ではなかったとは覚えています。ただ、2通か3通か、ちょっとその辺は覚えていないんですけども。
- 清水委員 そのメールが来たのはいつごろか、ちょっと日のこともあるんでしょうからあれですが、一応ここにいただいているタイムテーブル、これはこの流れだということで解釈させていただければ、いつごろになるという解釈でよろしいんでしょうか。
- 野崎証人 ちょっと定かではないんですけども、先ほど石坂委員からお聞きしました公告が2月6日ということからすると、2月6日よりはあとなんだろうなと。なおかつ応募締め切りが2月25日ですから、それよりは前なんだろうなというくらいなことしかちょっとわかりません、申しわけないです。
- 清水委員 ということは、もらった日は確定できないということではよろしいかと思うんですが。これから、これ順番を振っていただきましたのでこのとおりでいきたいと思いますが、1、2、3、4、5、知事へ報告して、6で下水道課へもみずからの考えを伝え検討をお願いしている。これは下水道課の方から、話が24日に野崎さんからお聞きしたということになっていますので、この24日となると、1から6までの間はいつから始まったかは別として、24日までのできごとであるということは間違いないですね。
- 野崎証人 一応そういうようなつもりで書いております。この一応6は、どうも2月24日ではないのかなということで書いております。
- 清水委員 それでは前後の関係が間違っていないので、日はいいです。4番、知事後援会幹部に電話の業界の受けとめを確認。5番、いったん中止して知事に云々、この順番はこれでよろしいのでしょうか。
- 野崎証人 この順番はこうだったというふうに思います。ただ記憶ですけども。
- 清水委員 では一つ一つお聞きします。公共事業改革チームに相談、まずこれは何を相談に行きましたか。
- 野崎証人 一般的にその入札に関するいろいろなメールとか入りますと、それ公共事業改革チームに直接入るメールもございまして、圧倒的にはそっちの方が多いんですけども。たまに私の方に入って公共事業改革チームに入らないようなメールについては、このとき、打ち出しはしていませんけれども、内容がこんなのが来たけれども知っているかということで、そのとき公告もつけて持っていきました。一般的に入札のことは公共事業改革チームの方で担当するというので相談に行っただけです。その公告というか、こういう入札があるということ自体で、また公告を変えてやるということ自体、これ聞いていないぞというよう

な話になったことを覚えております。

○清水委員 それは相談ですか、報告ですか、何なんですか。

○野崎証人 その言葉の定義はあれですけども、私は相談というか、こういうのをどう扱おうかというような形での相談でございました。

○清水委員 もう一度お願いします。ちょっとよくわからなかった、聞こえなかった。

○野崎証人 こういうメールが来ていて、自分自身その公告をちょっと見ましたら確かにおかしいなと思ったけれども、これ公共事業改革チームはどう考えるかというような意味で相談に行ったというふうに考えています。

○清水委員 疑問を投げかけたわけですね。いいです、わかりました。どういう回答だったですか。

○野崎証人 その中身を詰めるよりも、先ほど申したんですけども、下水道課は今回制度を変えてやるということ自体、公共事業改革チームに相談がなかったこと自体変だよなところが一番話になったというふうに記憶をしております。

○清水委員 それで話は終わってしまったんですか、変だよなで終わったんですか。

○野崎証人 その辺は覚えていないんですけども、だから多分、私、もしかしたら4の下に括弧書きで下水道課に情報確認を行ったのではないかなというふうに、定かではないというふうに書いてあるのは、ちょっとこれがだから、本当にその2月24日まで私自身下水道課に聞かなかったのか自信がないところは、実はその点でございます。

○清水委員 では当然のことですけども、ここに括弧書きであることは、だれに聞いたかも当然わからない。ですからこれは括弧で書いてあるから、あったかなかったか自信がないけれども、可能性もあるという程度に解釈すればよろしいですね。わかりました。

では、知事後援会幹部と電話をしたときの話をお聞きしますが。何回も出ていますが、一応そんな話をされたら、業界でもそんな話がいっぱいあるんだよなというお話をされたとおっしゃっていました。そこまではいいと思います。その折ですが、知事後援会幹部は、私も実は希望して出しているんだよとは言わなかったとおっしゃいましたね。聞かなかったとおっしゃいましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○野崎証人 電話の折には聞いていないと思います。

○清水委員 思いますなんですか、それとも覚えがないんでしょうか、それとも聞かなかったんでしょうか、そこだけはっきりしていただけますか。

○野崎証人 私の方から聞いた記憶はございませんし、確かそのあと下水道課の方から、これは2月25日ということになると思うんですけども、これだけ応募が来たよという中に、知事後援会幹部の会社が入っているのを見て、ああ知事後援会幹部は応募したのかと思ったよ

うな記憶がありますから、その事前には私は多分聞いていないんじゃないかと思います。

○清水委員 ちょっと気をつけたいんですけれども、野崎さんが聞かなかったのはわかったんですが、向こうから言ったかどうかは、言っていないということですよ。初めて気がついたということですから。あなたが聞いたのではない。知事後援会幹部のところも入っているんですかと、それは聞かなかったということはわかりました。しかし向こうの方から、知事後援会幹部の方から、いやうちも実は入っているんだけども厳しいんだよなと言ったかどうかということをお聞きしたいんですが。言っていなかったかどうかです。

○野崎証人 それも記憶の根拠は一緒なんですけれども、先ほどのように下水道課から来た資料を見たときに、あっと思ったような気がしますので、そうすると多分知事後援会幹部からも聞いていなかったんじゃないかというふうに、自分では推測します。

○清水委員 わかりました。では知事の、今度は話をお聞きいたしますけれども。いったん中止して十分な時間を取り入れてやったらどうかというお考えを知事に報告したということになっていますけれども。その折は当然この公告を持っていき、自分の御意見を知事にお話をしたということによろしいんでしょうか。

○野崎証人 そういうふうに記憶をしております。

○清水委員 もう少しこの言葉でいくと、こんな言葉遣いではないかと思うんですけれども、いったん中止をして十分な期間を取り入れる。それについては例えば何カ月がどうだとか、さっき3カ月という話をされたと思うんですが、そういう具体的な話もして、知事にこうしたらいかがでしょうかと話されたんですか。

○野崎証人 3カ月という具体的な数字はおそらく出していないんじゃないかというふうには思いますけれども。非常に短い入札でというか、ちょっと正確なことは覚えていないんですけれども、やはり入札してから非常に期間が短いというのは、実際メールなんかも来ている中で、1回これは中止するような方向で土木部と話してみたいと思うというようなことを申し上げたような気がしております。

○清水委員 土木部と話してみたいというのは、野崎さんが知事に、私が土木部と話してみたい、こう言ったということによろしいですか。

○野崎証人 そういうニュアンスで御相談をしたというふうに記憶しています。

○清水委員 何を土木部と話したいか。要は日にちが少ないのがおかしいではないか、このことを話したい、こういうふうに知事に言ったんですか、はっきり。そこだけ教えてください。

○野崎証人 基本的にそういうことだったというふうに思っております。基本的に短くて、やはり1回中止した方がいいと自分では思っているというようなことまで言っていると思

ます。いくつもの案件ちょっと矢継ぎ早にやっている中で、正確にどう言ったかちょっと覚えていないので申しわけございません。

○清水委員 いいです。ただ、お言葉の中に中止というものがあつたか、それとも土木部に1回確認をしてみますということがあつたのかでは大分違いますので、それはわかりますよね。

○野崎証人 中止ということまで含めてお話したように記憶はしています。

○清水委員 大事なことなんですよ。中止と言つたと思うんですね。まあいいです、それは記憶ですから仕方ない部分もあるでしょう。知事からはどういう返事だつたか、もう一回お願いいたします。

○野崎証人 一言一句ではない点御了解いただきたいですけれども、あなたと土木部でよくきちんと相談して決めてくれればいいよというような言い方だつたというふうに思います。

○清水委員 それは、あなたとしてはどういう意味合いで受け取りましたか。

○野崎証人 自分もこれ、ではこの件に関して土木部に自分の意見を伝えて、またちょっと土木部にも検討してもらおうというふうに思いました。

○清水委員 知事がもしその意見に反対だつたら、知事は何と言うと思いますか。

○野崎証人 意見に反対だつたらですか。ちょっと仮定の話なのでお答えできにくいです。

○清水委員 少なくとも、こういうふうにせつかく決めたことだからやたらいいじゃないかという知事が御意見をお持ちだとしたら、おそらくあなたでは詰めて話をしなさいとは言わないと思うんですね。いやそれはだめだからそれはいいじゃないかとそのままでと言うんではないですか。ということは、知事は当然あなたの意見を、土木部とすり合わせるということは前提としてでも、認めているということですよ。それはそうでしょうね、だからあなたは土木部に行ったわけですよ。

○野崎証人 私が知事に話した時点ではそれは私の意見であつて、知事からはその意見でいいよというふうにお墨つきをもらったというようなことは、私は全然理解はしませんでした。これから土木部と話すんだよねと、その点を理解していただいたというふうに考えています。

○清水委員 松野さんにお話をされましたね、田附課長がおられなくて。そのときのお話をお聞きしたいんですが。また細かいことになりますが、正確に思い出していただきたいんですが、どのようなお話をしたか。これは記憶ですので、松野課長補佐さんの御記憶では、当時知事からの指示があつたということをごここに明確に書かれています。あなたは、指示はなかつたところにおっしゃっていますが、そこをもう一回お願いいたします。

○野崎証人 現実に指示はございませんでしたので、もし私がこういうふうと言つたとしたら、松野さんにうそを言つたことになってしまうんですね。そういう言い方をしてはいないのではないかなというふうに思います。



○清水委員 おそらくそれは言っていないと思います。というのは指示は、知事から指示があったとは言わなかったとは思いますが、では知事にも相談したんですが、土木部と話をよくするようにと言われたとか、知事もこのことについては私も相談してありますとか。例えば知事に話をしてきょうここへ来ましたとか、知事の「知の字」も言っていないですかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○野崎証人 知事にも相談してありますよというようなことを、もしかしたら言ったかもしれないというのはあります。ただし、そこは明確には覚えてはおりません、正直言います。

○清水委員 そこが実は大事なんですよ。知事に相談をして私がここへ来ましたということは、知事が認めたから来ているんですね。知事が反対していたら私はここへ来ないんですよ。知事が、全権とは言いませんよ、もちろん相談しなさいということですから、全部それを認めているわけではないにしても、あなたにここに行ってもいいよということは、あなたの考えはいいじゃないかと、ただ行って、向こうへ行って詰めてこいよとこうに言ったということですから、知事もあなたのお考えを認めているということですよ。ただし、もっといい考えがあればそれはいいんでしょうけれども。ただいづれにしても知事はその段階で、あなたに暗黙のうちに了解をしているわけですよ、違いますか。

○野崎証人 私が知事にも相談しているということで、こういったときに土木部の人たちがそう受けとめる可能性はあるなということは感じます。

○清水委員 そこが大事ですよ、実を言うと一番大事なところですね。土木部の皆さんは、あなたが言ったことはイコール知事が言ったと、意向だというふうに解釈をされた。あなたはそんなつもりはないにしても、知事に相談してきょうは来ましたと言った。受ける方はどう思うかという、やっぱりこれは知事の意向できょうお見えになって、中止という方もいいではないかという、知事に話されたわけですから、当然そういう言葉が出たと。これは想像しても想像にかたくないですよ。

○野崎証人 それは十分想像できることだというふうに私も思います。

○清水委員 ということは、これは土木部の皆さんが、松野さんがこういうふうにかかれてい、これ内容は実は確かにおっしゃるように、指示があったというのは書きすぎなのかもしれない。しかし、野崎さんが知事と相談の上ここにお見えになったと書けば、同じことだと思っんですね、私は。ということは、イコールそれ、知事が反対しているのにあなたが来るわけではないんですから、その意向を背負って。だからこれは、知事のやっぱり意向だったという解釈を、この方たちがしたことについては私は無理はないというふうに判断します。今、そこを認められていますので、もうそのことはいいんですけれども。ただいづれにしても、この全体の流れからいうと、また27日にもやはりこのことで土木部に行って話をされている

という文書というか、メモがありますが、それについては間違いないかお聞きしたいと思いますが。

○野崎証人 その27日というのは記憶がないんですけれども、ただ少なくともこれ24日に私が行ったとすれば、それから25日、26日、27日、28日、ずっとその間、下水道課とはほとんど毎日のようにやりとりはしていたというふうに記憶をしております。

○清水委員 下水道課のどなたとやりとりをしたか、教えてください。

○野崎証人 基本的には下水道課長の田附さんだったというふうに思いますけれども。あと、田附さんだけではなかったとも思いますし、何人かで私の部屋の方へ見えたりですね、されたこともあったように覚えております。

○清水委員 その話の内容、何回かあったということですから、全部まとめて言うのは難しいでしょうけれども。おおむねこういう話だったという内容を教えていただけますか。

○野崎証人 このペーパーでいきますと、だからこの7のところにあります何度か下水道課とやりとりという中身ですけれども、一つには応募を締め切ったことによって、実際にこれだけしか会社が応募していないんだというような状況を下水道課から報告をいただいたことです。それから先ほど申しました、急遽県外から引っ越してきた会社が実際に手を挙げているというようなことも聞きました。それから、ただ下水道課から聞いた中で、そうはいっても簡単にこれだけ、応募を締め切ってしまったものを中止するといっても非常に抵抗があるなど。課の中の考えはやっぱり分かれているというようなこともお聞きする中で、そうはいっても、特に締め切ったときにやはり実際に数は少なかったということとか、その県外企業が引っ越してきたということも多分自分としても、これは主に土木部の方で重くとらえていましたけれども、私もそれはそうだと思いましたけれども。やっぱりこういうことがあるとすれば、多少やはり抵抗があっても、本当に16年度入札というのは一つ下水道のエポックで、新しい改革へ踏み出そうとする入札だとすれば、これはちょっと思い切ってやっぱりとめて少し延期してでも、もっと多くの方に御参加いただける形でやっぱりやるべきではないかなという思いはだんだんこの3日間、私自身も強くなっていったというような、そういう過程でございます。

○清水委員 ではやりとりと書いてありますけれども、あなたはあなたの主張を繰り返したということですか。

○野崎証人 私自身がその中止した方がいいのではないかという考えは、だからこの間変わってはいないですから。そういう意味では繰り返したというよりも、やはり議論を重ねていって、やっぱり私は中止した方がいいだろうなと思ひまして。それで、私は土木部が無理やり私のというニュアンスは当時受けていなかったものですから。下水道課の方もそれはそうだ

よなど。むしろ自分たちとしてもだんだんその、入札の数とか、そういったものを踏まえる中で、これは入札を中止した方がいいんじゃないかという考えを実際に言っておられましたから。そういう中で、ではそんな方向だよねというふうになったというふうに理解をしております。

○清水委員 最後に1問だけお聞きします。この経緯、最後に知事に報告したというものがございしますが、この知事に自分のお考えを、5番目ですね、ここで言うところの、5番目から知事に報告、11番までの間、この間、知事とはこのことについての話のやりとり、または報告、または連絡、または相談、何でもいいんですが、何か知事と接触はあったでしょうか。

○野崎証人 よくは覚えていないんですけども、多分なかったというふうに思います。結局5番のときに、土木部とよく話してやってということだったので、おそらく全部結果が出てから知事の方へまとめて報告したと思いますので。この期間、多分2月の終わりから3月にかけてだと思うんですけども、やはりちょっといろいろな忙しい時期でもあったと思いますから。この件については、多分この2回だけだというふうに思います。

○清水委員 では当然同様に知事後援会幹部とも接触はございませんでしたよね。

○野崎証人 この4番に書いてあります電話のみでございます。

○宮澤(敏)委員 それでは最後でございますが、総括してお話をさせていただきたいと思います。私は、先ほどから大変お疲れですが、田中知事というのは罪づくりな人だなと思っております。と申しますのは、宮津さんにしても、羽生さんにしてみても、それから過去のそれぞれの人たちの行動を見ても、みんな知事の命を受けて動いているんですね。これ非常にあれなんですけれども、ただ野崎さんだけは、初めてですが、知事の命とは別に動いているんですね、今までの証言で。そこら辺がここのところへ来て、きょう非常に大きなところなんです。

まずは、3人の証人にお伺いします。きょう証人に立つに当たって、昨日の議事録等々、この調査委員会の議事録等を事前にごらんになっておいでになりますか。

○宮津証人 実はきょう来てくださいという話は、きのうの夕方6時ぐらいに電話が来まして、私、その暇はなかったです。新聞報道等のみでございます。

○羽生証人 議事録は、けさ私どもの課長から一式いただいたんですけども、あすの予定で連絡先に連絡したりとかいろいろあったものですから、ざっとしか見ておりません。

○野崎証人 私も、けさ来たときに机に置いてありましたけれども、全然まだ、非常に何か分厚かったので、見る間がございませんでした。

○宮澤(敏)委員 それが事実だと思います。羽生さんにお伺いしますが、羽生さんは、今、情報公開課ですから、きょう1日、後ろの方で速記をしっかりと頑張っておいでになります

が、これをやるように、それぞれにお届けするというふうにあった指示を出されたのはどなたですか。

○羽生証人 それは私、承知しておりません。

○宮澤（敏）委員 わかりました。それでは、まずその中で、野崎さんの証言だけが非常に不可解なんですね。ちょっと疑惑がわいてきましたので、これは実は、先ほど委員会の運営上もごさいますので、偽証の問題で弁護士と相談を含めてした経過で尋問を行わせていただきます。それからきょう3人さん、コメント等とおっしゃっていますが、きょうは証言でございいますから、それだけ重い言葉でございいますのでお願いをいたします。

まず、野崎証人にお伺いします。メールを見られたのはどなたとどなたですか。

○野崎証人 メールというのは、この1番に書いてありますメールですか。これは、私は見ましたけれども、ほかの人間が見たかどうかはわかりません。

○宮澤（敏）委員 それでは、これもこういう事実のメールが入ったことを実証できるのは野崎さん一人ということですね。それから次にまいります。次に、野崎さんのお話の中で、この資料の5 - 1、先ほど見ていただいたわけですが。この中に、「知事から次の指示があったので、検討の上対応されたい」。それから理由の一番最後に、メールや電話等があり、電話というのはわかりました。これは知事後援会幹部ということですね、後援会幹部の電話があったと、これは先ほどの証言でわかりました。メールはどなたから来たかわからないし、だれも、確認したのは野崎さん一人だと。それから電話は唯一お答えになられたのは、これは知事後援会幹部であるということですね。それでそのあと、「知事が判断し野崎主査が指示を受けた」と。これによって、昨日このことによって、小市土木部長を初めそれぞれ下水道課が動いて、次の指示どおりに、この2月24日のこの書類のとおりによりにことが動いているということでありますから。これは非常に真実性の高い、そして多くの人たちがみんな確認をして、しかも公文書としてこうやって残っている。と言いますと、野崎証人のきょうの証言について、非常に信憑性が失われるわけですね。そういうふうには感じました。

それで、野崎証人これは御存知でしょうか。これは業者の人たちが下水道公社に対して、これもこの記録請求の記録の中にあるものであります。一連、おかしいではないかと、説明してくださいとこういうお話の中で、田附課長がその業者さんのところで、公の人たちがいる前で説明している文書なんです。これは経営戦略局にメールが来て、それが1社、県内の一業者より、3月26日の入札、4月1日の業務開始では技術者確保が困難であるため入札の延期をしてほしい旨の申し出があったと、だからやめましたと、田附さんは、これをしっかりと言っているんです。これ業界の人が、公社の理事長あてに手紙を出すなんていうことは尋常なことではないんです。こういうような状況にあって、すべてあなたの、野崎証人の

アクションによってこれがすべて動いているんですよ。そうしますと、きょうのあなたの信憑性は非常に、先ほどもう一回、今、清水さんから確認していただきましたので、公共事業改革チームにも相談したけれどもやめた方がいいとかという指示はなかったと。これははっきりと申されましたね。それに対して、あなたがそういうふうに動いたと。

もう一度お伺いをいたしますが、これはもしここで訂正されるのであったら、このとき、最後の確認でございますから、先ほど御提出いただきましたこのところに、あなたのメモの中に、知事に相談したという項目が1行もありません。これは当然あなたのポジションだったら知事といつ相談したかというのは、時系列でもって日にちはわからなくても書くべきだと思いますが、それどうして書かなかったんですか。

○野崎証人 うそを書くわけにまいりませんので。あくまで知事には、基本的には報告ということで、こういうふうに書かせていただきました。

○宮澤(敏)委員 それではここに知事と、5ですか、5のあとに知事と相談したということですが。メール等も一切知事にお出ししたとか、そういうことはなくてここまで来たんですね。それもきょうは一切しなかったというふうに言っていますが、一連のこの状況の中で、この要するに入札を中止すると、これをやめるということになる経過の中で、知事、それから知事から知事後援会幹部に意見を聞いてみるというようなこういう話も含めて、一切なかったんですね。もう一回お聞きします。

○野崎証人 一切ございませんでした。

○小林委員長 以上で宮津雅則証人、野崎真証人及び羽生昭広証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、長時間まことにありがとうございました。御苦勞様でした。御退席していただいて結構です。

[ 各証人 退室 ]

この際、お諮りをいたします。本委員会としては、証人として元県経営戦略局職員大月良則さんの出頭を求めたいところではありますが、大月良則さんが病氣療養中のため出頭できないと見込まれますので、これにかえて、大月良則さんから9月12日までに陳述書の提出を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ここで20分間休憩をいたします。

休憩時刻 午後4時8分

再開時刻 午後4時32分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項及び「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項について証人から証言を求めます。

本日、午後に出頭を求めました証人は、元県土木部下水道課長田附保行さん、県下水道公社理事長田中邦治さん、元県下水道公社主任専門技術員兼管理係長、現県生活環境部生活排水対策室長松沢克典さん、元県経営戦略局参事岡部英則さん、以上の4名であります。

お諮りします。証人田附保行さん、松沢克典さん、岡部英則さんから、証言を行うに当たりメモ等を持参したいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、証人田附保行さん、田中邦治さん、松沢克典さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、お一人からは音声のみでお願いします、あとのお二人からは撮影は後方のみとしてください、との申し出がありましたので、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとさせていただくようお願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[ 各証人 入室・着席 ]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以

下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

まず田附保行証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 田附保行証人、宣誓書を朗読 ]

次に田中邦治証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[ 田中邦治証人、宣誓書を朗読 ]

次に松沢克典証人、宣誓書の朗読をお願いします。

[ 松沢克典証人、宣誓書を朗読 ]

次に岡部英則証人、宣誓書の朗読をお願いします。

[ 岡部英則証人、宣誓書を朗読 ]

御着席を願います。

お諮りします。本日、証人として田中邦治さん、松沢克典さんの出頭を求めていますがお二人の方を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、田附保行証人及び岡部英則証人におかれましては、こちらからお呼びするまでいったん御退出をいただき、控え室においてお待ちいただくようお願いいたします。よろしく申し上げます。

[ 田附証人及び岡部証人 退室 ]

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立してお願いいたします。

たします。なお、暑い折でございますので、上着は適宜おとりいただいて結構であります。

これより田中邦治証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず田中邦治証人にお尋ねをいたします。あなたは田中邦治さんですか。

○田中証人 はい、そうです。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○田中証人 財団法人長野県下水道公社の理事長です。

小林委員長 次に松沢克典証人にお尋ねいたします。あなたは松沢克典さんですか。

○松沢証人 はい、松沢克典でございます。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○松沢証人 長野県生活環境部水環境課生活排水対策室長でございます。

小林委員長 次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

竹内委員 大変お待たせをいたしました。お二人とも御苦労様でございます。まず田中証人に伺いますけれども、平成15年8月22日、下水道公社の事業見直しについての知事への報告、これ検討委員会で設置されたものが報告された日です。このときの様子について、若干お伺いをしたいわけですが、田附証人によりますと、田附氏がそれぞれ検討経過について報告をしてお話をしたということでございますけれども、いろいろとそのときの知事に報告する状況、あるいは公社に対する対応、そうしたことについて、どのような報告を田附氏が行ったのか、そのときの知事の反応も含めて、お話をいただきたいということを冒頭お願いいたします。

田中証人 8月22日だと思いますが、15年ですか、引き続きあのときの結論が、市町村とか、それから関係者の意見を聞いて公社の方向を見直せということになって、公社として結論を出し、それから下水道課の方と十分打ち合わせして知事に報告したわけです。知事に報告するに当たっては、前の夜、土木部長さん、うちの方の理事長も兼ねているわけですが、監理課長さんやみんな、部長さんのお部屋に詰めて、それで次の日に知事のところへ説明に行ったわけです。

その説明の際なんですけど、部長がまず第一に知事に簡単に説明しまして、関係の課長から説明させますと言ったら、ちょっと私もびっくりしたんですけど、課長は何か自分のノートを持ち出して読み始めたんです。だから前の日に我々が詰めたことが全然知事に伝わらなかったという、私は感じなんです。それで何か終わってしまったみたいで、だから何か尻切れトンボで終わってしまって、課長さんて不思議な人だなと思って。

それで私はただそのときに、一言、知事にお願いしたことは、市町村の管理、私ども市町



村と県のやつを受けていますけど、市町村のことについては県は口を出してほしくない。それは市町村と公社の関係ですから口を出さないでほしいと。ただ流域については、これは県営ですから県で方針を決めてくださいと。その一言しか私は言えなかったです。あとはもう何となく終わってしまったみたいな感じで。何か前の日に遅くまで、本当に「てにをは」だか「まる」(句読点)の位置まで詰めたものが何でこんなふうになってしまうのかと思って、非常に私は不思議に感じました。

竹内委員 松沢証人もそのときの様子をお願いいたします。

松沢証人 これは14年12月の末に宿題が出まして、ずっと3カ月ほど検討を行い、それから十分な検討が詰めきれなかったものですから、改めて4月から8月にかけて見直しの委員会を開いております。それで、それがまとまったもので知事に報告をしたということでございます。

内容につきましては、今、理事長がおっしゃいましたように、一番、当時私は公社にありましたものですから、一番公社が知事にわかっていたかかったのは、市町村からも言われたんですけども、広域の維持管理のあくまでも委託者というのは市町村のわけですよね。ですからその市町村がやる委託のことについて、県がいろいろ言うのはおかしいじゃないかというのが市町村さんの御意見だったですから、それをお伝えしたということでございます。当然、流域下水道は県の管轄というか、維持管理のことでございますので、これは御相談をさせていただきます。それであと、管理権限は公社にありますとか、それから下水道使用料を下げなさいというふうに言われていたもので10%下げたとか、そういうことは報告をして、それは御満足いただいたのではないかなと。ただいずれにしても不十分なものでもう一回というふうに言われて、もう1カ月あとぐらいに再度御報告を申し上げているというふうに記憶しております。

竹内委員 何でそのことを聞くかと言いますと、このときの報告は、あくまで15年度の入札についてですね、随意契約にして、その市町村の理解が得られなかったということで、検討委員会をつくって対応したと。その報告をしたわけですから。ただそのときには、それは対象は公共下水道であって流域ではないと。したがって、この資料によりますと、知事からは入札に対してもっと詳しく話を聞きたいとか、あるいは性能発注の具体的方法について指示を受ける。そして流域の入札制度はどうなんですかということで、さらに細かな報告を詰めて持ってくるよというのが一つの趣旨だろうというふうに思っています。したがってここが、言ってみれば今回、16年度の入札に向かっての一つの入口としてスタートラインであるということなんです。

ですから、今、打ち合わせたことと全く違ったことを、ノートを出したというんですけれ

ども。では公社に対する一つの、田附当時の課長のとらえ方、あるいは下水道行政に関する一つのとらえ方、あるいは入札制度に対するとらえ方、それを公社とはいつもやりとりしたわけですが、どのように公社の立場として評価をされていたのでしょうか。田中証人並びに松沢証人に伺います。

田中証人 非常に言いにくいことなんですけど、もう最初に課長さんとしてお見えになったときから、ものすごく公社をばかにしているというか、公社の技術なんかなくなってはいないんだと。それとか、県内企業が流域へ入れないのは公社がいけないんだと。入れるようなマニュアルを公社ができればいいじゃないかと。そういう言い方で、常にその何て言うんですかね、私ももうそのときは長野県の職員でもなくなっていたし、本当に、田附課長さんは県の職員でしたし、私たちの主管課でありますけど、本当にムカッとしたんですけど、私は我慢して今までいました。けどもう最初から公社をばかにして、公社の技術なんかなくなってはいないんだと。そういう何か考え方で我々に接したと思います。だから、何かだからうちの職員もあまり信用していなかったのではないかと私は思います。

松沢証人 田附課長さんは、4月にお見えになったときに、主に流域下水道のことを考えていたんだと思うんですけども。県内業者もできるようにマニュアルをつくれということをおっしゃったんですよね。ただ、マニュアルというのは既にもう下水道協会で、こんなに厚くてこんな立派な標準的な維持管理指針というのはあるわけです。ですから、それをちゃんと勉強してやればどなたでもできるはずなんですよ。それは当然経験は必要ですけども。田附課長さんがおっしゃったのは、そうじゃなくてもっと、例えばこの処理場のこのところのバルブは右へ2分の1回したらどのぐらいあれが出るよとか、そういうものすごく細かい、何て言うんですかね、操作の一张张細かなものをまとめたようなそういうマニュアルをつくったらだれでもできるじゃないかというような言い方だったように、私は記憶をしております。

私が言ったのは、下水道というのは、入ってくる水も刻々変化していくわけですね、時間によっても変化するし、日によっても変化します。曜日によっても当然変化しますし、季節によっても変化します。ですから、そういう刻々変化するものを維持管理していくということについては、やっぱり入ってくる水の顔を見ながら、それに合わせて適切に判断をして維持管理していくべきものであって、マニュアルをつくったからだれでもできるというようなものではありませんよということを申し上げたことを記憶しております。

竹内委員 それで、これまでの下水道課の田附課長と一緒に仕事をされた皆さんも証人に来られまして、文書の存在、不存在のことも含めて、田附氏に対しては判断力として求めることが無理と言いますか、課内においてもかなりそういう意味ではまとまりと言いますか、そ

ういうものがないということも言われているわけですがけれども。ただそういう中で、公社、その方が言ってみれば公社を指示する課長として座っておりまして、そして知事後援会幹部との関係もあったりしているわけですがけれども。そういう中で、何か今回いろいろと不透明な部分が、例えば公社との間、いろいろなことを決めていく過程でもなかなか見えてこない部分があるんですけれども。何かお困りになったこと、公社としてそういう過程の中で。これからあとで一緒に知事後援会幹部と行った新しい、田附課長が行った証言の話はまたあとでしますけれども。それまでの経過の中で何かございますか、いろいろやりとりの中で困ったようなこと。

田中証人 ちょっと具体的には、我々が、先ほど言ったように、何か困ったというのは、私たちが行っても何かその課の意見として上がってきているのかどうかというのは、非常に何かばらばらで、本当に課の職員と相談した上で我々に指示しているのかどうかというの、非常に私は疑問を持っていました。だからばらばら、何か出てきたり、そういうもので、私は理事長である部長たちにも迷惑をかけていたんじゃないかと。特に私がそういう技術的なこと、入札のことが全然素人だったもので、その程度しか想像できないんですけど。ちょっとわからない人でした。

竹内委員 松沢証人は専門的立場でいかがでしょうか。

松沢証人 私はやっぱりマニュアルのことが一番気になっておりました。とにかくその個々の流域の処理場について1個ずつの機械、2,000点くらいありますので、処理場の中には機械がですね。それについて一々、こういうときはこう、こういうときはこうなんていうことはあり得ないわけです。機械はそれぞれ独立して動いているわけではありませんで、連動して動きますから、ですからこういうケースの場合にこことこことをこういうふうにくるくるってやってきて、こういうふうにやればという話にはなかなかならないんですよ。結局顔を見ながら、入ってくる水と汚泥の状態とを見ながら、どのくらい空気を吹き込んで、ちゃんと空気を吹き込んで、専門的な話になってしまって申しわけありませんけれども、汚泥に対するBOD負荷というものを適正にかけてあげれば、ちゃんと沈降するいい汚泥ができるんですよ、最終沈殿地で。それは一般的な維持管理指針には、例えば標準活性汚泥法では汚泥の濃度を、例えばですけど2,000から2,500にして空気をどのくらい吹き込みなさいということは書いてあるんですけど、こういう水が入ってきて、こういうときにはどういうふうにやりなさいとは書いてないんですよ。

ですからそれはあくまでも経験の中で会得してのものであって、我々が車を運転するのと同じなんだと思うんですよ。車の運転のマニュアルを見ても車がすぐ運転できないのと同じように、処理場も処理場のマニュアルがあったからといって、すぐそのとおりに運転できる

かと言えば、そうではなくてやはりそういう維持管理の経験なり、あるいは顔を見てこういうふうにやった方がいいんじゃないかとかという、それは100%合わない場合もあるんですけど、生き物が相手ですから。けれども、そういうものをやりながら維持管理していくというのが維持管理の基本でございますので、それをマニュアルをつくれというのはちょっと難しいなということを、ですから既にもう下水道協会で作った維持管理指針というのがありますということを申し上げた記憶があります。

竹内委員 それで新たに、9月定例議会が終わったのが10月10日ですが、そのあとごろに土木部長のところを知事後援会幹部が来まして、一緒に田附氏が同席をしてお話をされた。これが新たに証言として出てまいりました。そのあとその足で、知事後援会幹部と田附課長と一緒に公社の方に伺って、いわゆる県内の業者を優先して対応すること。同時にそのためには技術支援が必要であるということで技術支援の話に伺ったというふうに証言されているわけですが。そのときの日時、あるいは来た方の氏名、それから具体的な内容について、また公社の方で同席された方はどなたか、お聞かせをいただきたいと思います。

田中証人 日時はちょっと記憶がないんですけども、私の部屋へ知事後援会幹部と田附さんがお二人で見えたことは確かです。私が対応しました。その経過なんですけど、何か部長さんにお会いしたというようなきのう証言だか何かあったんですけど、私はそれを全然、部長にその前に会っているということは知らなかったんですね。それで私の部屋へ来るときに田附課長さんから電話があって、「ちょっとお部屋を貸してくれないか」と私に言われました。それで「部屋を貸すのはいいんですけど何ですか」と聞いたら、これから知事後援会幹部と行くんですけど。「何の話ですか」と言ったら、「流域を県内業者でやらせたい問題だ」と言うから、「いや、その問題はよく課の職員と相談してからやった方がいいんじゃないですか」と私はそういうことを彼に言いました。別にお部屋を貸すのは嫌だとかそういう意味ではなくて、そういうことを言ったら、彼は「いや、そんなものはいいんだ」と。だから「そんなものはいいんだって何ですか」と、私は怒って電話をガチャンと切ってしまったんですよ。だけどそのあと見えました。だけど私はもうすごく腹が立っていました。どうして課員とそういうのは相談できないのかと。

それで私の部屋へ来て、そのときは、だから私は何も言いませんでした、もう。だけどその場で話があったことは、私は聞いていただけですけど、知事後援会幹部が田附さんに「流域は県内の業者にやらせるように頼む」と言ったら、課長は「ええ、いいですよ」と答えた。私は、これは課長が一人でそんなことを答えてしまっているのかなと。例えばその技術支援をやるには公社も関係するんですけど、私はそういうのを相談してから答えるべきだと言っているものを、もう一方的にやりますよと答えてしまった。そのときに一番びっくりしたの

は、諏訪の、一番難しい溶融炉を持っている、それも含めて返事をしてしまっているんですよ。私はああすごい人だなと思いました。私はそのときにもう、自分の部屋を貸しただけで、私はもう来てはいけなと、そんなことは私はだめだって言っていたんですけど、自分で来てちゃんとそういう約束をして帰っていった。

本当にびっくりして、あれを見たとき課員もかわいそうだと思いますよね。課員に相談して決めなさいよと言ったら、変な、悪い言い方では、あんなばかどもに相談してもしようがないんだと、そういう言い方。すごくその土木の人たちに対する敵意というのが何か、すごく持っているという感じを私はしました。下水道課ですから土木の出身の人が多いわけですけど。何かすごい人だなと思って、私はもう 然としていただけ、そのままお帰りになってしまったと。

竹内委員 同席したのは田中理事長だけですか。

田中証人 はい、私だけです。

竹内委員 トータル時間どのぐらいおられたんでしょうか。ほかには何か話をしておられたでしょうか。また田中理事長への何か質問とかそういうことは出たんでしょうか。

田中証人 時間的には短かったと思うんですけど。私には多分、技術支援か何かの方の話があるかと思ったんですよ。いわゆる公社が技術支援するんですから。そんな話なんか一つもなく、ただそこで「県内業者にやらせろよ」と言って、「はい、いいですよ」と言って返事がなされたただけだと私は記憶しております。

竹内委員 松沢証人にもお尋ねしますが、田附課長はそういう、威張っているというか、独断的な、今言われたことだと思うんですけど、そんな状況だったんでしょうか、日常的に。

松沢証人 私はちょっと感じが違って、要するにそのマニュアルをつくれと言うんですよ、とにかく。マニュアルをつくれればできるんだという。流域の、ですから細々した1,500点から2,000点くらいある機械のすべてについて、こういうときはこういうふうに動かす、こういうときにはこういうふうに動かす、すごい場合がありますよね。10ケースくらい多分あるかと思うんですけども。例えば1,000点に対して10ケースだったら1万ケースだけど、組み合わせだとその何千倍もあるわけですよ。こういういろいろな組み合わせを考えると。そうするとやっぱりそれはマニュアルで対応しきれるものではないというのが、一般的な維持管理の考えでございますので、それをつくれれば何とかなるんだというふうにおっしゃっていただきましたので、少し困ったなという感じはございましたですね。

竹内委員 それで流域を県内にやらせてほしいと、いいですよということを返事されておられたということですが。諏訪を含めてということですが、結果としては諏訪については、県

外も含めて対応をすることになったという経過になっておりますけれども、これはその後どんな形で推移したのか。ですから4つ全部ではなくて3つですか、3つが出ているんですよね。ですから県内と決められたわけですがけれども、その経緯については何か、田中証人のところの対応というものは何かあったんでしょうか、公社としての何か対応というものはあったんでしょうか。

田中証人 その話があってしばらくしてから、課の職員に話したらしいんですね。だから本来ならば、私の部屋から帰ったときにすぐ話すべきだと思うんですよね、こういうことで返事をせざるを得なかったのなら得なかったと。それが大分時間がたってから話したらしいんです。それでちょっと私、前後がわからないんですけど、きのう証人に出た松野課長補佐と西澤専門幹ですか、私のところへ来て、何か課長がこういう返事をしたようだけど、いくら何でも諏訪だけはだめだと。専務さん何とかしていただけないですかと言ったから、私も諏訪は知事後援会幹部に公社としてもちょっと無理じゃないかということをお話してみると。そうしたら知事後援会幹部はしぶしぶそうだなというようなことを言いました。

それから、課の方の問題なんですけど、何か下水道課の職員が私のところへ見えるのは、何かおかしい目で見ているなというような感じがしていたんですけど。ある日夕方、松野課長補佐から専務さんちょっと来ていただけますと呼ばれたわけです。それで何だといって行ったら、今問題になって、4つの流域を県内業者ができるって公社の専務が言ったから私は受けたと言ったんです。そういう言い方をしたもので、私はそのときものすごく怒ったのです。私にはそんな権限はないんだと。県が県内業者にやらせるから公社も支援を頼むということになれば、公社としては、例えば今いる人員を少しふやしてもらわなければ、県内業者はふなれな面もあるから、そういう面で言うことはあるけど、公社が何だかんだと言うことは私はないし、県内のあの業者はいいとか、この業者はいいとかと何もなくて、それぞれ皆さん県へ登録している以上は、あとはどういう選定基準で決めるかは下水道課が決めることじゃないかと。下水道課が選定基準を決めるに当たって、私たちに相談したりいろいろするのならいいけれども、専務理事がいつ言ったから答えた。私はみんなの前でとんでもない話だと。私にはそんな権限がないんだとはっきりそれは言いました。何かそのときは課長さんは、私のそばへも来ないで端の方で聞いていましたけど。本当に私は何か利用されているんだというふうに、そのときも感じました。

竹内委員 それで諏訪が県外も含めてということではずれるわけですがけれども、そのもうちょっと具体的経過について、お話しいただけないでしょうか。それから公社に見えたときの田附課長と話をしている知事後援会幹部は、どんな対応をされていたんでしょうか。もうちょっと詳しく、様子も含めてお話しいただければと思うんですけども。

田中証人 ちょっと記憶がないんですけども。何て言うんですか、その話し合いの席、私の部屋で話し合った席ですね。何か普通なら私は難問で、これはというふうに感じると思うんですよ、ああいうことを決められれば、言われれば、それが何か嬉々とした感じでお返事されていたということは、私は感じましたね。

竹内委員 あと具体的にその後、ですから諏訪がはずれるわけですよ。それについて、公社としては何か、下水道課とやりとりをさらに、これは絶対だめだとか、あるいは何かどんな取り組みをされたんでしょうか。

田中証人 確か下水道課と下水道公社の打ち合わせというのは時々やっていたもので、向こうも役付の方とか関係の方が出て、うちも私も出て、連絡みたいな時々意見交換をしたんですけど。その帰りに西澤専門幹と松野課長補佐が寄って、知事後援会幹部に何とか話をしてもらえないでしょうかと言われて、私も言われても困るんだけどと言って、電話で私はお願いして、それは多分、知事後援会幹部自身もそれはあれだけのものを県内業者だけでやるというのはやっぱり不安があるとは考えていたんじゃないかと思います。あのときの様子、まさか諏訪までいいですよと課長が言うとは思っていなかったんじゃないかと思うんですよ。だから知事後援会幹部も、私がぜひ、その点で電話したときをお願いしますと言ったら、しょうがないなということで済んだと思います。

竹内委員 そうすると知事後援会幹部に対して、今の話は、下水道課がその方にお許しをいただかなければ方向が変えられなかったと。それで田中専務理事のところに、何とか説得してくれと。それで知事後援会幹部に電話をされて、御理解いただいて方向が決まったという解釈でよろしゅうございますか。

田中証人 そうとは私は限らないと思います。そのあとで、やっぱり現場の方へ下水道課がいろいろ聞いたりしていますもので。そのときは多分無理だろうという御返事をされていると思うんですよ。だから私のところへ来たときには、そんなに難しく考えないで、ただ諏訪もやらせろよというふうに言われたと思うんですけど。あと何か技術的な面とかいろいろ考えた場合に、やっぱり下水道課が諏訪へ聞いたときは無理じゃないかとかいろいろ意見があったようで、それで落ちついたんだし、それからあと業者選定の条件ですね。そういう場合にきつと、人員とかそういうものでもうだめになったのではないかと私は思いますけど。私のところへ来たときはそうで、私が下水道課から頼まれてそれは困ると言ったときには、しぶしぶしょうがないなというようなお返事をされたことはあったかと思います。あとのことはちょっとよくわかりません。

竹内委員 ただ、下水道課から頼まれて何とかしてほしいということで、課長ではないけれども部下の皆さんから頼まれて、そのために知事後援会幹部に電話をして了解を得たと。こ

のことは事実であろうというふうに思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

田中証人 はい、そうです。

竹内委員 それから当然お行き会いを田附証人がされているのは、後援会幹部として紹介されて、それで一連の経過の中で知事後援会幹部と行って公社と話をしているということだと思えますけれども。ですから田附課長自体のその行動というもの、知事後援会幹部との関係も含めて、それはどのように田中専務理事とすれば認識をしておられたでしょうか。

田中証人 ちょっと私も何と言っているかわからないけど、いろいろ親しくやっていたんじゃないかと私は思います。やっぱり、例えばお酒を飲んだことが問題になっておりますけれども、私と小林理事たちは、一つの線を引いてやっていたつもりです。だからそういうお話はなく、課長さんは何かちょっと私は違うんじゃないかなというような、何かそんな変な感じはしました。

竹内委員 違うというのは、要するに下水道課長になる前から何かつながりがあったとか、そんなような認識なんでしょうか。何か雰囲気として。皆さんいろいろうわさとか、うわさでものを言っではいけないですけども、そういう何か認識というものはあると思うんですけども。その何か違った感じというのはどんなことなのか、もうちょっと詳しくお話しただければ大変ありがたいと思えますが。

田中証人 こんなことを言っているのか知らないですが、何かがあるんじゃないかと私は思っております。例えばあとできっとお話が出てくると思うんですけど、取り消しのときだっただけで何かちょっと、私たちから考えれば不思議なことがあるという感じがします。

竹内委員 取り消しというのは、入札中止のときの話ですね。ですからそのときに何かおかしな話というのは、だからもうちょっと端的な例があれば思いを言っていたきたいですけども。

田中証人 何ですか、何か相談しているんじゃないかなと私は受け方をしますね。何かそうじゃないとそんなにこだわる必要もないような感じがするというような、何かそういう感じは、私は受けましたね。

竹内委員 それから松沢証人にお聞きしますが、1月30日ですね、平成16年1月30日に下水道維持管理業務にかかわる入札の方法について、土木部長から公社へ通知ということで出ております。そのときに、いわゆる総括責任者、要するに配置技術者要件について、「総括責任者は下水道処理施設管理技師資格で標準活性汚泥法の運転管理実績を有し、かつ総括責任者または副総括責任者の経験を2年以上有する者を選任する」と。それで公社の方で、候補者選定委員会がございまして、2月4日ですが、その後確認されている中身というのは、その前段は同じなんですけど、「かつ」という以降が変わっているんです。「かつ下水道終末処



理場における現場代理人または現場代理人代務者は標準活性汚泥法の運転管理」となっているんですね。この変化というのはどうしてなったのか、その中身というのは具体的にどうということなのか、教えていただきたいと思います。

松沢証人 同じでございます。総括責任者というのは、要するにその現場を、会社を代表して人事も含めてすべての権限を有するわけです。現場代理人、土木工事の方でいけば現場代理人という人でございます。代理者というのは総括責任者のことでございます。それから代務者というのは副総括責任者のことでございます。同じでございます。

竹内委員 それでその以前との、この部分の違いというのはどこにあるんでしょうか。14年度ですか。

松沢証人 14年のやつは、私ちょっと記憶があれなんですけど、確か公告ではなくて、14年というか15年の入札をおっしゃっているわけですよ。あのときは私の記憶ですと、その千曲川の下流だけを指名競争入札でやったと思います。通常、一般競争入札ではありませんので、指名の場合には、もう指名するということはその会社がその維持管理ができるということと県の方で情報を持っているというか、そういうことでございますので、そういう、確かあのときは県外の大手の15社をたぶん指名しているというふうに記憶していますけれども。ですからそういう、当然そういう総括だとか副総括だとかは、そういう人がついてくるということだと思います。

竹内委員 それで要は16年度は、地域要件について、県内業者のみの参加に限定した上でどんな小さな処理場、要するに先ほど言いました下水道終末処理場におけるという形があって、大分緩和されたということだと思うんですが。それで総括責任者または副総括責任者を2年以上経験した者であれば、標準活性汚泥法の運転経験がほとんどなくても、仮に1カ月でも勤務実績さえあれば総括責任者になれるという規定ということで解釈してよろしいんでしょうか。

松沢証人 この16年度のときというか、15年度のときというか、これはそういうことではございません。標準活性汚泥法の運転管理実績を有し、かつ総括もしくは副総括の経験を2年以上やらないと総括責任者として認めないよと言っているわけですから、そういうような人でないと困るわけですよ。流域下水道みたいな結構難しい運転をとるところは、ですから当然その運転管理経験があって、なおかついわゆる代務者もしくは総括責任者の運転管理経験が2年以上あることというのが条件でございます。

竹内委員 それで17年度は、結構さらにそのときよりも厳しくしていると思うんですが、その理由、なぜそうなったのか。それと17年度のときには、16年度の方法について、これは正式に、要するに匿名のメールではなくて、正式に入札における意見として、公告にお

ける意見として、そういうものが2件ほど寄せられていますよね。それは県が決めたことだからということに回答はなっていますが。それは透明で公平な入札制度を行うんだということで規定して、返答も出しているわけですよね。ですからその違いを、16年度と17年度の違いはどこどこがどうした理由で変えたのかと。それで県外に戻していますよね。その理由をはっきりさせていただきたいんですけれども。

松沢証人 16年の反省を踏まえております。16年度は、諏訪湖は溶融炉とか、高度処理とかがありますので、通常に標準法の運転よりもものすごく難しい運転ですから、これはいわゆる溶融炉の運転管理経験がなければとても安心して任せられないということがあって。17年度はどういうふうに行ったかという、溶融炉を分離してみようと。溶融炉はうんと難しい運転ですから、分離して、それで分ければ諏訪湖も標準法の運転になりますから、ただ高度処理は入っておりますけれども。そういうことで分離して発注してみようと。そうすれば、諏訪湖の場合も溶融炉がはずれるもので、競争性が増して値段が下がるんじゃないかということを考えてやったんですけど、17年度、結果的には両方運転、溶融炉と、それから水処理、汚泥処理の方を足すと前の年の落札額よりも1,600数十万円高くなってしまったんですね。結局だから我々が思ったほど競争性が働かなかったということだと思います。

したがって、それは、本当はもっと前に、我々が17年度にそういうことをトライするというよりもっと前に検討しておかなければいけない話だったんだとは思っていますけれども、その溶融炉をどうして運転するというのは、一番始まったときに、もう溶融炉も一緒にした方が当然現場代理人も1人で済みますし、去年、17年度は、今年度ですけど、分けたことによって現場代理人が1人ずつ置かなければいけないもので、その人はものすごい技術を持っていますからお給料が高くなってしまうもので、どうしてもそういう共通経費が分かれてしまうというか、そういうことで、競争性が働いて、我々はそれがカバーできるんじゃないかというような期待をしてやったんですけど、結果的にはそうではなかったということでもありますので、今年度の反省材料でございます。

それで16年度は、そういうことで諏訪湖は溶融炉と標準法を一緒にして県外・県内のJVということを出してあります。それで16年度は県内単独で出したんですけども、御存知のように3つの処理場に対して4つしかエントリーがなかったんですよね。そのうち1社は県外から急遽本社を長野に移したという業者さんでありまして。結局、県内業者だけで見れば3つのところに3つしかエントリーがないというようなことで、やはりまずいじゃないかということだったと思います。

ですから、そこではっきりしたことは、流域下水道を県内業者に限って入札の公告を行ったんですけども、結果として見れば手を挙げる人が少なく、競争性が働かないということ

になれば、やっぱり県外の大手を入れて、JVを認めた方が手が挙がるのではないかと  
ことで、17年度はそのように変えております。主な、大きな変更点はそういうところだと思  
います。

竹内委員 それで17年度と16年度を比較しますと、競争性という意味では変わらないです  
よね。中止したときと。それはどういう認識を持っておられますか。

松沢証人 それは生活環境委員会でもお答えしたと思うんですけども、我々は一抜けとい  
う方式を17年度にとりました。結局受注機会の確保ということと、それから県内業者の育成  
ということを考えて、大手とのJVを認めましたので県内業者がたくさんその流域下水道に  
参加してもらいたいという考えがありました。それは当然、知事のそういう政策でもござい  
ますし、それから議会でも議決をされている、あるいは業者さんからもそのような要望があ  
ったということもあまして。私もできれば流域みたいなところも県内業者がやれるものな  
らやってもらいたいなという思いもあまして、そのような一抜けというようなものを、う  
ちの生活排水対策室の中で検討をしていくときに、では今年は一抜け方式をとってみよう  
ということで決めたわけです。

結果として、特に小さい方の2つですね、大きい方の2つは4者とか3者とかエントリー  
があってあれなんですけど、小さい方の2つは、エントリーは3つあったんですけど、上で  
2つ落としてしまっていますので、結果として1者しか残らなかったというような形になっ  
たということだと思います。今年度はやっぱりその辺は反省材料として、新たな方法を模索  
していかなければいけないというふうに考えております。

竹内委員 それで松沢証人には、16年度、17年度を通して、何か知事後援会幹部から具体的  
な働き掛けというものはあったんでしょうか。

松沢証人 私には働き掛け等はございませんでした。

竹内委員 田中証人に伺いますけれども、17年度にかかわる入札制度に関しては、知事後援  
会幹部から何か働き掛けはあったんでしょうか。

田中証人 一切ございません。

竹内委員 それで入札が16年度中止になるわけですけども、そのときに先ほど来、これま  
での証人の皆さんの意見が食い違っている部分もございしますが、2月24日に具体的に指示が  
出された。これは経営戦略局から下水道課へ出されたということで動きになりまして、小  
市部長も含めて、それで田中専務理事も呼ばれて、それでそのことを、検討過程も含めて告  
げられて、そして中止になっていくとこういう経過ですけども。具体的に、そのときに中  
止ということをお聞きになって、公社としてはどんな対応をされたのか。いわゆる下水道課  
に、土木部にどんなことを、田附課長も含めて、対応をされたのか、お話をいただきたいと

思います。

田中証人 私ははっきり申し上げまして、中止にするとか、しないとかの相談は一切受けておりませんで、中止になるとか、なる方向で検討するよにということ突然私は言われて、これはえらいことをするなと思いました。絶対に問題になると私は思いました。それは、きのうだかの証言の中で、あの証言の中の文書を私も見たことがない文書だったもので、どこからそういうものが出てきたかということがはっきりしないような状況で。当然、下水道課の方でそういう指示があって、あんなことをしていいのかなと思うだけで。それで職員として、我々にあんなに苦勞をさせて、公告までさせておいて、中止させるとは何だとそういう考え、その時点ではそういう考えでした。

竹内委員 それで中止の理由の中には、匿名でメールがあったということになっているんです。それは経営戦略局の方に匿名でメールが寄せられて、そのことによって、5日間では技術者が集まらないということの匿名のメールがあって中止することを下水道課に指示したとこうなっているわけですね。その具体的な中止の理由というものは、公社の方には当時具体的な説明があったんでしょうか。これは両証人にお伺いをいたします。

田中証人 具体的には日数が何とかかんとかというようなお話でしたね。職員を集めるのは1週間ばかりではできないんじゃないかというような、そういう理由で。それで最初、私も何かおかしいな、部長の判断だということから、部長の判断とはどういうことだろうなというふうに私は感じていましたけど。きのうだかのあれで、そういう文書だか指示が来てやったとは、私は初めて知りました。

松沢証人 私、当時そのときは、公社で入札事務の担当をやっておりました。日付を申し上げますと、2月25日が申請書の受理の最終日でございます。そのときには、諏訪湖に2者、それから3流域には4者の申請がありました。それで3月1日に公社の委員会というのを開いて、参加資格の確認というのをやるわけです。その参加資格の確認の中で、諏訪湖の1者は、標準法、この方も標準法の運転経験が必要ですよという公告だったんですけど、1者そういう要件を満たしていなかったもので、参加資格がないということで公社の委員会で決定をしていただいて、その決定はすぐ電話で知らせて、あと文書で知らせたように記憶しております。

それで多分ですけど、3月1日か2日なんじゃないかと思うんですけども。ちょっと記憶がその辺ははっきりしないんですけども。3月の初めくらいに、何かどうもやめだというような話が伝わってきて、それで入札事務の担当としては、公告をして手を挙げた人がいるわけですから、基本的には入札は成立、たとえ1者であっても手が挙がっているわけですから成立するんじゃないかなということを使った記憶はあります。ただ公社はあくまでも受け

身の立場ですので、県と公社の関係で言えば、県がお施主さんですから、施主の言うことは聞かなければいけないということだと思います。

○竹内委員 ただ、ルールからすると、公告されて、しかもその前には審査が認められているんですね。例えばそれが急に県外から県内へ本社を移したとか、そんな話もあるんですけども、それも含めて認められていますね。その辺の解釈というのは、ですから審査委員会にかけてやっておられて、皆さんどういう認識でおられたんでしょうか。

○松沢証人 県外から県内に来たやつについては、公告分にその県内で何年維持管理経験がなければいけないよとかというふうには書いていないんですよ。県内に本社があることということですから。それであと標準法の運転管理経験があることというのが条件ですから、ですからそれは長野県内で標準法の運転管理経験があることということではなくて、どこでもいいというふうにとれてしまうもので。それは、当時の下水道課の文書というか指示書というか、そのとおりに公告文をつくって公告していますので。ですから公告しているわけですから、公告文のとおり読めば落とす理由はないということになります。

○竹内委員 それともう1点、一番中止の理由にされている技術者が5日間では集まらないということについてはどんな見解を持っておられますか。

○松沢証人 申請書の受け付けのときに、受け付け時にヒアリングをやっております。そのヒアリングのときに、当然、会社の運転経験はもう文書で出してもらうように公告文の中に入っているはずですが。私の記憶では多分そういうふうになっていたと思います。それから、総括責任者と副総括責任者も、文書というか書類を出してもらうようになっていたはずですが。どういうところでどういう運転方法を何年やってとか、代務者をこの年からこの年までやっていたとかというのを全部提出してもらうようになっていました。

それともう一つは、公告の中には、技術者の数というのは、これは処理場の大きさによって数が違うんですけど。主任以上の人を何人、それから水質の技術者は、これは主任の人ではなくて技能員以上の人でいいんですけど、何人置いてくださいよと、この処理場は、そういうことを公告していますので、それは当然満足してもらわなければいけないんですけども。ヒアリングのときに出す書類については、様式自由ということに確か公告ではなっていたはずですが。それでうちの方で、一応公社の方で、私、当時公社にいましたから、様式は示してくれと言われて、様式は示したという記憶があります。様式は示して、その中には当然会社の運転管理経験と、それから総括と代務者の運転管理経験は当然チェックできますよね。だからそれはうちの方でチェックできるんですけども、それ以外の技術者というのはチェックできないんですよ。会社の方で、この人が主任でこういう人が何人、こういう予定にしますというふうに挙げてくれば、それは、いるとかいないとか、こういう人を何人置いて

くださいと言って、その人を、配置予定技術者の表というのを出してもらうようになっていたはずですので、そこまではチェックできないんですよ。会社の管理運転経験とそれから代務者は、当然下水道の、今はちょっとなくなりましたけれども、第三種という維持管理の運転登録が必要ですから、そういうものは国土交通省も登録番号がありますので、そういう人は、登録番号とそれから合格証というか一緒につけて出してもらいますから、それはわかるんですけども。配置予定技術者の表というのはいずれも予定表ですから、書類を出してもらった段階ではチェックがきかないんですよ。

ですからあの16年は、確か3月25日だか26日が入札の予定日で、4月1日が業務開始ですから、それで5日間ということなんですよ。当然議会で議決のあとに開札、入札行為を起こさなければいけないということで、そのようにしたと思います。ですから、その予定技術者というのを、会社の方で一応そのヒアリングを行うときは、そういう配置予定技術者の表というのが出てくるのだけれども、その表がチェックきくのは、会社の運転管理経験と総括とそれから副総括、これはチェックききますので、それ以外の技術者の数というのはいずれも予定ですから、それは虚偽の記載というか、あとで落札して4月1日にときに、当然配置のメンバー表というのを出してもらいますので、そこと違うではないかという話になるとおかしいのではないかという話になり得る話ですけども。それはその入札行為を起こして落札して契約してと。契約してしまうと、今度、契約の解除なんてなかなかできるものではありませんので、それはよほど何かミスすれば別ですけども。ですからそのチェックがきくのは、会社としての運転管理経験と総括と副総括のもの、それ以外の技術者の数というのはいずれも一応うちの方はこういう人を、こういう技術を持っている人を何人この処理場に張りつけますよという名前まで出してもらうわけでありませぬので、表で出してもらいますから、それは信じるしかないということだと思います。

○竹内委員　ですから議会の議決も要するという流れの中では、そうはいっても仕組みとすればいたし方ない仕組みであると、こういう解釈でよろしゅうございますね。

それで、田中証人に伺いますけれども、中止されてその後、3月3日、日本ヘルス工業へ田附課長、矢島係長と一緒にいって、中止の説明を同席されている記録がございます。これは、入札中止についての説明ということで、日本ヘルス工業と協議で、いろいろな議事録があつて、かなり猛烈な抗議も受けているわけですけども。そのときのことを覚えていらっしゃいますでしょうか。

○田中証人　ヘルス工業へは、私ちょっと記憶があれなんですけれども、確かに2日だかに中止と決定して、私たちが会社としては2日までに、あなたの会社は入札に参加できますよという返事をしなければいけないことになっていたわけです。だから、それがいろいろあつて

遅れていて、それで3日だかに課長さんが、だから申請があって中止になった会社へ連絡しなければいけないということで行こうということになったんです。そうしたら、うちの職員やうちの理事は、そんなの専務理事について行く必要ないじゃないですか、下水道課で決めたものは下水道課長が自分で始末すればいいじゃないかというような、私もうんと言われたんですけれどもね。ただ部長から、課長一人では心配だし、ついて行ってやってくれないかというようなふうに言われて。だから私はそれだし、私の立場としてみれば、私たちが公告して、それに対して申請していただいているんですから、お返事をいただいているんですから、それをやっぱりおわびしないといけないという私は気持ちがありましたもので。課長さんと一緒に行って、課長さんがまず第一にその中止になった会社へ行って、こういうことで県の方針でこういうふうになりまして、こうなりましてと説明されました、確かにね。それで私たちも、皆さんにいろいろ申請していただいたんですけど、県の方針がこうなってしまったもので非常に申しわけないと、私は該当した会社へはおわびをしました。

それからそのヘルス工業というのは、多分そのあれではないですかね、あとのことを頼みにという意味で課長さんが行かれたのではないですか。だから私もきつとついて行って、矢島さんが行ったことも記憶がないんですけども。そういうことは確かに、だから上田にある荏原さんとかも、ただ一緒に行って、それも何か課長さんが言うには、何カ月だかでもやってももらえないかというようなお話で行ったわけです。

だから県内で申請された会社で中止になったところは、私も、それは私の方もおわびしました。大分そのおわびに当たってはいろいろ言われましたけれども、そのときはしょうがないから謝って、それで終わっています。

○竹内委員 下水道課へ出ています復命書には、3月3日に日本ヘルス工業、ヘルス工業は13時から、同じく3月3日、知事後援会幹部の関係する法人は14時30分からということで、その中に田中理事長が出席者の中に名前が入っております。

私が聞きたいのは、そのときの業者がどんなクレームをつけたのかということなんです。ですから、業者から見たときに、公社として受け取る場合、どこが一番問題だったのかという、この中止にかかわる問題として。どう受けとめておられるかと、そのことをお聞きしたいわけです。どうぞお願いします。

○田中証人 例えばヘルス工業とか、それから荏原さんですね、県外の大手ですね。今までやっていた人たちには、課長が説明したときに、あなた何を言っているのだと、自分たちで好きにそういうことをしておきながら、困ってからまた言うてくるというのはどういうことだと、大分おしかりを受けていました。私、6カ月とか3カ月ということについては、それは県がやったことで、私は非常に無理なことを言うなとは思っていたんですけども。それは県の

方針で御説明されたもので、私はそれよりもそのおわびに行った、中止によって御迷惑をかけた会社の方が私たちは申しわけないと思っていましたもので。

例えば、今の知事後援会幹部の関係する法人へ行っても、従業員の方がいて、そうですかと言われて。あのとき、何か志賀プラントさんと組んでいて、それではJVを組まれている志賀プラントさんの方へもお願いしますと。それから、あとはお断りに、何か松本の方の、あずさだか何とかというところへ行きましたけれども。そこもどういふのだとか、えらいいろいろ言われることなく、やむを得ないというような言い方でした。あとは、それからそのクリーンアセスという会社、これは申し出ていたわけですね、やりたいと。それで、たまたま課長さんと回って、それでクリーンアセスへ電話を私がしなくてはいけないと思ってクリーンアセスへしたら、何か中国へ行っておられて、そうしたらいくらでも連絡をとりますよというようなお話を聞いて、向こうから電話がかかってきて、実はこうなってしまったんだと言ったら、ではまた帰ってから相談してというだけで終わって、特にあれはなかったんです。

私は、一番印象に残っているのは、県外大手のあれですね、県内に変えておいて、また県内がだめだから県外にお願いしたいということを課長が言ったことに対しては、大分文句を言われました。

○竹内委員 それで日本ヘルスのときの、この復命書のメモによりますと、要するにだれかの声で中止にすることは大変な問題となるというような意見が出ているんですね。これはしかも、その前にメールに対する県の下水道課、このところもメールに対して何回か意見を述べているんですけれども。それは、私ども資料を請求してもまだ出てきておりませんが。それで、やっていて、それは正式に、要するにあとほかには公社の方へも正式に意見を述べていると、公告以降。しかしこのメールでとめられたということは、要するにルール違反だと。したがってしかるべき措置をとりたいとか、かなり強い口調で言われています。それでその中にですから、だれかの声でとまるとかというようなこともあれしてしまして。そういうやりとりはあって、そういうことについてはどのように受けとめておられますか、記憶はございますか。

○田中証人 はっきり覚えていないんですけれども、確かメールもいただいた、私もちょっと記憶がないんですけれども。いずれにしろ私はすべて下水道課へ相談しろよと。だからここにいる松沢室長にも必ずそれはお願いしました。必ず文書でもらっておいてくれと。あとで問題になったときに困るからということで。多分メールで私たちが、私ちょっと記憶がないんですけれども、メールをもらったとしても、必ず下水道課へ見てもらって、返事をしていきたいと思います。その辺細かいこと、私はみんな任せてしまったものでわからないんですけれ



ども。

○竹内委員 それでは最後になりますけれども、今回、入札の中止とか、そういう経緯、あるいはそれ以前に働き掛けによる、知事後援会幹部の働き掛けによるさまざまなことでいろいろな大きな問題になっているわけですが、先ほど来のお話を聞いていまして、公社と土木部との間の関係、あるいは知事後援会幹部の介在、あるいは下水道課長の対応、そうしたことを総合して考えるに、極めて、なぜこういう問題が起こったかということを考えざるを得ないんですけれども、田中証人は、その点については、公社との関係を含めて、率直に今回の問題がどうしてこういうことになっているのか、あるいは入札の中止についてはどうしてそういう事態が生まれたのか、そのことについてどのように考えておられるか、最後にお聞きをしたいと思います。

また、松沢証人には、16年度の入札中止に至る経緯も含めて、県内業者ということでもかなり、先ほどの田中証人の話では、知事後援会幹部から働き掛けがあり、それで4流域ともいいよとこんな話までされたという経緯も含めて、かなり無理が私にはあったのではないかと、いうふうに思うんですけれども、入札のその中止の経緯も含めて、率直にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○田中証人 下水道課長さんもきっと課長さんになられて、しっかりやっついこうと思ってやられたんだと思うんですけれども、もっと私たち、話し合っただけで済んだという感じがすごくしております。最後まで、異動されるまで公社の技術のことについて、私はいろいろ言われました。もう本当に、私たちの職員も課長さんを信じなかったし、私から見ても、下水道課の職員はだれ一人として課長を信じていなかったのではないかと。だからこういう問題が起きてしまったのではないかと、私はそう思って。もっと課長がみんなを大事にして、それで相談さえしていれば、こんな問題が起きなかったのではないかと。だから、公社の方でも私が言っているのは、職員同士はうまく仲良くやろうというのを私はモットーでやっていますけれども、一番いけなかったのは、やっぱり中がばらばらになってしまって、上司は部下をばかにする、部下は上司をばかにする、そういう中でこれが、私は起きたんだろうと思います。

○松沢証人 この中止になる経過については、私、中身はちょっと、当時は公社におりましたので承知はしておりません。ただ、中止だというふうに文書をいただいております。入札取りやめの通知ということで、必ず文書をとっておけという指示があったものですから、すべて、必ず電話のときでもファックスを入れてもらって、経過が残るような形にしてあったはずで。

それで、入札の中止というよりもやっぱり、私、翻って考えてみると、条件のセッティン

グにやはり無理があったのではないかなというふうに考えられます。ただ、我々とはというか、公社は県がお施主さんですから、県の言うとおりにやったわけなんですけれども。ただ、私が思うには、本当は平成16年度とか、15年度とかではなくて、平成8年とか9年に、上流と犀川安曇野がスタートをして、そのときJVで県内業者が入っているんですよ。そのころから、もっと計画的に県内業者の育成というのをおそらく県で考えるべきだったのかなという、それは今になって結果論の話ですからあれですけども、もっと早目に県内業者の育成に手を付けていれば、こんなようなことにはならなかったのかもしれないです。

ですから、その辺はただ、私も維持管理を長くやってきましたけれども、担当からすればやっぱり安心していられるところに任せたいわけですよ。そうすると、業者は変えたくないとか、今までやっていた人の方が安心していられるとかということで、どうしても踏ん切りがつかないということなんだと思うんです。ただ、県内業者の育成ということだっですごく大切なことですから、それはある程度リスクを背負うという言い方はちょっとあれなのかもしれないんですけど、やっぱり計画的にそういう育成ということを考えてやっていけばよかったのかなと、これは今になって考えることです。

○服部委員 どうも御苦労様です。少し尋問させていただきたいと思っております。最初に、もう御存知だけど、15年4月23日ですか、田附課長がお見えになったとき、田附課長は歓迎会を開いてもらったと言っているんですよ。それでホテル信濃路での会合ですけども。これはあれですか、公社から誘われたと言っていますけれども、田中理事長がお誘いしたというような格好になるわけですか、知事後援会幹部とももちろん一緒ですけども。

○田中証人 歓迎会ですから、うちでやると。

○服部委員 ですからもちろんホテル信濃路も、もちろん田中理事長が申し込み、また支払いも全部公社でやっていただいたとこういうことになるわけですか。

○田中証人 はい、そうです。

○服部委員 わかりました。それでは続いて聞かせていただきますが。一連のずっと、今の竹内委員の質問の中で、15年度から県内業者をとというようなことで、矢澤課長と、元の下水道課長と田中専務理事も随分苦労されましたよね。市町村を回ったり、そして結局随意契約になったと、こういうことでまた16年度ということですね。それで15年8月までに、県内業者を入れて、入札のように持っていくというようなことで、大分苦労されたわけですか。それで結局入札になったわけですか、入札というふうに決めたんですよ。その経過について、さっきお話がありましたけれども、知事後援会幹部と田附課長が下水道公社へ9月の県議会が終わるころお見えになって、先ほど田中証人のお話だと、もう一度確認しますけれども、田附課長は、諏訪の流域も含めて県内でいいよと、やるようにしますと、こういうようなお話を

知事後援会幹部と交わしておったとこういってお話をされました。これはもう一度確認ですが、それは事実でよろしいですね。

○田中証人 よろしいです。

○服部委員 わかりました。それからもう一つ、先ほどの地域要件ですが、つまりは開業までの間、入札から開業までですね。その間で5日間ですが、今回は3月26日から。その間に技術屋をそろえればいitこういふうに緩めたわけですね。入札条件を緩めた。こういうことについてはあれですね、先ほども尋問があったかもしれませんが、公社として、実際に今度は面倒を見るのは公社なんですから、どういふうに感じたか。それをそういう要件まできちんと決めたということは、やはり知事後援会幹部も田附課長ともある程度話をしているわけですから、それらはどういふうな経過で、そういう地域要件の緩和を決めたかということについてはどう思いましたでしょうか。

○松沢証人 地域要件を緩和したというよりも、今のお話は、いわゆる技術者の数でございますね。それで、これは下水道課と公社でもさんざん議論をして、なかなか結論が出なかったあれなんですけれども、いずれにしても、公社の方も、それから県の流域の担当の係長さんも、とにかく総括責任者と副総括責任者はきちんとした技術を持った人を置いてもらわないと困ると。それから電気・機械、水質はもう当然分析をする人なもので、これはもう必ずデータで処理場は動きますから、これはちゃんとしたデータを出さなければ困るものですから、これはどこのところでも多分置くと思うんですね。問題は、電気と機械の技術屋さんですが、それを主任以上の人を、処理場によってここは11人置いてくださいとか、8人以上置いてくださいとかということをやったんですけれども、それは会社の方のあれに任せただけです。

一般的に我々が考えていたのは、そういう維持管理経験を、例えば機械屋さんとして10年ぐらいやった人は、主任さんぐらいの力があるんだろうなというふうには考えておりましたけれども。ただ、下水道の維持管理で、例えば10年の機械の経験がある人というふうに指定するわけにもいかないんですね。そうすると、要するに会社のそういう、人を使うことまで口を出すことになるもので、それだとやりすぎだなというふうに言われる可能性もあるもので。ですから、ただ公社の方でお願いしたのは、少なくとも積算基準というのがあるんです。それで、総括責任者は普通の技術者さんの1.何倍のお給料を払ってこういう人が何人とか、副総括は何人とか、主任の人は何人置きなさいと、こういう規模の処理場だったら。そういうので積算の基準があるもので、少なくともそういう積算の基準に合った、そういう技術者を置いてもらわないと、安心して任せることはできないのではないですかということをお願いしたということでございます。

○服部委員 つまり業務開始までの間に、契約をして、その間に技術屋さんをそろえるということは、非常に現場サイドから見れば困難なことですよ。それで大体大丈夫かという非常に疑問を持っているわけですよ。それにもかかわらず、そういう要件を入れて入札公告をし、結局県内業者を入れた入札に持っていったわけですよ。諏訪は別としても、持っていったわけですよ。ある程度強引な面もあるわけですね。ですからそういうふうにまでして、あまりにもそのきつい条件まで入れて、県内業者にあえて持っていったと、入札を。そういうことについて、私どもも疑問に思っているんですけども。

それについて、先ほどから4月23日の件で、知事後援会幹部と、田附課長の歓迎会を一緒に計画をしたと。そして田附課長と知事後援会幹部との関係も大分なって、先ほど入札についても、県内業者を入れてやるよというような話も知事後援会幹部と田附課長は交わしたと、田中証人の前で、そういう段取りになっていく。ですからその技術者の緩和要件も、そういうふうに強引に決めているということですから、これは知事後援会幹部も下水道に詳しいわけですから、最初の県内業者参入からずっとこうかかわっておりますので、私どもはかかわっているのではないかというふうに思っていますけれども、それについて、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○田中証人 その4月23日の会食から続いているのではないかという御質問だと思うんですけども。私はそういう意識は全然なかったし、それはこの前、総務委員会でもおわびしたように、やったことについては申しわけないと、皆さんにおわびしたわけですけども。そのころ非常に、私たち、私と理事はもう県の職員ではなかったし、やるかと言って、その中で私と理事で相談したことは、では課長さんの歓迎会をやるかなんて言って、それで何となく知事後援会幹部も入れてくれと言ったのか、こっちで入ってくれと言ったのかよく覚えがないんですけども。いい機会で、私は、今、マニュアルをつくれ、つくれと非常にこだわっていることについて、その知事後援会幹部にもそういう意見を聞いたり、また私たちから見れば、課長にも言ってもらった方がいいんじゃないかぐらいに思いました。だから、あのときの文書が、何か特別会議をやっているように書いていますけれども、私はマニュアルのことを大いにそこで話したはずですよ。知事後援会幹部は、そんなものはつくれば1カ所2,000万円もかかるんだと、そんなことができっこない、現実にというふうに、後援会の方から見れば、課長さんが専門家だというけれども、本当に専門家ではないというような感じを受けていたのではないかと思います。

だから我々から見れば、本当に課長さんに対するあれもあったし、会食をやったというのは、こんなお話で申しわけないんですけども、この前の結論ですね。15年度ですか、に最後に知事に言われた、技術的なことは知事後援会幹部に相談すればいいのではないかとそうい

うようなことも言われたもので、それで、私は4月、またお話になられるかもしれないんですけども、16日に知事後援会幹部とちょっと会っているわけですけども、それはもう皆さん、御承知のことと思いますけれども。そのときに私がおはつきり申し上げたことは、我々が下水道のあれを決めるのではないんだと。県なり市町村が決めて、その事務を私たちが頼まれてやっているの、私に言われてもだめですよということはもう常にそういう考えがあって、そのときにはおはつきり申し上げていたもので。だから知事後援会幹部はずっと私たちにはそういうことを言わなかったんです。

そういう中で、たまたま10月幾日だかに連れてきたということは、非常に私は憤慨していました。それで部長さんは多分、相談しろというのは、多分その技術的な面で支援ができるかどうかというのはということで、そのやらせろとか、それを私に相談しろなんて絶対に言うわけはないと思うんですよ。それを私に相談しに来たわけじゃないんですよ、私の部屋を貸してくれと言ったんですからね、その辺は間違えないようお願いしたい。だから私たちは、絶対その23日のことがずっと尾を引いているとは、私は考えていません。しかし、やってしまったことについては、非常に申しわけないと思っています。

○服部委員 4月23日の件は、田中理事長が先頭を切って、そういう知事後援会幹部ですよ、県の下請なりとも仕事をやっているわけですから、そういう業者さんと、県の下水道課長の歓迎会として開いたことには、謝罪していますからいいですけども、それはいいことではございませんよね、それはもちろん。それでずっと来て、公社へも田附課長が知事後援会幹部を連れて専務理事に相談に行ったというような、理事長に相談に行くということになることですから、なおさらこうずっと一連のつながっているような感じがするわけですよ。それで先ほどは、田附さんが知事後援会幹部に、県内業者でこれから入札もやりますよと、入れますよとこういう話をしたということで、それはそれでいいです。

それから、今度はいよいよ入札もだめになると。そういうさっきの技術者の緩和要件もうまくいかない、こういうことはいよいよ2月24日、25日に入札をやめて随意契約に入る。このときも、先ほど竹内委員の尋問の中に、ちょっとにおわされておりましたけれども、その随意契約に、入札をやめて随意契約に入るのも、どうも田附下水道課長は知事後援会幹部と何か相談してやっているのではないかとこういうふうに思われたとこういうようなお話がありました。それは事実のように証言できますか。

○田中証人 例えば今回問題になっている、その県内へ新しく来た業者さんですね、新しく、そういうのが大分問題になっているわけです。そのことに関してもずっと前というか、16年度の業者の選定条件をつくるときに、こういう条件の人ですからと決めますよね。そのときに、多分あれ田附、その当時課長さんからですけども、いや2年という県内実績をつくる

と下水道課で言っていますからいいですかという、私に相談があったんですよね。私は、いやそれはよくわからないけど、土木部としてそういうことが通用するのなら、やっぱり我々は経験があった方がいいんだから、それが通常で通ることなら私はそれでいいよと言って。田附さんはだれからあったか知らないけど、私に相談がありまして、それは、私ははっきり覚えています。だけどそのあと、彼がそのことに大分こだわっているんですよね。その辺が見ると何かあるんじゃないかなと、私は思って。普通のことなら何もそんなにこだわる必要がないのではないかなと思うんですけども。その日数が短いというのはだれが見ても日数が短いんですから、それは自分で手を挙げる以上は、それだけ自信があるから手を挙げたんだと思います。

○服部委員　つまり知事後援会幹部の關係の会社が手を挙げて入札に参加するところいうふうになっていますね。しかし技術屋さんがそろわなければ、いよいよ入札に向かってもできないわけですね。それで結局随意契約だということになってまいります。それで、結果論から申しますけれども、今度は16年度の随意契約ですよ、随意契約で決まりました。業者が決まりましたね。決まって、16年度のこの下請の金額があまりにも知事後援会幹部の關係する法人が大きいんですよ。この千曲川下流のことだけを見ましても、1,900万円ほどふえているんですね、15年度と比べて。15年度は1,900万円程度の下請の金額ですが、3,900万円近い金で下請に入っています。それでこれやりくりは、日本クリーンアセスは、これはもう全然やらないようになっておりますし、半分が、そんなふうになってまいりまして、それから志賀プラントサービスはもうやめまして、その減った分の金が全部知事後援会幹部の關係する法人へ合流しているわけですよ。もうすごい金額になっているわけですよ。そしてしかも、この千曲川下流の総委託料についても、もちろん1,500万円、約1,600万円ほどふえているわけですよ。総委託料がふえている。下請もふえれば委託料もふえなければやっていかれるわけではないですよ。こうなっているわけですね。こういう仕組みがあるんですね。下請がこのように、15年度に比べて16年度多い、ものすごく多くなってきている。これについてはどういう認識をしていたんですかね、松沢証人あるいは田中証人、両方お答えをいただきたいと思っております。

○松沢証人　ちょっと私、積算は自分でやっておりませんで、現地の管理事務所の方でやっておりますのであれなんですけれども。おそらく金がふえたというのは、何かの設備がふえたのではないかなというふうに思います。大体急にこういうふうに、だんだん水は少しずつ伸びていきますので、水の伸びに伴って若干その仕事の量はふえますから、それは若干伸びるのはしょうがないと思うんですけども。おそらく前の年に比べてかなりふえているということであれば、何かの設備が多分この年ふえたのではないかなというふうに、想像できます

けれども。ただその辺、確認してみないとわかりません。15年度に比べて16年度、新たな稼働する設備があったのかどうかということですね。その辺もちょっとわかりません。

○服部委員 技術屋さんの数を見ましても、そんなに変わらないんですよ、15年度と16年度。発注の内容は変わらない、これ。電気・機械が11人、例えば水質が4人ですよ。そういうことであまり変わらないですね。変わらないし、それで結局は受けた金額が多ければ、多いということは予定価格も多くなければ、その間に入らなければだめですものね。予定価格もものすごくふえているんですよ。予定価格が約900万円ほどふえているんです、予定価格が。つまり、私このいただいた表だけで見れば、受注した金額2億1,000万円ですね、16年度、2億1,000万円です。それで、そうしますと、2億1,000万円より多くなければまずいわけですが、これが、受けた金額が、予定価格が2億9,000万円になっております。

それで、私、もう一つ聞きたいのは、この記録用紙をいただきました。16年度の千曲川下流の設計書ですね。これは松沢係長、それから田中専務理事、これ判こが押してありますね。これをめくると、1ページめくる、表紙をめくりますと、ここにすぐ直接業務費しか出ていないんですよ。委託料総計が出ていない、このページだけが。直接業務費しか出ていないんですよ。間接業務費を足して委託料になるんですけども、それが出ていない。これは全く不思議なんですよ、ないんです。ないのにどうして判こを、皆さん押してわかったのかどうか。予定価格が全然わからない、これでは、出ていない。

ただ、一番あとの方の積算資料を見れば、積算資料はちょっとございました。全部お話ししますが、積算資料はここに16年度の積算資料がございます。これが全部計算した、ちゃんとワープロを打ったような印刷の表示で書いてあるのが2億1,000万円なんですよ。つまり受けた金額と、元請の金額と予定価格が同じになっている。これはでは、同じではぐあいが悪いのかどうかは知りませんが、全部ボールペンで線を引っ張って、線を引っ張って直してあるんですよ、これ。積算書は直してある。直して、その直した金額が2億1,800万円、2億1,900万円になっているんです。ですから直したので、1,800万円ふえているんですよ。これ積算書だけですよ。それで表はというと、表は全然書いていない、出ていない。これ何ならここにありますから見ていただけたらわかります。私はこの資料に基づいて見ているんですね。

ですからこの実態はどう説明してくれるのか、これみんな棒を引っ張って直してあるんですよ。直してあって、正式な書類に全然載っていない、予定価格が載っていない。直接工事費しかないんです。間接工事費がないんです。ですから、つまりもっとまたさかのぼって言えば、千曲川下流についての16年度は、下請の金額が高い、非常に高い。ですから元請も高くなっている。元請が高くなっているのにあわせて、予定価格もまるで急に直したように、

急に直して整理もできないぐらいにして、この積算内訳だけをボールペンか何かで印刷したものを直して、900万円ほどふやしているんですね。ふやしてあります、ここに。あって、それをきちんと印刷して書いていない、全然書いていない、ここへ載っていない。

そういうことでこれについて、どういうふうに説明をしてくれるのか。元請がふえて、下請がふえて、それで予定価格をふやしていると。急にふやしたような格好になっております、これ。ですからこれについて説明をお聞きしたい。

○松沢証人 多分その、私、実際の積算は現地の管理事務所で行っています。それでその結果が本社の方に上がってくるようになっていきます。それなので、ちょっと現地の積算した人にその辺を聞いてみないとわかりません。ちゃんとした御説明が今この段階ではできないです。今、私が持っている資料だと、例えば諏訪湖だと、15年度から16年度の予定価格は約900万円上がっておりますよね。それから下流が今お話のやつで、約900万円ほど上がっておりますか。それから上流の処理区が約700万円ほど上がっております。それから犀川安曇野が約800万円ほど上がっておりますかね、15年度から16年度にかけて。ですから若干水の量とかが、だんだん下水の場合はふえてきますので、その水の伸びに伴って手間暇がかかりますから、その分を見てあるのかなという感じはしますけれども。その今のお話はちょっと、現地の積算をした人に聞いてもらわないというよりも、あれしてみないと、公社の方で多分わかると思いますので、当時いた人にその辺のところを、公社の方で調べていただければ中身がわかるのではないかなというふうに思います。

○服部委員 今のお話ですが、15年度と16年度、これ積算内訳が2枚ございます。これを比べましても、技術者の数、あるいはそういうものはそんなに変わっていないわけです。ですからその流量だとかそういうことは、あまり詳しくは私もよくわかりませんが、あまりにもちょっと不思議なんですね。

ですから委員長、この資料を両証人に見せていただきたいと思うんですけれども、これ判こを押しておりますから、お二人で。ちょっと見せてください。

宮澤副委員長 では、見せてください。しばらくお待ちください。

(証人 資料閲覧)

松沢証人よろしいですか、もしそれでも先ほどと同じ答弁しかできないような状況でございましたら、その旨お話しただければ結構でございますので。現場でのということならそれで結構でございますので、そのように。挙手をして答えてください。挙手をして立って答えてください。

○松沢証人 今、見させていただきました。下流の設計は、当時いた電気の係長さんが設計しております。それで、細かなものについてはやはり設計した人に聞かないと、多分わから



ないのではないかなというふうに思います。ただ、ぱっと見た感じでは、そんなにひどく違ったりとか、何か操作してあるというふうには見えないんですけども。それは多分切り捨てたところの、この辺ちょっと、おそらく技能員の、考えられるのは、毎年毎年国土交通省の方で技能員の時間当たりの単価というのを年に2回発表しているんですよ。

(服部委員から「それもチェックしました」という声あり)

それで合っているかどうか、ちょっとその辺・・・

(服部委員から「100円ぐらい違うのもあります」という声あり)

だから多分、その辺ちょっと私、設計を自分でしていないもので、設計した人に多分聞いていただかないとわからないかもしれませんけれども。

○服部委員 いや、ただ、その完備している書類とは言えないですよ、それ。きちんとした公文書というか、役所の書類ですよ。それをあなた方、みんな判こを押しているではないですか。判こを押しているではないですか、積算資料も含めて。手直ししてある積算資料で、800万円もふえていますよ。そしてしかも業務委託料も書いていない。それから間接費も、間接業務費も書いていない。ただ直接業務費だけ書いてある、そのページだけですよ。ほかの処理場は全部きちんと書類ができています、全部見ました、私。それで14年も15年も16年もみんな出ている。ところがそこだけ出ていないです。ですからそれがしかも、いかにも随意契約に切りかえて、慌ててやったような感じがします。皆さん方はそれをチェックして判こを押している、ちゃんと認めて。これで随意契約を結んでいるわけですから、この予定価格で。それについて、責任を持っている立場としてどう思うかとかこう言っているんです。

○田中証人 確かに判こを私が押してありますけれども。一応部下がやったことは、私は信じていきたいと思しますので、調べてみます。私がいくら素人だと言っても、責任がないとは言いませんけれども、責任があるはずですから、私、調べてみます。

○服部委員 それはわかりました、その辺はいいです。それでは17年度の契約についてお伺いしたいと思っております。先ほど諏訪は溶融と2つに分けたと。それまでは全部同じ会社がずっと溶融も含めて仕事をやっていますよね。溶融も含めてやっていただいています。これ17年度は分けた。分けたのはわかりますが、その前にこういう文書があるんですよ。日本クリーンアセスから田中知事に出した文書の中に、今度は分離発注によりこれまでよりも維持管理費が高くなるけれども、溶融結晶施設が不完全であるのでトラブルとかが発生しているため、施設のメーカー、県、施工業者、つまりつくった機械の会社ですよ、月島機械というんですか、月島機械に維持管理をさせる方法で考えているとこういうふうに、地元の下水道公社南信管理事務所長がおっしゃったとこうなっているんですよ。ですから、つまり溶融施設だけはもうトラブルがあったりするから、そのつくったメーカーの管理をしてもら

ようにしますよとこう言っているんですよ。

こう言っておきながら、つまりこの日本クリーンアセスの会社とかそういうところで、何で今まで一緒にやっていたのに分離するんだと、こういう抗議が随分あります。抗議が随分あって、結果は入札にはしておりますけれども、その入札の内容が、あまりにも私は疑問に思うんですよ。分離はしまして入札はします、溶融も入札はしています。していますけれども、その中に荏原とか日本ヘルスとか、ずっと入っていますが、月島機械も入っていますし、月島テクノサービス、つくった機械とその月島テクノサービスはそのメンテの会社ではないですか。全く同業者まで入れて入札をして、50万円の違いだけで、全くずっとやってきた会社にまた同じように請け負わせているわけですよ、全く同じように請け負わせている。そして請け負った金額が相当違うんですね、これ。約2,000万円以上、同じ業者なんだけれども2,000万円以上多くして契約をしていると。そうなっているわけですよ。

ですからこの辺が、最初につくった機械のメーカー、月島機械ですね、そこへ任せたいとこういうふうに言っている。しかしいろいろ前にやっている業者の方から、そんな分離をするのがおかしい、メーカーになんておかしいんじゃないかという、こういう注文が随分あって、結局は入札にしたけれども、また前の会社が請け負って仕事をとって、しかももちろんこれも積算もチェックをしましたけれども、積算も非常にオーバーな積算になっております。2カ所だから、さっき言ったように総括技術者だって2人いるようになりますよね。ですから予定価格そのものも、非常にもう2,000万円以上多い予定価格をつくっております。そういうことですが、これは2つに分けると言いながら、メーカーに管理させると言いながら、最後は入札にしてまた同じ業者になっている。こういう不思議さがございますけれども、これについて説明をしていただきたいと思います。

○松沢証人 これは一般競争入札で行いましたので、そこに4つの業者が手を挙げたということでございます。下水道の溶融炉は全国で20カ所しかございません。それで、溶融炉の運転管理ができる会社というのはおそらく数社に限られてしまうんです。非常に溶融炉というのは、1,500度という考えられないような温度で焼却灰を溶かして、溶かしたものはガラス状になります。それをまた1,050度という温度で約6時間ゆっくり加熱すると、ガラスの中の結晶構造が並びかわって石になるんです。何でこんな手間暇をかけているかという、諏訪の場合には温泉排水が入っていますので、それは諏訪の地域の特性なんですけれども、温泉排水の中にヒ素が含まれておりまして、ヒ素の濃度が高くなってしまいうんです。それで焼却灰のまま処理処分しようとする、溶質試験というのをやると廃棄物処理法のヒ素の基準を超えてしまったりということがあって、当時、県と関連の公共下水道の方で話をして、溶融結晶化というようなものをとらない限りは、そういうヒ素の問題を解決できないということ

で、お金がかかるけどやりましょうと。汚泥は自区内処理というのが原則だったですから、それで、今は溶融結晶化炉というのは、でき上がった石あるいはガラスみたいなものは、ちょうど場内の埋め戻し材に全部利用して、100%再利用されているんですけども。そういう運転でありました。

それで、その溶融炉は稼働率が80%というのが、今の諏訪湖の溶融炉の設計の基準になっています。そうすると、言ってみれば365日のうちの約2カ月お休みしているような状態、それは結局定期点検、1,500度というような温度で溶かしているもので、周りの耐熱材がもたないというか、溶けてしまうんです。ですからある一定の期間がたったら取りかえないといけないということで、非常に手間暇がかかる、しかも運転管理が非常に難しいという施設です。ですから、普通の業者さんだと手が出せないんですよ。

それで、分離発注したら競争性が上がるのではないかとということでやったんですけども、結果的には、先ほど申し上げましたように、今、委員がおっしゃいましたように、現場代理人なり、それから代務者なりを当然張りつけてもらわなければ困るわけですから、そういう設計になっています。したがって、水処理の方のお金も伸びていますので、結果的に見ますと、多分1,600数十万、1,700万円近いぐらい高くなってしまったんだと思うんですけども。結果を見ると、やはり分離発注、去年試行したんですけども、結果は、競争性は若干上がったけれども、その代務者が分離したことによってふえた分を吸収するだけの競争性はなかったというのが去年の結論になるかと思います。今年度は、したがって、そのようなことも含めまして新たな方法を検討しております。

○服部委員 最初は、ですからそういう難しい溶融施設だからつくったメーカーに任せようという考えだったんでしょう。それをまた変えてやっているということで、それは競争性なんて出るわけではないわけですよ。

それで、ただ私が言いたいのは、16年度もこの入札を一抜け方式で考えているんですよ。それで結局できなかつた、結局随意契約になったわけですけども。それで17年度は本当に一抜け方式を実行されたわけです。それでまるきり、最後の4つ目は1者で、入札というよりも随意契約ですよ、そんな格好になったわけですね。ですからあまりにも無理をして、随意契約にまで持っていけるように一抜け方式を強行にやっている。そこへこの諏訪の施設もわざわざ分離をすれば、溶融施設ではない方は、ほかの方と競争できるところということでやったと思うんですけども。あまりにも無理をしているのではないかと、あまりにもなぜこんなにも無理をしたのかということが言えると思うんです。そこを私が聞きたいんです。それを最後に聞きたいと思います。田中理事長。

○田中証人 諏訪の分離の問題も、公社からすればなぜやるのかと、私は下水道課の方へ聞いて

たら、試行なんだということで。そんなようなことで、今、その入札の問題とかいろいろもめたり、知事の考えもあると思うので、私は下水道課にやったんですけども。私は一応下水道課の方へは、何で無理にしなければいけないのかと言ったら、試行だからやりたいんだということで。特に県の方で決めているわけですから、一応はそういう意見は申し上げただけで。こういうふうにやってくれと言われれば、我々も、本当に主体性がなくて申しわけないんですけども、公社というものは、県の方で設置して、県の事務なり、市町村の事務を請け負うように、言われたことをやる組織になっていますので、結局従わざるを得ないと。もし、市町村もそうですけれども、公社がやらないなら今後は頼まないぞと言われるのが一番怖いし、それから今の県の方からでも、まだまだ人の応援を大分受けていますので、当面は県の指示に従わざるを得ない。団体のあり方委員会では、早く関与はなくしてくれと言われていたんですけども、それにはもう、本当に根本的に見直さない限りだめだと思います。だから今は県の考えに協力して、協力というか、反発をしているいろいろ公社で独立してできるという今状態ではないもので。県がやりたい、では私たちも協力しますという立場なもので、そこは御理解願いたいと思います。

○松沢証人 諏訪湖の話は、本当は、昨年度分離発注を試行したわけです。初めてのケースです。これ本当は、溶融炉がスタートするとき、多分平成9年か10年だと思っんですけども、このときに多分いろいろなケースをやってみなければいけなかったんだと思っんですけども、このときに多分ずっとやってこなかったんですよ。一緒にした方が当然共通経費の部分は安くできるわけだし、現場代理人も水処理の方の人がいるわけですからいいので、その方が安くなるんだと思っんですけども。

ただ、それともう一つは、契約の問題で、つくったところに責任を持って維持管理させるということも一つの手だと思っんですよ。だから、いろいろなケースを多分想定してやってこなければいけなかったのが、今になって、たまたま今になってそういうことを、私がたまたま生活排水対策室へ来たせいもあるのかもしれないんですけど、とにかくやってみなければ答えが出ないではないかというのがあれです。ですからいろいろなことを試行して、やっぱり一番いい方法を早く探り出さないといけない。たまたまそこにこんなような問題が絡んでしまったから、ちょっとあれでまずいなというふうに思っていますけれども。ただやっぱり、いろいろなことをトライして、本当にその維持管理の入札というのがどうあるべきかというやつを早く結論を出さないといけないのかなと、私は今そのように思っています。

○小林委員長 ここで、7時20分まで休憩をいたします。

休憩時刻 午後6時40分

再開時刻 午後7時22分

○小林委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、百条調査権に基づき、付託事件の調査を行うための証人出頭要求についておはかりします。

○服部委員 あしたはこの田附保行さん、それから岡部英則さん、それと小林公喜さん、北原俊樹さんの4人をお願いします。

○小林委員長 わかりました。今、服部委員の方から御提案ございました4名になりますね。あす証人として本委員会に出頭を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○平野委員 きょうの証人、全部で4人、一緒にやった方がいいと思うんですが。

○小林委員長 わかりました。今の御提案はいかがですか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。入室を許可いたします。

[ 各証人 入室・着席 ]

○宮澤副委員長 御苦勞様でございます。遅くまですみません。田附証人と岡部証人におかれましては、長い時間お待ちいただきまして本当に申しわけございません。委員会を代表して本当におわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

これより、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲をこえないこと、またご発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言をお願いします。

これより岡部英則証人から証言を求めます。最初に副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず岡部英則証人にお尋ねをいたします。あなたは岡部英則さんですか。

○岡部証人 はい、そうです。

○宮澤副委員長 現在の役職名をお述べください。

○岡部証人 障害者福祉センターの所長をやっております。

宮澤副委員長 次に田附保行証人にお尋ねをいたします。あなたは田附保行さんですか。

○田附証人 はい、そうです。

○宮澤副委員長 現在の役職名をお述べください。

○田附証人 長野県計量検定所技術幹でございます。

宮澤副委員長 それでは、4人一緒ということでございますけれども、それぞれ引き続き尋問を続けさせていただきたいと思います。

○高見澤委員 松沢証人に5点ほど尋問したいというふうに思います。まず1つは、16年1月30日、松沢証人の記録がここにあるわけですが。流域下水道維持管理業務にかかる入札方法について、下水道課の中山流域下水道係長にお尋ねした内容であります。そのこのところに配置技術者の要件ということで、人数を配置することは契約までに表の人数をそろえればよいのかということをお尋ねしているわけでありまして。その答えが来ているわけですが、この契約までに表の人数をそろえればよいというような、この内容はだれの発想でこういった質問をしたのか。また、なぜこのような質問をするようになったのか、その辺のところをまず一つ尋問をしたいと思います。

○宮澤副委員長 証人におかれましては、時間も過ぎてまいりました。簡潔で結構でございますので、よろしくお願いたします。

○松沢証人 これは先ほど申し上げましたけれども、予定技術者数というのを表で提出していただいていますので、そのまま来ればチェックのしようがないものですから、結局契約して実際に人数というか、メンバーの名前が挙がってこないとチェックができないということでございますので、そのような確認をしたというふうに記憶しております。

○高見澤委員 ではもう1点ですが、人数は積算の数でなくて下水道課が考える技術者数かということをお尋ねしておりますけれども、公社としては、これは従来どおりの技術者でいく方が望ましいと思っていたのでしょうか、その辺のところはいかがですか。

○松沢証人 公社が使っておりますのは、下水道協会の積算要領というのがありまして、それは設備と流入水量とかで必要な人数というのが、ある式に入れると決まってくるような形のものになっております。それでいくと大体この処理場は何人と出てきますので、その人数を満足してもらいたいというふうにお願をしたと思います。

○高見澤委員 そうするとその積算人数というのが、本来はその方が公社として執行する、管理者の方としてはその方が望ましいという考え方でよろしいですか。

○松沢証人 これは考え方が非常に難しいんだと思うんですけども。というのは、いわゆる常に処理場に委託会社の人、例えば10人なら10人いなければいけない。ただそうすると、4週5休とかで24時間働いているわけですから、お休みの人もいますよね。前の日に夜勤をやった人は当然明けでお休みになるわけです。そうすると、だから休んだ人まで入れれば10人になるけど、いつも処理場には10人いないわけですよね。だからそういう人をどう数えるかというような。そうすると、さっきも申し上げましたけれども、会社の人使い方

まで口を出すような話になってしまうので、なかなか難しいということだと思います。ただ、いずれにしても公社の方とすれば、そういう積算で、ある一定の人数というのが出てくるわけですから、それに従ってお金を積算しているわけですので、そのお金を積算した根拠になった人数はお願いしたいというのが公社の立場です。

○高見澤委員 それともう一つ、2月3日に、これは当時の担当の松沢証人が、やはり下水道課長に、平成16年度流域下水道維持管理業務の入札方法についてお尋ねをしています。その中で、やっぱり配置技術者等の確認ということで、予定者の経歴を提出させてよいかとあります。これは公告間際にこのようなことを尋ねているわけですね。もう一つは、落札者に配置技術者要件に示された技術者の雇用状況を契約までに文書で提出させるというような確認をしてよいかというようなことがありますね。これは、なぜこの時期にお尋ねをしたようになっているんですか。

○松沢証人 多分、細かなことはよく覚えていないんですけども、いずれにしてもある一定の技術を持った人をつけてもらわないと、公社と一緒に処理場を運転していくわけですから、公社の方としても安心して一緒に仕事をする事ができないわけです。ですから一定のそういう機械屋さんとか、電気屋さんとか、水質屋さんとか、そうすると当然今何人あなたの会社にいますか、そういう人はどういう経歴を持った人がいますかということを確認しておきたいという。ただ先ほど申し上げましたように、会社のそういう人事の話にまで口を出すような話になってしまうので、ちょっと心配だったからそこを確認したということだと思います。

○高見澤委員 では特にその時期に、入札の公告を出す準備をしている中で、そういった技術者等の面で不安が生じたということではないですか。

○松沢証人 不安が生じたというよりも、公告すれば当然その人数をそろえて、ある程度めどをつけてエントリーしてくるというのが通常の流れですので、そこを公告の前に確認しておきたかったということだと思います。

○高見澤委員 もう一つ、平成16年度の一般競争入札公告の文面の中に、先ほどの、契約までの人数を配置することは契約までに表の人数をそろえればよいという、そういうような関係のことが、公告の中に書かれて、私どもが見る範囲では書かれていないわけですが、松沢証人から見れば、それらはどこにそれが記入されているというふうに思われますか。

○松沢証人 実は、仕様書というのが別にございまして、処理場ごとにかなりこのぐらい分厚い仕様書を、実は公社の方の本社で閲覧してもらうようになっています。その根拠もある程度示してあったはずだというふうに思います。ですからそこでもって、当然エントリーするときにはそういうものを持ってきますので、入札説明書の説明会のときにも、資料作成説明

会というのを公告のあとに開催するようになっていきますけれども、そのときにも確か説明したのではないかなというふうに思っています。

○高見澤委員 これ大事なところですので、しっかりと証言をお願いしたいんですが。仕様書で示した、確か私ども仕様書も記録要求してありますので、ちょっとまだそれ全部が目が通せなかったのはいけなかったと思いますけれども。これ確実にこれは説明をされているのでしょうか。ということは、私どもがお邪魔してお聞きしたその入札参加された方、業者さんは、そういったものはわからなかったということをおられるんですよね。その辺のことをもう一度証言してください。

○松沢証人 一般的な積算でいくと、例えば諏訪湖は約50人ぐらいというふうに必要人数が出てまいります。それで公社の方がお願いしたのは、現場代理人と、それから副総括代務者と、それからあと電気と機械の主任さん、あわせて10人以上とか、10何人以上とか、水質の技術屋さんは技能員以上で何人以上、あとの方は単純労務の方ですので、そこまでは規制しないんです。コアになる技術屋さんの数を、これ以上の人数をそろえてくださいということを行っているはずだと思います。

○高見澤委員 それでは仕様書ですが、これは通常私どもがパソコンでいつも確認できるような状態になっていますか。

○松沢証人 多分公社の方のホームページでは、仕様書までは確認できないのではないかなというふうに思います。

○高見澤委員 わかりました。それから、先ほどの入札公告の関係ですが、これはそれではその仕様書だけで示された。先ほどの人数の関係ですね、技術者を契約までにそろえればいいというのはそこだけしか書いていないということですね。

○松沢証人 公告文には、ですから会社の経験とそれから現場代理人、それと副総括、それとあとコアになる機械、電気の主任以上の人が何人、水質の人が何人ということは公告してあるはずですよ。

○高見澤委員 その部分はホームページには載っていますか。

○松沢証人 公告文に載っておりますので、ホームページで見られると思います。

○高見澤委員 そうするとその仕様書を、閲覧中に参加希望の各業者さんは何人ぐらい閲覧に来られましたか。

○松沢証人 ちょっと私ずっと見ていたわけではないもので記憶に薄いんですけども。公告してから多分3日ぐらいたってから1社来て、またそのあと少したってから1社来てというような形で、お名前を書いていたので、閲覧場所というのがあって、そこに何々会社のだれだれというふうに名前を書いていたので、多分入札に参加された方



は皆さん、みんな来てごらんになっているんだと思います。もしかすると、もっと多かったかもしれないです。ただ、その内容を見てちょっと厳しいからといってエントリーされなかった方もいらっしゃる可能性もありますので、ちょっと私、人数の、その何社来てどのぐらいというのは確認してございません。

○高見澤委員 従前は12月におおむね入札公告をされてきましたけれども、16年度は2月6日に公告されたというふうになるわけですがけれども、公社としてはこの原因は何だと思っておられますか。

○松沢証人 多分ですけれども、公社と下水道課で打ち合わせをやって、その流域下水道の入札方法について打ち合わせを何回か、ああでもないこうでもないというような話をいっぱいした記憶があります。それで、結果的にはその下水道課長名の指示書というか、こういうことでやりなさいという、それが届いてから公告というふうに決めていましたので、その来るのが1月30日でしたか、確か1月の末だったと思いますけれども。来たからすぐ、準備はもうしてありましたもので、あとは公告、来た指示書の中と公告文の中身をチェックすれば載せられますからということだったと思います。

○高見澤委員 約2カ月ほどですね、通常から見れば2カ月ほど遅れているんですけども。その間には、特に理由というものは下水道課の方からはなかったですか。

○松沢証人 だから多分、私が思うには、公社と下水道課とで要件をどうするかということをお話し合いをしていますので。そこで多分、本課の方の方針というか、それが多分若干遅れたのかなという感じはありますけれども、いずれにしても当然相談してやっていることですので、それは、会議は何回か開いた記憶があります。

○高見澤委員 田中証人に一つだけお尋ねいたしますが、平成15年9月定例議会終了後、田附課長と知事後援会幹部が下水道公社に行ったことが先ほど明らかになったわけでありましてけれども、このとき、先ほど証言をいただいてありますけれども、私ちょっと聞き落としたと思います、何の話をしたのか、再度この部分だけで結構でございますのでお尋ねいたします。

○田中証人 流域を県内業者にやらせてほしいということをお話されておりました。

○高見澤委員 これで私の尋問を終わります。

○石坂委員 証人の皆さん、遅くまで御苦勞様です。それぞれ1点ずつ、それぞれと言いますか田附証人、田中証人、松沢証人に1点ずつお伺いしたいと思います。

最初に田中証人に、ただいま高見澤委員もお尋ねした件ですが、平成15年9月議会終了後、この議会では関係業者の陳情などが県議会で採択されておりまして、できる限り地元業者を

参入させてほしいという趣旨ではありましたが、この間のずっと各証人の皆さんの証言で、実情はかなりそれに伴わない無理なものであったということが私たちもわかってきました。そういう中で、その議会終了後、田附当時下水道課長が、土木部長と知事後援会幹部と懇談を持たれたあと、その日、下水道公社へ知事後援会幹部を伴って課長が行かれたわけですけど、そのとき、先ほどの御証言では、行く目的、何のためにということは告げられなかった、お部屋を貸してほしいということだけだったということによろしいでしょうか。

○田中証人 部屋を貸してくださいとまず電話があって、それで私が「何の話ですか」と言ったら、「すみません、知事後援会幹部と行くけれども部屋を貸していただけますか」と言ったから、別に私は貸せないというのは何もありませんから、「どうぞ」と。何の話と聞いたら、知事後援会幹部と流域の、いわゆる県内業者にやらせる問題だと言われたもので、いやそれはちょっと相談してきてくれと、課の職員にまずは相談してから来いよと、そうでないと、もう絶対そんなの一人で決めるわけには、私は別に相談を受けても何もないので、部屋を貸してくれということですからね。ではと言ったら、強引に連れて来て、そこでお話をしたけれども、私はうんと腹が煮えくり返っていたもので、私は何も言いませんでした、意見は。

○石坂委員 もう少し詳しくというか、踏み込んでお伺いしたいんですけど。それでは当時下水道公社、今も理事長さんですけど。田中証人に、流域下水道のことも、地元優先のことも、技術支援のこともいいんですけど、議題はともかくとしてお部屋を貸すことを含め、相談に乗ってほしいとか、相談したいとか、そういうことではなかったんですか。

○田中証人 相談とそういうことではないです。部屋を貸してほしい、何のために来るんだと言ったらこうだと。私が前もっていつも言っていたように、業者が県内にするとか、県外にするとかというのは県が決めることであって、私にそんなことを言われてもだめなんですから。私に相談されても困るから、もしそれを私に相談したいというのなら、私は来るなと言います。

○石坂委員 この問題、最後にもう1点だけお願いします。公社の市町村の下水道などに対する技術支援や、流域下水道の問題でもいいんですけど。技術支援の話題というのは、田中証人に対して田附当時下水道課長からどの程度のお話があったのか、具体的に御相談とか、御意見とか。技術支援という部分では、別に詳しい中身は結構なんですけど、いかがですか。

○田中証人 技術支援については、一切話がありませんでした。

○石坂委員 それでは今の件で田附証人に、きのう御証言いただきました中身との関係でお尋ねをしたいわけですが。昨日の田附証人の御証言では、9月議会終了後、土木部長と知事後援会幹部と懇談したあと、その足で知事後援会幹部を伴って下水道公社へ行った目的とすれば、田附当時下水道課長自身が御提案されていた技術支援の問題をどうしても解決してい

ないと、県内業者を参入させていくということが技術的にも、業者の育成の状況からも、非常に無理な状況にあったので、まず技術支援だということで、そのことをテーマに下水道公社へ知事後援会幹部を伴って行かれたと。そういうきのう御証言だったと思うんですけど、それはそのとおりでしょうか。

○田附証人 そのとおりでございます。

○石坂委員 そうしますと、ただいまお聞きになっているように、田中証人は、目的自身ははっきり告げられないまま、お部屋をとにかく貸してほしいと言われたことと、それから実際にお見えになっても、相談をするということや、今のテーマ、行く目的としては私たちにきのう御証言いただきました技術支援ということでは、ほとんどお話や相談がなかったと言っておりますので、田附証人自身は技術支援のことで相談に行く目的を胸の内に秘めてと言いますか、そういう目的もあって知事後援会幹部をお連れになったかもしれませんが、現実の場面ではそうならなかったということは、田中証人の証言の中身が事実ということで受けとめさせていただいていいのでしょうか、その辺いかがですか。

○田附証人 まず部屋を貸してくれということ自体が、これちょっとそういうまず必要性もなかったし、そういうことを言ったつもりはまずないと思います。それで、ただし下水道課の中で話し合ってくれというようなふうに言われた記憶があるんですけども。ちょうど知事後援会幹部の方から公社へ行ってすぐ、前の部長との話では、その技術支援ということがもうどうしても欠かせないという話の中で、公社へ行ってぜひお願いしたいと言いますか、そういうことでありましたので。一応公社の方もだれもいなければお願いに行ってもまずいと思ひまして、一応特に理事さんですよね、どなたがおられるかということを確認するために電話をして、そういうことを言われたんですけども、知事後援会幹部にもう行くというふうに言われたものですから、お邪魔しますというようなことで、電話はそれで切って、それでいずれにしても、もう課の中で話し合っている時間と言いますか、それだけの時間がとれないものですから、2人でお邪魔したというのが記憶です。

それで行ったときも、知事後援会幹部の方から、いずれにしても議会の方でも陳情が採択されたということもあるので、ぜひ県内企業優先とした入札に取り組んでほしいという話の中で、そのあと私が、いずれにしても技術支援というのは、どうしてもこれはやっていただかないと、これはもう簡単に県内企業の、特に技術的なノウハウの少ない企業が多いわけですから、どうしてもその辺については技術支援が必要なのでぜひお願いしたいということをお願いをいたしました。

○石坂委員 ちょっとかなりお二人の受けとめというか、大きな開きがあるようにお聞きしても思ってしまうんですけど。きのうの御証言で田附証人は、技術支援自身は自分がむしろみ

ずから提案したことだと、そういう御証言だったと思いますので、具体的な技術支援の提案というのがやっぱりあってしかるべきというか。でも田中証人はそういう話はほとんどなかったということなんですけど。具体的な御提案、技術支援の中身としてどういう御提案をされたのか、覚えておいでですか。

○田附証人 技術支援については、流域について、いわゆる県内企業優先ということについても、私が来る前から知事さんからの指示がされておりましたので。その前にも、何か機会があるごとに流域についても、流域についてということも、市町村の単独公共については、公社の事業見直し検討委員会というのをつくりまして、その中で技術的な責任は公社が持つということも、もう8月の報告書の中で明確になっているんですが。それはあくまでも市町村の単独公共だけで、流域については、そのいきさつなんですけれども、それでいわゆる流域は、あくまで報告の中に入っていないということなんですけど。それにつけて、やはり折につけて流域についても技術支援をぜひお願いしたいということも、もう前々からお願いしてあったんですけども。特にそれについて協力いただけたとかという返事は、まだ正式にはもらっていませんでしたので、そのときに特にまたお願いしたということもございます。

○石坂委員 田中証人のお伺いしますけれども、田中証人が下水道公社のお仕事をされるようになってから今日までということ結構なんですけど。長野県では御承知のように、名刺営業禁止、業者の名刺営業を関係の部局にすることが禁止されており、県の担当の職員が、利害関係者つまり業者と、下水道公社で言えば、下水道関係の業者と直接的なそういう接触をすることは基本的に許されない状況にあると思います。そういう状況の中で、この間ずっといろいろな方の証言をお伺いしていると、下水道公社の入札や、さまざまな改革の実務的なことは公社が担当しているけれども、現実に入札のやり方とか、具体的な方針、特に政策的なことは、本課の下水道課が決めて指示をしていくという関係にあるということですよ。そういう関係の中で、本課の、つまり政策決定の権限を持っている課長さん、下水道課の課長さんが、関係業者、利害関係者を伴って公社を訪れる。つまり、今、お聞きしております平成15年9月議会終了後に当時の田附課長が知事後援会幹部を伴って公社に行かれたような、そういう状況というのはほかに事例が、経験がありますか。

○田中証人 ないです。

○石坂委員 あってはいけないというふうに私も思っていて、お伺いしたんですけど。そういうことになると、繰り返しのお尋ねで田附証人、大変恐縮なんですけれども。9月議会終了後、技術支援は御自分自身の御提案であったとしても、やはり知事後援会幹部を伴って、それから現実にお伺いしてみますと、証人の思いはともかくとして、田中証人を含めたそのお部屋をお借りしてなのか、お話し合いなのか、それはちょっと受けとめ方がかなり

違うんですけど。そこでの懇談と言いますか、お話し合いは、実際には技術支援の相談にはなっていなかったのではないかなと受けとめざるを得ないような気がしますけど。

いずれにしても、利害関係者の業者を伴って、本課の政策決定の権限を持つ課長さん自身が公社を訪れるということは、やはり非常に不適切なことではなかったかと思うんですけど、その辺いかがですか。

○田附証人 おっしゃるとおりでございます。適切を欠いていたということはもう明らかでございます。私もその会社に行くにつきましては、知事後援会幹部の方から言われて同行してくれというようなことで、それで言われましたが。どちらかというところちょっと断り切れなかったというのが現状でございます。

○石坂委員 断れなかったということはほかの事例でもお伺いしていますので、立場とお気持ちはわかりますけど、お断りしていただきたかったですね。

それでは松沢証人にお伺いします。先ほどからも、ほかの委員の方からもお尋ねがあります平成15年、16年、17年という経過の中での下水道公社の入札のいろいろな変化に伴う状況の、特に16年度の入札がいろいろな経過の中で中止になりました。私はいろいろな方がいろいろお聞きしていますので、重複は避けまして、結果として16年度は、私もこの2月6日付の公告というのを拝見しまして、ほかの方にもお尋ねはさせていただいたんですけど、特に県内業者の参入はぜひしてほしい、私も立場ですが、それにしてもこの公告にさまざまな不備がある。特に先ほど松沢証人自身も御指摘になりましたけれども、本店が県内と、これはいかにも地元の業者が参入できる条件が拡大できるようにと一見思いますけれども。そこにやっぱり2年でも何でもいいんですけど、一定のそういう経験がある者というような条件がつかなかったために、公告後に実際に県外業者が住所を移転して参入してしまうという、すきと言いますか、不備を許したというようなことに結果としてはなったということや、それから5日間の問題も非常に問題にされていますけど、いずれにしても3月26日に入札を実施して、4月1日から業務開始ということで、その間5日間しかない。それからそこに業者をそろえる書類を31日までに提出しなさいということで、ここに匿名のメールということなんですけど、クレームがついたりするような不備があったということで、そのことについてはもうお尋ねしませんけど。

そういう無理がある中で、いずれにしる入札が中止になりました。中止した結果、15年度に実際に委託した業者が随意契約で受けることになったわけですよ、結果としては。その随意契約を受けた業者の中に、知事後援会幹部の関係する法人が下請で参入をしていたわけですよ、現実の問題として。私、おわかりでしたらということでお尋ねしたいと思いますが、この16年度の入札が中止になった結果、先ほど積算価格や予定価格そのもの、つまり

業務量がふえたのか、積算がちょっとおかしいのか、そこはわかりませんが、いずれにしても金額的には知事後援会幹部の下請の会社が受けた業務料、金額というのがふえたというお話はありましたけれども、もしこれが入札中止にならなかった場合には、次の年の17年度に実施された一抜け方式と、それから県外大手とのジョイントでの入札が一般競争入札でされたということになったわけですね。結果は中止になりましたので、随意契約で下請での参入に知事後援会幹部の関係する法人はなったわけですけど。

ですから入札がこの2月6日付の公告に伴ってそのとおり中止にならずに実施をされていた場合と、それから結果としては随意契約になってされなかった場合で、この知事後援会幹部の関係する法人は一体どちらがお得だったのでしょうかということなんですけど。わかりでしたらお答えいただきたいと思います。

○松沢証人 ちょっと仮定が入りすぎてしまって、お答えが難しいです。申しわけありませんが、どちらが得かということは、金額の高ということよりも、おそらくその受託をすることによって、人を張りつければお金は高くなるけれども、たくさんの人もあるしなないといけません。そこでもっての会社としての利益と申しますか、そういうものと下請であれしたときの利益と、ではどっちがという話になると、ちょっと私はそういうこと、会社のあれまではわかりませんので、ここではお答えはできません。

○石坂委員 おわかりになりましたらということで、これは本当に今の御証言のとおり、具体的な試算をしてみないとわからないと思いますので、おわかりでしたらということでお尋ねしました。ではこれは終わりますが、もう1点だけ。

この年に現実には入札が中止になりました。この中止になるに当たって、この間のさまざまな方の御証言から、私たちの思っていた以上にこれは正直に申し上げますけど、知事後援会幹部が深くやっぱりこの下水道事業のさまざまな場面にかかわりまして、かなりいろいろな影響というか、御意見を言っていたということで、大変私もびっくりしているわけなんですけれども。この知事後援会幹部が、この16年度の入札中止になるように働き掛けをかなりしたという事実があるのか、可能性があるのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○松沢証人 申しわけありません。私は、当時は公社の入札の事務担当ですので、どういう経過でそういうふうになったかというのは、承知をしておりません。結果だけ聞かされているということでございます。

○小林委員長 この4人の証人の方に、逐次、尋問がありましたら、挙手の上、お願いしたいと思いますのですが、いかがですか。

○林委員 私、文書公開の問題で、田附証人及び岡部証人にお伺いしたいと思います。きょうはあまり時間が十分ありませんので、まださわりの部分になるかと思っておりますけれども、よろ

しくお願いいたします。

昨日、中野証人の証言の中で、10月6日に新聞社から文書公開があり、8日に公開請求文書を下水道課の中で回覧をしたということがございました。そしてその際、田附課長が出たり入ったりしながら、これは戻ってきたときにメモであって公文書に当たらないというふうに言われたと。課の中は騒然としていろいろ意見があって、強く反対した皆さんもいたというふうに証言をされております。私ども、この総務委員会の議事録を精査しました。それでそのことは3月15日の議事録にも克明に全部記載されております。そこで田附証人にお伺いするわけですが、10月9日前に公文書公開請求について、だれかに相談されたことはありますか。

- 田附証人 8日までのあれですけれども、監理課長に相談したという記憶がございます。
- 林委員 いつ行かれたのか、あるいは何回、監理課長に相談されたのか、お伺いいたします。
- 田附証人 回数は1回ではなかったかというふうに記憶しております。それで日付も8日ではないかというふうな記憶があります。
- 林委員 昨日の証言で、その文書はあくまでも田附証人自身がつくったメモだというふうに証言されておりますが。その監理課長に行かれたときには、今、私が申し上げた文書を持って行かれたか。
- 田附証人 文書が5種類ありますけれども、全部ではありませんが、見本として2つか3つぐらいは持って行って、相談したと思います。
- 林委員 そのときに監理課長は、それが公文書であるのか、あるいはあくまでもメモで私文書であるのかという点については見解を述べられましたか。
- 田附証人 そのときのあれも、そのはっきりあれなんですけれども、絶対的な公文書だとか、私的なメモだとかということの、いわゆる決断と言いますか、明確な回答はなかったように記憶しております。
- 林委員 そうすると、昨日の中野証人の証言では、課長が戻ってきた中で、これは公文書に当たらないと言われたということ、そうすると自分で判断されて、そういうことを課に戻って発言されたんでしょうか。
- 田附証人 前から言っているんですが、前から私のつくったものが2つありますけれども、それについてはいわゆる私的なメモという意識でもともとつくってありまして。それでその前から、それはもう私的なメモだという、いわゆる自分とすれば認識でありまして。その文書公開請求のときにもそういうことを、私は初めから言ってきたというふうに記憶しております。
- 林委員 2月17日の議事録の中でこういうふうに言われているんですね、田附証人が。公文

書に当たるかどうか、岡部さんに相談をしたと、私的メモではないかと大分強く言われた。その言葉を受けて、課へ戻り職員にも説明したところ反発があったということですが。そこで岡部証人にお伺いしますが、2月17日の議事録によりますと、10月6日から9日、委員会があり、9日前に田附さんにそういう話をする、至る状態ではなかったというふうに書かれております。そうすると、先ほど田附氏の証言によりますと、8日に課に戻ってそういうことを言っているわけですから、岡部証人が総務委員会の審議に参考人として発言した内容と若干食い違ってくると思うんですけども、その日についてどのように認識されているでしょうか。

○岡部証人 私が初めてこの公文書問題に対して関与したのは、2003年10月9日9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれたと。その時点からの関与であります。

○林委員 克明に時間まで記録されていて、非常に敬服するわけでありますけれども。そうすると、田附証人が公文書に当たるかどうか岡部さんに相談、私的メモではないかと強く言われたと。その言葉を受けて、課へ戻り職員に説明したという発言が2月17日の議事録に載っておりますけれども、これはいく日でしょうか。

○岡部証人 私が田附さんと話したのは、知事の指示を受けて、そのあと文書学事課の公開係の方に、事前に内容等について、メモということで処理をする可能性はあるのかどうかというようなところを確認しまして、そのあと田附さんを3階の経営戦略局に呼びました。それが初めてです。

○林委員 それはいく日ですか。

○岡部証人 それは知事から指示を受けた10月9日の、知事室の1階で指示を受けたあとですので10月9日です。

○林委員 田附証人にお伺いします。この2月17日の議事録、岡部さんに相談をし、私的メモではないかと強く言われた。その言葉を受けて課へ戻り職員に説明したところ、反発ありということで書かれておりますけれども。そうすると8日にもその課の中で騒然とし、また9日もそういうことが課の中で、職員から反発があったり騒然とした状況があったとこういうことで理解をしてよろしいでしょうか。

○田附証人 私が発言したときは、その辺の前後の時間的なあれが私も記憶違いをしていたというような感じをしております。それで実際は、騒然としたのは10月8日でありまして、そして岡部さんに言われたのは9日であって、実際は騒然となったときにはまだ岡部さんとは相談をしていなかったということが、そのあとの記憶ではっきりしまして、その辺ちょっと、そのときの発言が、時間が少し前後してしまったという結果になっております。



- 林委員 それから、9日に岡部さんに相談をしたということですが、これは田附証人の方から行かれたのか、あるいは岡部さんがそのことを担当されるというふうなことがあって、そういう岡部証人に相談をされたのか、そこら辺はいかがでしょうか。
- 田附証人 これは、10月9日の午前中だと思いますが。電話がありまして、それで私が、いわゆる電話の中身は、内容は公文書公開請求だということで、私は慌てて自分のメモを3部ですか、持って行って相談をいたしました。それでそのあとも、その日も2回くらい岡部さんのところへ行って相談をして、それからその相談の結果はみんな私的メモではないかというふうに言われた記憶でございます。
- 林委員 これも2月17日の議事録に載っていますが、知事から文書を受けとったというふうに岡部さんは述べております。そして出さない方向で取り扱うと話をし、知事と私、つまり岡部証人と北原さん、3人で出さない方向で取り扱うということをお話したというふうに、その委員会の中で述べておられますけれども、そのことで間違いはありませんか。
- 岡部証人 間違いありません。
- 林委員 それで同じく2月17日に、秘書の北原氏は、その場に私はいなかったと参考意見を述べておりますが、そうすると、岡部氏と北原さんの話が食い違うわけですが、北原さんがなぜこのような発言をされたのか、岡部証人、どのように理解しますか。
- 岡部証人 人の気持ち、心の中まで私にはわかりませんが、北原さんには北原さんの考え方があるのだというふうに思っております。
- 林委員 そうすると、2月17日の参考人としての発言には間違いがないということですね。
- 岡部証人 1階知事室に呼ばれていったときに、知事はパソコンを開いていて、文書を、わけがあったという形で述べております。それについて間違いはありません。
- 林委員 委員会の発言は当然参考人としての意見ですが、きょうは百条委員会ですので、証人としての発言ですので、ひとつ責任を持って発言をきちんとお願ひしておきたいとこう思います。ではそういう点では、岡部証人が、今、知事と私、つまり岡部証人と北原さん、3人で出さない方向で取り扱うということをお話したというこの2月17日の議事録どおり、改めてもう一度確認しておきます。よろしいですね。
- 岡部証人 知事が北原秘書に意見を求め、秘書が、出しづらいところが2、3カ所ある、例えばこんな点だというようなところを知事に意見を述べました。それを請け負って、知事は私に、では出しづらいところがあるならば、公開しない方向で調整をとってくれということで指示を受けました。間違いありません。
- 林委員 3月9日の議事録に、知事がこのように言っておりますね。公開請求について、きちんチェックをしてほしい、このように指示をしたと述べられておりますが、これチェック

をしてほしいということと大分ニュアンスが違うわけですが、この点について、岡部証人の理解を改めてもう一度お伺いいたします。

○岡部証人 私はそのような指示は受けておりません。あくまでも、公開しない方向で調整をとれということが、知事から受けた指示であります。

○林委員 そのことをまた他の証人も、また知事も証言されるでしょうから、いずれ明らかになるかと思えます。きょうはそういう点では、岡部証人の話は一応お伺いしたということにしておくわけであります。

もう1点、岡部証人にお伺いいたします。きょう高見澤委員でしたか、先ほどの尋問の中でメールの内容が公表されました。10月16日のメールだったと思うんですが、それは当時の大人特捜部ですか、松林、小林公喜、宮津さん、知事後援会幹部も含まれているわけですか。それが先ほど公表されたわけですけれども、これについては、岡部証人は全く承知していませんか。

○岡部証人 内容を承知しておりませんので。見ておりませんのでお答えができませんが。

林委員 普通、どこにも出ないメールが、その4人以外のところへ出てきたということで、現実に先ほどこの場で、尋問の中で使われたわけではありますが、非常に私は疑義を持つわけですけれども、もう一度、岡部さんは全く知らないという点、繰り返しになりますけど。

岡部証人 ちょっと知事と同じような形でお答えをさせていただきたいと思えますけれども、経営戦略局にいるときは、本当に毎日毎日メールが、もう何十通、何百通というような形で入っております。その中の1通というのを特定するためには、それを見させていただかないと、どうしても私自身特定できないのかなということでありますので、ちょっと見ないで入っていたか、入っていないかと言われても、知事と同じく記憶にないという形でお答えをさせていただきます。

林委員 私の手持ちの資料ではないので、他の委員の出されたものですから、私がそちらから資料請求をするわけにもまいりませんので、また後ほどしかるべき手順でまたお願いしたいというふうに思います。その点についてはその程度にとどめておきたいと思えます。

それからもう1点、地方公務員法に基づく守秘義務について、お伺いいたします、岡部証人。この百条委員会の中で、政策秘書室の近藤証人が証言された中で、当然公務員法に基づく守秘義務があり、地方公務員法では職務上知り得た内容について、あるいは公の場で発言する場合、あるいは他人に話す場合、任命権者の同意が必要ということになっておりますけれども、そのことについて、委員会の中でさまざまな参考人として意見を述べられておりますけれども、その件については、どのように認識をされて対応されたでしょうか。

岡部証人 それは守秘義務違反ということになるということで、今、問いをされたというこ

となんでしょうか。

林委員 地方公務員法の守秘義務についてどのように認識されているのか、そのことをお伺いしただけであります。基本的な問題で結構です。

岡部証人 守秘義務についてですけれども、私自身は、議会のこの公の場において、私が質問に対してお答えをするということは、公務員として、長野県職員として当然のことであるというふうに考えております。それが守秘義務に触れるということでしたら、それは議会が私に求めてきた内容が、答えるべきものではないということで、そのときに議会自体が考えるべきものということだなと。答えになるかならないかわかりませんが、議会でお答えすることについては、守秘義務がある程度解除されているというふうに私自身は考えております。

林委員 近藤証人は、百条委員会へ出るについても、当然上司に伺いを立てて許可を得て来ております。これが当然、地方公務員法に基づく守秘義務の問題の扱いであるかと思うんですけれども、議会であるからその必要性はないという点については、認識が違うのではないですか。

岡部証人 その点について、もし私に守秘義務違反があるということならば、正式に守秘義務違反ということで手続をおとりをいただきたいという形で、議会には私自身お答えをさせていただいています。

林委員 今、開き直りといいますか、腹をくくったと言いますか、非常にそういう発言、非常に私も今驚いた発言をいただいたわけでありましてけれども。これについては、いずれ委員会の議事録を見ても、非常にそれに近い問題が内在しているというふうにも私は理解しておりますので、それについては、今後また、それらの問題については今後もっと具体的に対応していきたい、また調査も含めてやっていきたいと思っております。

下村委員 1点お聞きしたいと思います。田附証人、公社の理事長室へ行って、知事後援会幹部と行かれたというお話がございましたけれども。これは田附証人から誘ったことでしょうか、知事後援会幹部から誘われたことでしょうか。

田附証人 これは知事後援会幹部から一緒に行ってくれということで言われて、誘われたものであります。

下村委員 それで、このときに知事後援会幹部から、技術のことに對しての陳情で行ってくれという話だったですか。

田附証人 特にその辺の理由まではありませんでしたが、それは部長室の方へ来て、部長室の中では言いましたが、県内企業を優先とした入札に取り組んでほしいという要望があって、それに対して特に私が対応したんですけれども、いわゆる公社の技術支援というものがもう

欠かせないという話の経過の中で、それが終わったあとで行ってほしいと言われたものですから、その要件に関して話に行くので一緒に行ってほしいというふうに私は理解しておりました。

下村委員 田中証人は、そういう話はなかったと。流域の受託に対しての話であったということを行っているわけです。それで田中証人にお伺いをするわけですが、例えば腹立たしかったということになりますと、その前からそういうお話というのはあったわけですか。

田中証人 私が腹立たしかったというのは、職員に相談してきなさいよと言ったのに、変な言い方ですけど、そんなものはいいんだとそういうような言い方をして、すぐ私の部屋へもう来たもので、この人はすごい人だなとそういうすごく腹立たしかったということです。

下村委員 田中証人にお伺いいたします。立場上お断りになることができなかったという、ずっと先日からのお話でございます。まさにそのとおりであったのか、再度確認をとっておきます。

田中証人 私も一緒に行ってくれということと言われてまして、私とすれば非常に断りづかったということで、私も同行したわけでございます。

下村委員 そのときに流域の処理の仕事について、どんな具体的な内容がございましたか、知事後援会幹部から。

田中証人 それは部長室ですか。部長室と言いますか、部長と3人で会って、その話は先ほども言いましたが、ちょうど9月県会で陳情が採択もされまして、そういったこともあるので、ぜひ県内企業優先とした入札に取り組んでほしいという要望がありました。それで、その中で私とすれば前から県内企業は技術ノウハウが少ないということで、いろいろ懸念を持っておりましたので、どうしても公社の技術支援というのはやっぱり欠かせないということを、特に私は知事後援会幹部にお話をいたしました。

下村委員 これが、田中証人が言っているように、公社側には決定権がないということでございますので、部長室で決着がついておれば、これはわざわざ公社の田中証人のところまで行く必要はないわけですね。その点いかがでございますか。

田中証人 ですから話の内容は、今言った下水道公社による技術支援というものが、本当に協力してもらえるかどうかということが一番の話のあれでしたので、その必要があって行って、最初は知事後援会幹部の方から県内企業優先とした入札にしてほしいという中で、そのあと私がどうしても技術支援というのは協力してもらわなければ、私としても県内企業優先とした入札には取り組めないという説明をいたしました。それで、一応専務理事さんの方からはこれはもうやむを得ないというような回答をいただいたと記憶がありまして、そ

のあとで、公社の方で協力してくれるのならば、私としても県内企業を優先とした入札については、特に私としては問題は感じておりませんということも、そこでお話した記憶があります。

下村委員 再度田中証人にお伺いいたします。ただいまのような話でございましたか。

田中証人 技術支援に私のところへ例えば来たとします。そうすれば私は必ず職員に相談しますよ。職員に、私は技術的なことはわからないんですから、松沢さんなら松沢さんに、諏訪のはどうですかって必ず聞きます、それは。私は田附さんみたいに部下のところを、そんな関係ないんだということは絶対に言いません。それだし、技術支援はするためにできている公社なんです。そこへしてもらえるか、してもらえないかと言ってくる人がありますかね。私たちの方で言うのだったら、県内業者に任せたいんだけどではどうですかと言えば、それは県の方針でやるのはいいですけど、なれない県内業者がやるのだったら公社の技術者をもう少しふやしてもらいたいと、そういう要望は必ず出します。まだまだそのころは県からどんどん減らせ減らせと言われて減らしている最中ですから、それで例えば公社の人間が50人なら50人と決められているんでして、それしかできるか、できないというのだったら、私は50人では、例えばプロパーが50人しかいないので、それ以上のことはできないよと言うはずですよ。ただその当時はまだ県で調節できたはずですから、私は相談を受ければ、では待てよと、みんなで相談するとか、それでは県で人をふやしてくれるとか、そういうことを必ず言うはずですよ。だから技術支援の話は一切ありませんでした。

下村委員 技術支援のその依頼がなかったということですが、では何の話で行かれたわけですか、田附証人。

田附証人 いずれにしても行きたいきさつは今言ったとおり、部長と3人でそういう話をいたしましたして、それで今も理事長さんとすれば技術支援はやって当然だという今言葉が出ましたけれども。それまでも、先ほど言いましたが、何回かぜひ流域についても技術支援をお願いしたいという話は申し上げてきたんですけども。明確に協力していただけるという回答がなかったもんですから、お邪魔してお願いしたということでございます。

下村委員 どうしてもこれが、私ども民間感覚からずれがあるんです。ということはお願いに行くと今言っているんですが、片方は来てもらわなくてもいいと言っているんですね。そこへどうして、その技術支援のお願いに行くわけですか。もう一度そこを教えてください。

田附証人 電話のやりとりも、そんなのは必要ないというのではなくて、私が電話したのはあくまでも理事さんがどなたかおられるかということの確認のあれで、それでもう実際は、そのときにはもう知事後援会幹部の方から行ってくれという話だったものですから、だからそのときに行ったのは、知事後援会幹部も実際にはもう行ってくれということになったもの

で、課の中で話し合っている暇がないというような意味のお話をしたのが、それが正確に伝わらなかったのではないかという気がしております。

下村委員 それでは田附証人の言葉はそういうことだと思います、次に知事後援会幹部はそこへ行ってどんなお話をいたしましたか、田附証人。

田附証人 部長と3人で話したときと同じ内容で、陳情も採択されて、それで県内企業優先とした入札の取り組みをぜひお願いしたいというような話の内容でした。

下村委員 それは流域の処理の仕事に対してですか。

田附証人 そういう、具体的に流域という言葉が出たかどうかはわかりませんが、私とすれば当然流域、県の管理しているのは流域しかありませんので、当然県の部長の方へもお願いしたということは、流域の下水道の維持管理というふうに私は理解しておりました。

下村委員 流域の維持管理の陳情を、その担当をしている下水道課長さんが同行をして、それで公社の方へ伺って、それに対して陳情をした。これはいかようにお考えですか、公務員として。

田附証人 そのときの下水道課の立場というのは、非常にもう、前からも言っていますけれども、県内企業優先とした入札をせざるを得ない状況に追い込まれていたような状況で。それでそれは知事さんの指示、それから議会においては陳情、それから一般質問とあるんですけども。そういう県内企業優先とした入札をせざるを得ない状況に追い込まれている中で、どうしても公社の技術支援に対する協力というのは得なければまずいということで、そういう必要に迫られていたわけでありまして。それで邪魔したということで、お願いと言いますか。ただし、やはりこれは、いずれにしてもこれは、そういう業者とともに公社なり何なりへ行くということは、いずれにしてもこれは適切な行為ではないということはもう認識はしておりました。

下村委員 適切なことではないという、今、お答えをいただいたわけですが。しかしながら、実態とすればまさにその行為をなされてきたと、私はこのように感じております。今までこの知事後援会幹部は、一切、利害関係者として自分の企業に利益をもたらすようなことではなく、究極のボランティアをなさってきたとこういうとらえ方とは、随分ここでもうがらっと変わってしまったのではないかとこのように思うわけですが、いかがですか。

田附証人 今その究極のボランティアというのは、初めてそういう言葉を聞くんですけども。いずれにしても私の知事後援会幹部に対する、いろいろな今までの発言だとか、そういうものからしますと、特に自分の会社だけが利益を誘導するような発言というものは、私は聞いたという記憶がありません。やはり、私がいちいち、業者の方もいろいろこうやって見えていますけれども、県外企業というものはもう長い実績を持っておりまして、それで実際に

処理場の実績もあって、もうそれだけの技術的なノウハウがある中で、いわゆるその県内企業は、すべてではないんですけれども、多くの県内企業が置かれている立場というものは、何とか維持管理業務に参入したいんですけれども、なかなか、例えば市町村なんかの公共も入ろうとすると非常に反発も強いし、それからまた流域についても全く同様に、これはやっぱり実績のない業者というのは、実際は入るといことについては、私もそのときの下水道課長としても、はっきり言ってそういう経験の乏しい業者にやらせるということについては、かなり強い抵抗がありました。やはりそういう中で、どちらかという実績の多い県外企業と、実績が浅くてなかなか参入ができないという、そういう業者の対立がある中で、何とか県内企業をそういう維持管理の業務に参入させようというような、やはり力、そういうような方向での力が働いていたという記憶がございます。

下村委員 それは行政内で解決のつくことじゃないですか。何で民間人がそこへ介入するんですか。その点はいかがですか。

田附証人 前にも言いましたが、やはり下水道の管理というのは、県なり市町村のこういう地方公共団体がやっております、非常にトラブルとか、そういった問題を起こすということについては、非常に抵抗がもともとあるところでありまして。その中へやはり入るためには、どうしても技術的なサポートをどこかから得なければ、なかなか入れないというのが現状でありまして。やはりそれを県なり下水道公社に期待した面はかなり強いというふうに私は感じておりました。

下村委員 それは技術に対してでしょう。まさに田附課長は営業の支援をしたわけですよ。そのようにとらえられませんか。イエスかノーでいいですよ。

田附証人 ちょっと私はそういう感覚ではありませんでした。

下村委員 でも利害関係者であって、お断りのできない人だとこういう発言が今までもあるわけです。ということになれば、技術支援を求めに行ったのでもなく、流域のその処理業務に対して行ったということになればまさに利益誘導と。私どもはこのようにとらえるわけですが、いかがですか。イエスかノーでいいです。

田附証人 私の感覚はそういう感覚ではありませんでした。

下村委員 またもとへ戻ります。それは行政マンとしてすることですか。

田附証人 これはやはり決していいことではないというふうに感じております。

下村委員 では最後にいたします。田中証人にお伺いいたします。まさに田中証人は最初から技術支援の話で来たのではないというお答えをいただいておりますけれども、では流域に対して地元業界を参入させるといような陳情をしたということでございますけれども、それに対して具体的な話は何かございましたか。

田中証人 私にですか。

下村委員 聞き耳を立ててではいけないんですけども、同じ部屋においでになったということでございますので、参考にお聞きをしたいと思います。

田中証人 だからそのときに、私、今になって考えれば、部長さんの部屋では具体的に出なかつたんじゃないかというような気もするんですね。その県内業者にやらせてほしいと言ったのだけで、そのしっぽを持って私のところへ来て、何か具体的にそこで話し合ったのではないかという感じがします、私は。だから私は本当に、さっき言ったように、とんでもない人だと思っていたから、その電話をよこしたときに。だからもう私は何も言わないでおりました。

下村委員 またあす田附証人に尋問する機会があるかと思っておりますので、きょうはこのくらいにいたします。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

以上で田附保行証人、田中邦治証人、松沢克典証人及び岡部英則証人に対する本日の尋問は終了いたしました。証人におかれましては、大変長い間御苦労様でございました。長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構です。

[ 各証人 退室 ]

本日、出頭を求めました証人に対する尋問はすべて終了をいたしました。次回委員会は、明9月2日、1時10分からの協議会に引き続き、午後1時30分から証人尋問を行います。この際、何か御発言がございますか。

御発言がないようでございますので、以上をもちまして委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後8時37分